

令和4年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

- |      |                  |       |
|------|------------------|-------|
| 第 1  | 会議録署名議員の指名       |       |
| 第 2  | 会期の決定            |       |
| 第 3  | 諸般の報告            |       |
| 第 4  | 請願・陳情の委員会付託      |       |
| 第 5  | 発委第 1 号          | 提案～採決 |
| 第 6  | 議案第 1 号～議案第 4 号  | 提案～審議 |
| 第 7  | 議案第 5 号          | 提案～採決 |
| 第 8  | 議案第 6 号～議案第 9 号  | 提案～審議 |
| 第 9  | 議案第 10 号         | 提案～採決 |
| 第 10 | 南箕輪村選挙管理委員の選挙    |       |
| 第 11 | 南箕輪村選挙管理委員補充員の選挙 |       |

○出席議員（10名）

|    |    |    |     |    |     |
|----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊  | 6番  | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番  | 加藤 | 泰久  |
| 3番 | 原  | 源次 | 8番  | 唐澤 | 由江  |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番  | 三澤 | 澄子  |
| 5番 | 笹沼 | 美保 | 10番 | 百瀬 | 輝和  |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

|           |    |    |             |    |     |
|-----------|----|----|-------------|----|-----|
| 村長        | 藤城 | 栄文 | 健康福祉課長      | 伊藤 | 千登世 |
| 副村長       | 田中 | 俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎 | 一   |
| 教育長       | 清水 | 閣成 | 子育て支援課長     | 武井 | 香織  |
| 総務課長      | 伊藤 | 弘美 | 産業課長        | 有賀 | 仁志  |
| 地域づくり推進課長 | 高橋 | 里江 | 建設水道課長      | 武井 | 厚   |
| 特命担当室長    | 原  | 和子 | 教育次長        | 清水 | 勝宏  |
| 会計管理者     | 城取 | 晴美 | 代表監査委員      | 原  | 浩   |
| 財務課長      | 藤澤 | 隆  |             |    |     |
| 住民環境課長    | 清水 | 恵子 |             |    |     |

○職務のため出席した者

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 議会事務局長  | 松澤 | さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤 | 文敏  |

## 会議のてんまつ

令和4年11月28日

午前9時00分 開会

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（百瀬 輝和） お疲れさまです。

時間の長さは誰もが同じなのに、年を取るにつれ月日が足早に過ぎるように感じます。今年もあと1か月あまりになりました。しっかり総仕上げできるようにしたいと思います。

ただいまから、令和4年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、9番、三澤澄子議員、1番、丸山豊議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。過日、議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました、令和4年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告いたします。

本定例会に付議された事件は議案10件、発委1件です。このうち、議案第5号、第10号、発委第1号は議案審議の関係で即決といたします。請願・陳情は、陳情5件が提出されております。

また、選挙議案2件が提出されております。

会期は、本日11月28日から12月9日までの12日間とし、この間で11月29日から12月6日まで本会議を休会といたします。

また、最終日9日の開会時刻は午後3時を予定しております。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（百瀬 輝和） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月9日までの12日間に決定しました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

令和4年第4回議会定例会を招集申し上げましたところ、全議員の出席を賜り開催できますことに、まずはお礼を申し上げます。

早いもので、2022年もあと1か月あまりを残すのみとなりました。この1年を振り返りますと、今年も新型コロナウイルス感染症が猛威を振るった、そんな1年でありました。現在も引き続き感染が増加傾向にあり、この冬はインフルエンザとの同時流行も懸念をされております。村といたしましては、コロナとインフルエンザのワクチンの接種の御案内等、必要な情報の提供に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種でございますが、本村では10月1日からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始いたしました。12歳以上の初回接種を終えた方が対象で、前回の接種から3か月以上の間隔で接種を行っております。11月24日までの接種者数は3,479人となりました。このほか、5歳から11歳を対象とした3回目の接種、生後6か月から4歳以下を対象とした乳幼児の接種も新たに開始をしております。希望される方が早期に接種できるよう、医療機関・医療従事者に御協力をいただき、現在取り組んでおります。

誤接種の報告とおわびであります。

11月19日集団接種の会場において、従来株ワクチンを接種しなければならない方に、誤ってオミクロン株対応ワクチンを接種してしまいました。1例です。該当者と御家族に説明・謝罪をし、現在体調に変わりがないことを確認しております。原因といたしましては、事務従事者及び医療従事者への説明不足、確認不足がありました。今後このようなことがないよう再発防止を徹底してまいります。申し訳ありませんでした。

次に、給付金関係でございます。

電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等を踏まえた住民税非課税世帯等に対する生活支援として、給付金を支給いたします。

まず、住民税均等割非課税世帯を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金でございますが、1世帯当たり5万円を支給いたします。11月中旬に対象と思われる世帯に通知を発送いたしました。また、住民税所得割非課税世帯を対象とした長野県生活困窮世帯緊急支援給付金につきましては、1世帯当たり県からの3万円に、村独自の2万円を上乗せをして給付をいたします。合計5万円です。1月上旬に、該当と思われる世帯に通知を発送してまいります。どちらの給付金もできるだけ早く給付金の支給ができるよう進めてまいりたいと思っておりますので、対象となられる方は早めの手続きをお願いいたします。

また、生活支援企業応援商品券事業といたしまして、第4弾南箕輪村限定地元応援商品券事業を現在実施中でありまして、期限は12月31日までとなっております。物価が高騰する中、村民の皆様の生活を支える一助になることを願っております。11月18日時点での利用状況は、45.3%となっております。

さて、景気は国内・県内とも緩やかに持ち直しの動きが見られているものの、依然厳しい状況が続いております。村税の収入見込みでございますが、個人村民税は前年度決算に比べ約1,640万円増の8億1,500万円、法人村民税は約1,050万円増の1億7,500万円を見込んでおります。固定資産税につきましては、新築家屋の増や新型コロナウイルス感染症の減免措置が終了した償却資産の増などにより、前年度決算に比べ約5,860万円増の10億5,900万円を見込んでおります。登録台数が増加した軽自動車税、昨年10月に税制改正が行われた村たばこ税は、それぞれこちらも増収となる見込みです。

このような状況から、村税全体といたしましては、前年度決算に比べ約8,300万円増の22億7,800万円を見込んでおります。一方、歳出については、電気料金が昨今の世界情勢の影響を受け高騰している状況にあります。他県の事例では、新電力の事業者が破綻をしまい、利用していた自治体の電気料金が2倍以上に跳ね上がってしまうというケースも報じられております。本村でも、平成29年から新電力に切り替え経費削減を図ってきたところですが、新電力の料金体系が大幅に上がってきておるため、供給先を切り替える検討を行っているところであります。村施設の電気料金として当初約4,200万円を計上していたところですが、今回3月末までの見通しで、不足する約3,500万円の補正予算をお願いするところであります。

次に、ふるさと納税の寄附金についてであります。前回、補正予算第7号で寄付金収入の上方修正とこれに伴う返礼品、業務委託料の不足分の補正をお願いしたところであります。しかしながら、10月の寄附金収入額が約6,000万円直近で想定より伸びておまして、再度、今議会で寄附金収入の上方修正と関連費用等の補正をお願いするところであります。

村の人口であります。令和4年11月1日の人口は1万6,026人となり、昨年11月1日と比べまして、201人の増加となっております。

事業の状況を御説明いたします。

国が推進するマイナンバーカードの交付であります。10月31日現在、交付人数は6,722人となり、交付率は42.5%となりました。現在、土曜・日曜に各公民館へ出張し、申請を受け付けております。

南原住宅団地焼却灰の処理であります。焼却灰401トンは三重県伊賀市にある最終処分場に全量運搬し、適正に処理いたしましたことを御報告いたします。

DX推進であります。12月1日から、スマートフォンの決済アプリで税金や料金が納付できるようになりますことを御報告いたします。

男女共同参画推進事業としては、9月に村主催の男女共同参画セミナー、男女共同参画を進めていく上での8つの課題と解決への道筋を実施いたしました。受講者の満足度も高く、男女が互いに尊重し合う、認め合うことの重要性を感じた講演会となりました。

また、地域おこし協力隊の活動といたしまして、女性のおしゃべりワークショップを全4回開催し、こちらも参加者から好評をいただいております。これからも女性が気軽に参加できるイベントを企画してまいりたいと思います。

子育て女性再就職支援事業では、つながるパパ&ママフェスティバルを10月に開催いたしました。こちらも多くの皆様に御来場いただき、大盛況のうちに終了しております。

村の150周年まであと2年あまりとなっております。来年2月の村の日の発表に向けて、キャッチフレーズとロゴを現在制作しているところであります。

VC長野トライデントは、10月から2022・23リーグが始まっております。ホーム初戦には、昨年度優勝のサントリーに勝利をしております。引き続き、皆様からの応援をよろしくお願いいたします。

大芝高原関連につきましては、4月から供用を開始いたしました防災研修センター森の学び舎、現在延べ2,000人を超える多くの方に御利用いただいております。引き続き、利用者の皆さんが利用しやすい環境を整えてまいります。6月に策定いたしました大芝高原将来ビジョンの考えに基づき、大芝高原の施設整備の方向性を示す大芝高原施設整備計画を、今年

度末をめどに現在策定を進めています。

大芝荘につきましては、9月末まで関心表明を募集しておりましたが、民間事業者から幾つかの利活用の関心表明を受け、16名の委員からなる大芝荘利活用検討会を設置し、大芝荘の今後について、各界各層の委員の皆様にご総合的な観点から検討を進めていただいております。

産業課関係であります。農政関係であります。8月に農業委員と各地区営農組合役員で農地利用状況調査、農地パトロールを実施いたしました。昨年106筆8万6,000平方メートルだった遊休農地が、令和4年は82筆6万2,000平方メートルと、遊休農地が減少しております。農業委員会の委員の皆様をはじめ、農業に従事される皆様の活動によるものであります。

本年度稲作作況指数は全国で100%を予想されております。長野県では、6月・7月の天候不良から平年を下回るやや不良との予想がされております。12月中旬に公表されるところでありますが、次年度の生産調整にも影響するものであり、今後の動向により調整等を検討していく必要があると思っております。

有害鳥獣関係であります。本年度、大芝高原西側伊那市境と南原地籍において熊の目撃情報があり、また残念なことに、8月には熊による人的被害も発生をしてしまいました。有害鳥獣対策実施隊を中心に熊おりの設置などを実施するとともに、地元区や関係部署と協力し警戒パトロールなどをこれまで実施してまいりましたが、捕獲には至りませんでした。このような緊急的な情報を発信するものとして防災無線や村配信メール・LINEがありますので、積極的な登録をお願いするところであります。

林務関係では、大芝村有林整備基本計画に基づき、森林づくり実施計画策定に向けて、信州大学や長野県林業センターの専門家から御助言をいただきながら準備を進めております。

商工観光関係では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、なかなか計画していたイベントを予定どおり実施することはできませんでした。観光協会を中心に大芝高原のアカマツ利活用について、商品開発・研究などを現在行っております。

次に、建設水道課の建設関係であります。村3か年実施計画・地区計画事業など、現在順調に推移をしております。

県の事業関係であります。大清水川河川改修及び県道南箕輪沢渡線改良事業については、歩道設置の道路改良に向けた物件補償の調査を進めております。国道153号線塩ノ井交差点南側歩道設置事業につきましては用地買収が完了し、一部工事を実施する予定となっております。県道吹上北殿線の中部保育園西交差点付近道路改良工事につきましても、用地買収が完了し現在工事を実施しており、今年度中に工事が完了する予定となっております。国道361号線の歩道設置工事につきましては、南原地区で既に二度ほど住民説明会が開催され、今後は用地測量を実施する予定であります。県道伊那北殿線の北殿駅南踏切付近道路拡幅事業につきましては用地測量が実施され、今後用地買収をする予定となっております。多くの県事業が動いている中でありますが、引き続き他の事業、また現在の事業の早期完成を要望してまいります。

伊那警察署から県道南箕輪沢渡線から国道153号線に出る際、現在の信号機から一時停止規制に変更となる旨の連絡がありました。12月中旬から切り替わることですので、通行する際には注意をお願いいたします。

上水道関係では、下水道管渠工事に伴う補償工事と老朽化した配水管を解消するための工事を進めております。また、沢尻地区と南原地区を結ぶ配水管の拡張工事について、関係機関であるネクスコ中日本と協議を行っておりまして、協議完了後にこちらは着手する予定となっております。

下水道関係では、住宅の新築等に伴う管渠整備、公共ますの設置、下水道施設維持管理に係る改築更新を計画的に進めており、現在は太田地区の管渠工事、ストックマネジメント計画に基づく浄化センターの機械設備改修工事、総合地震対策計画に基づくマンホール継ぎ手耐震設計及び耐震改修工事を実施しております。

次に、保育園の状況であります。先日、来年度の入園希望調査を行いました。現時点での入園希望者数は令和5年度当初669人で、今年度に比べまして45人の増となります。一方、令和5年度末には744人となる見込みで、今年度末の見込みより、こちらも36人の増となります。特に、1歳児をはじめとした未満児の増加が特徴的となっております。この傾向はしばらく続くのではないかと予想されます。保護者の皆様のニーズに応えるべく対応してまいりたいと思います。

続いて、学校関係であります。小中学校では2学期も残り1か月となりましたが、今年度、社会見学や臨海学習・若竹祭や音楽会・修学旅行といった行事が行われ、子供たちの明るい笑顔の下、学習が展開されたことは喜ばしいことでもあります。今後の新型コロナウイルス感染症の状況も危惧されているところではありますが、引き続き保護者の方の御協力、小中学校・保育園が連携・連絡を密にし、感染拡大を防ぐ対策を講じて子供たちの安全・安心を第一に学びを深める取組を進めてまいります。

新たな学校給食センター建設工事につきましては造成工事・杭工事が終了し、いよいよ建築本体工事・電気機械設備工事が動いてまいります。工事につきましては、事故がないよう安全管理を徹底し、各工事間の連絡・調整・工程管理を行い、進めてまいります。近隣住民の皆様に対しましては御迷惑をおかけいたしますが、御協力をお願いするところでもあります。

また、南部小学校の雨水排水対策工事につきましては、5月の連休明けから工事に着手し、10月末をもって工事が完了いたしました。この間、村議会の皆様をはじめ地域住民の皆様や保護者の皆様、学校関係者等多くの皆様に御協力をいただいたこと、感謝を申し上げます。

社会教育・公民館関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、村駅伝競走大会は中止といたしました。しかしながら、上伊那郡横断駅伝競走大会に村チームとして参加することができました。村民文化祭につきましては、こちらも3年ぶりに開催することができ、ふるさと大使征矢健之介さんによる音楽を楽しむコンサートや、村文化団体連絡協議会のステージ発表上映会、長野県や本村の県宝である縄文土器の展示や村文化団体の作品展示会を行い、多くの方に御来場をいただきました。

成人式につきましては、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴いまして、次の来年の1月3日より成人式ではなく二十歳のつどいとして開催する予定でありまして、現在準備を進めております。

図書館事業につきましては、今年8月から長野県と市町村による電子図書館サービス、デジとしょ信州が始まっております。12月20日時点で82名の方に申込をいただいているところであります。さらに多くの方に御利用いただけるよう、引き続き広報を展開をしてまいります。

いよいよ寒くなってきました。降雪シーズンが近づいております。村内の除雪につきまし



ては例年のように、主要幹線道路は村内の建設業者や水道業者の皆様にご協力をお願いしております。生活道路や歩道、また区と区を結ぶ生活道路などは、まっくん除雪隊を中心に、住民の皆様の協力をいただきながら交通機能の確保に努めてまいります。地域の皆様のご理解・ご協力ををお願いいたします。

本定例会に提出いたしました案件は、議案10件であります。いずれも原案どおりの決定をお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

以上。

議長（百瀬 輝和） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年8月分から令和4年9月分までの例月出納検査報告がありました。報告書はお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告は終わります。

日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、陳情5件です。会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。今定例会の会期中に審査し、本会議において報告を行ってください。

日程第5、発委第1号「南箕輪村議会基本条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

笹沼美保議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 発委第1号「南箕輪村議会基本条例の一部を改正する条例」について、趣旨説明をいたします。

南箕輪村議会は、平成25年に制定した議会基本条例の検証を令和2年に初めて行い、令和4年1月、二度目の検証を行いました。その結果を基に議論を重ね基本条例を見直し、今回改正することにより、さらなる議会機能強化と議員の資質向上を図るものです。

それでは、議案3ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条第1項中、専門家による研修会を開催しますを、自己啓発及び調査研究に努めますに改めます。第4条第2項、第5条第3項、おめくりいただきまして第6条第1項、第7条第1項中のおよびを、平仮名から漢字に改めます。第6条第1項中、村民に開かれた議会を信頼される議会に改め、同条第3項として、議員の資質向上と議会活性化のための研修会開催を追加、第5項にはオンライン会議活用推進をうたい、第3項を第4項としてあり方について調査研究を課題研究に改めました。第7条第1項中、議会報告会を村民の声を聴く会に改め、第4章として議会事務局の機能強化を追加し、第9条として議会は議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めますとしました。第9条が第10条となり、第1項中保持しますを、保持し相互に議論を深めることにより、より良い村づくりに寄与しますに改め、第2項中、村政における重要な政策および課題を十分に検討するため、村長など執行機関にを村の政策及び課題を十分に検討するため、村長など執行機関に適切かつに改めます。第11条が第12条となり、第1項中、村民の意見や社会情勢の変化を把握しながらを削除します。

2ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行といたします。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

発委第1号の討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論。

1番、丸山議員。

1番（丸山 豊） 賛成の立場で討論させていただきます。

今、委員長が申されましたとおり、基本条例ができてから10年目を迎えております。10年もたてば大分不備なところがいっぱい出てくるわけでございまして、直さなければいけない部分を議運の皆さんしっかりと検証していただいて、改正案が今回出されたわけでございます。その御労苦にも感謝申し上げる次第でございます。

基本条例は、議会に関する事柄っていうのを憲法だとか地方自治法だとか、それから公職選挙法、それらあらゆるもの、議会に係るものをついにまとめたというのが議会の基本条例でございまして、市町村によっては、これは最高法規として明記しているところもあるわけでございます。だから、条例でありますから守らなければいけないのは当たり前のことであって、これは守らなければ条例違反になるわけでございますので、議員間でもあつれきが生じ、混乱も生じるところでもあります。

ここでちょっとこれを見ていただければと思いますけども、これはうちのホームページの基本条例が、こんなにちょっと表現が良いか悪いか分かりませんが、非常に派手な基本条例で、多分日本国中こんなに立派な基本条例を明記されているところは多分ない、うちだけだと思います。

これは、村長が議員のときにホームページをいじっていただきまして、多分私が思うにちょうど私も議長だったものですから、いろいろ議会の中でも基本条例を守らない議員もいるんじゃないかなというようなそんな認識の中で、多分そんな意味があって込められてこんなのをつくられたのかななんて、私自身は勝手に思ったところでございます。

今回改正するに当たりまして少し意見を申し上げたいと思いますけども、この1、2年の状況を見ますと、少したがが緩んでいるのかなとそんなことを感じております。よって原案に携わった者として、また、前議長という立場でも自責の念、自戒の念を込めて、改めて訴えたいと思います。

開かれた議会を標榜しているが本当にそうであるか、これ一点でございます。大原則である二元代表制をしっかり理解しているかっていう。先日、うちの議会のほうで議運の皆さんと村議会のしおりを作っていただきまして、村民・村長・村議会の関係っていうの、こんなトライアングル、こんなに分かりやすいやつを作っていただきました。これを見ると、二元代表制っていうのは誰が見ても分かるわけでございます。村の従属機関になっているわけじゃございませんので、本当に独立した二元代表制でございます。村長も選挙で選ばれ、私たち議員10人も選挙で選ばれているわけでございます。ここら辺がしっかり理解されているかどうかという。

また、議員は一人親方でもありますし、選挙で選ばれておりますから、10人がみんなばらばらな意見を持っております。だから合議制になっているかどうか、これも私が気になった

ところで、最後に積極的に研修参加に取り組まれているかなどが、この一連の中で私が気になったところでもあります。これらは、基本条例を今説明いただきましたけれども、4条と5条と6条にこの言葉がしっかりと明記されております。私たちは肝に銘じなければいけないと思っております。

議会の役割のひとつに、行政の監視機能などがあります。ルールを守れないのに監視などはできません。村民の負託に応えることができないということになりますので、ルールは守らなければいけないと思っております。仲よしクラブをつくるのではなくて、善悪の判断・正しいことを追い求めることであると思っております。このことが、基本条例をはじめとするルールを守ることにつながっていると思っております。

今回の改正される基本条例を契機に、全議員が一丸となって心機一転、気を引き締めて取り組んでいかなければと考えます。

この改正案に賛成の討論とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

発委第1号を採決いたします。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村防災会議の充実を図るため、会議を組織する委員を追加したいので提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第1号の細部説明を申し上げます。

防災会議につきましては、国の災害対策基本法の規定に基づき、会議の所管事務や組織を市町村の条例で定めることとされております。今回、この防災会議の充実を図るため、会議を組織する委員を追加したいので、提案するものでございます。

新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の2ページを御覧ください。

第3条第5項に規定する委員につきましては、第2号に陸上自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者を、第9号に上伊那広域消防本部の職員のうちから村長が任命する者を、第11号に前各号のほか村長が必要と認め任命する者を追加し、改正前の第2号から第8号につき

ましては、それぞれ第3号から第10号に繰り下げるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

この地域防災会議ですけれども、目的として地域防災計画及び水防計画の作成・実施・推進、それから地域に係る防災重要事項を村長に意見するというようなところが主な目的として条例化されているというふうに思っております。そこで、今回3項目について新しく委員を入れていくということでもありますけれども、1点、その2に入りました自衛隊の自衛官のうちから村長が任命する者ということについて、ちょっと質問をいたします。

自衛隊が地域の防災に関わることといえば、やはり大規模自然災害が挙げられるというふうに思います。特にうちの村では、今のところ自然災害としての大きな災害は幸い起こっていないわけでもありますけれども、計画の中である程度の予想をしていくということは理解はできますけれども、この時点で今、例えばその自然災害のときに自衛隊を派遣依頼するというのは行政、自治体から県のほうへ申し出て、そこから国のほうへということになっているというふうに理解しております。

なので、実際その大規模な災害を予測するということはなかなか難しいとは思いますが、今すぐこの防災会議に入れていく必要があるかどうかということもちょっと私は疑問に思うわけでありまして、なぜ今回その特に2番目に入ってきたわけでもありますけれども、自衛隊が防災会議に入れていくという必要性についてちょっと説明いただきたいということと、あと、近隣では2市町だったかな自衛隊が入っているそうですが、これ今回自衛隊を入れるということについて、国の上部組織会議のほうでそういう指導があったのかどうか、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） まず、国からの指導は特にはございません。全くありませんでした。

それで、今回自衛隊の関係、入れたいという理由でございますけれども、議員さんおっしゃるように、大規模災害等があったときにはどうしても自衛隊の派遣、そういったものも考えていかなければならないという状況の中で、ふだんから計画を策定したり状況を判断する中で、そういった会議にふだんから自衛隊の方にも参加していただいて、連携を図りながら準備が必要なところは準備していく、そういうようなことも含めてそういった会議に入れていただきたいということで、今回追加をさせていただいた次第でございます。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第2号「南箕輪村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「南箕輪村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員の定年制引き上げに伴い地方公務員法の一部が改正されたことを受け、国と同様の措置を講じる改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第2号について細部説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の定年制引き上げに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に公布されました。これにより、令和5年度において60歳に達する職員から定年年齢が段階的に引き上げられることとなりましたので、条例の改正を行うものでございます。

今回の改正の主なものは3点ございます。

1点目は、定年年齢を60歳から65歳に引き上げます。令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度から65歳定年となります。2点目として、管理監督職の勤務上限年齢制を導入しまして、その上限年齢を原則60歳とするものです。3点目は、定年前再任用短時間勤務制を導入いたしまして、60歳以後に退職した職員を65歳まで短時間勤務の職で再任用することが可能となりました。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の15ページを御覧ください。

まず目次でございしますが、今回改正の主な内容を章立てで改正することとしたため、目次を置きました。

第1条は、地方公務員法により条例に委任された事項を規定したのですが、法の改正により引用条項を改めるものでございます。第3条は、職員の定年年齢を65歳とするものです。第4条は、定年による退職の特例、いわゆる勤務延長に関する規定です。改正前後で基本的な仕組みは変わりませんが、16ページを御覧いただきまして、ただし書として、管理監督職としての職員の勤務延長の規定を追加しております。

17ページを御覧いただきまして、第3章は管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制について規定したものでございます。第6条は役職定年の対象となる職員を規定し、第7条は役職定年の年齢を60歳とするものです。第8条は、役職定年を行うに当たって降任等しようとする場合の遵守すべき基準を定める規定です。

17ページから18ページになりますが、第1号は、降任は職員の人事評価等について基づいてされるという規定となっております。第2号は、役職定年による降任後の職について、できる限り上位の職制上の段階に降任させるという規定でございします。第3号は、降任等をする際に職制の段階が上位の者は、下位の者よりも同等以上の職制に降任させるということが規定となります。第9条ですが、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定でございします。第1項は、勤務遂行上の事情や職務の特殊性などによる特例任用について定めております。第1号から第3号の事由に該当する場合、職

員の異動期間の末日以降であっても、1年以内の期間で異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができるというものでございます。なお、ここでいいます異動期間とは、職員が満60歳に達した日の翌日から以後最初の4月1日までの間を言います。

16ページの第2項は、一度延長した異動期間をさらに1年の範囲内で延長することができる旨を定めております。なお、延長は最長で3年間とされております。第3項は、年齢別人員構成等の事情から、欠員が生じる複数の管理監督職の特例任用について定めております。職員の年齢別構成などの理由によりまして、欠員を容易に補充できないなど特別な事情がある場合に、異動期間中の末日後も、1年以内の期間で異動期間中に就いていた管理監督職以外の管理監督職にも就かせることができるというものでございます。

20ページになりますが、第4項は第3項において一度延長した異動期間を、さらに1年の範囲内で延長することができる旨を定めております。なお、こちらの延長は最長で定年退職日までとされております。第10条は第9条の規定によりまして、特例任用の異動期間を延長する場合や他の管理監督職に降任等をする場合には、職員の事前の同意が必要である旨を定めております。第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の規定です。異動期間の末日の到来前に延長事由が消滅した場合には、延長期間の末日を待つことなく他の職への降任等をする旨を定めております。

21ページの第4章は、定年前再任用短時間勤務制の規定になります。第12条は、職員の任用の規定です。職員が60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度でございます。定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日、いわゆる常勤職員であった場合の定年退職日までとなります。第13条は、村が加入する一部事務組合や広域連合の職員を再任用することを可能とする規定でございます。第2項は、第1項で採用した職員の任期について、第12条のただし書を準用する規定です。第14条は、規則への委任規定です。

附則になりますが、22ページを御覧ください。定年に関する経過措置です。

附則第4項は、定年の段階的引き上げに関する経過措置です。表のとおり、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げてまいります。附則第5項は、現行で定年が63歳とされている用務員に対する段階的引き上げに関する経過措置です。附則第6項は、職員に対して情報提供と意思確認を行うことを任命権者に対して義務づけた規定でございます。任命権者は、職員が60歳に達する前の年度、つまり職員が59歳になる年度に、60歳後に適用される任用・給与・退職手当制度等に関する情報を提供すること、加えて60歳の誕生日以後の勤務の意志などを確認することとされています。

なお、情報提供・意思確認を行うべき年度に職員でなかったなどの場合には、採用日から採用年度の末日までに行うこととしています。

7ページにお戻りいただきまして、附則でございます。以後、改正附則となりますが、附則と略して説明をさせていただきますのでお願いいたします。

附則第1条、この条例は令和5年4月1日から施行します。ただし、附則第11条の規定は公布の日からの施行といたします。附則第11条は、令和5年度に60歳に達する職員に対して令和4年度中に情報提供・意思確認を行うための規定でございますので、公布の日から施行するものでございます。

8ページを御覧いただきまして、附則第2条は勤務延長に関する経過措置です。第1項は、

施行日前に勤務延長を行った職員についても、第4条の規定に基づきその期間を延長することを規定しております。第2項は、定年の段階的引き上げ期間中において、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に承認等ができないことを規定しています。附則第3条から第5条までは、定年退職者の再任用に関する経過措置でございます。

9ページになりますが、附則第3条から第4条は常時勤務の再任用規定となります。附則第3条第1項は、施行日前に退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者、第2項では定年が65歳となるまでの間施行日以後に退職した者で、65歳に達する年度の末日までにある者を、現行の再任用制度と同様に常時勤務を要する職に採用することができることを規定しております。なお、施行日以後において、再任用職員は暫定再任用職員という名称に改正されます。第3項から第5項は、現行と同様でございます。

10ページ附則第4条は、村が加入する一部事務組合や広域連合の職員を暫定再任用することを可能とする規定です。

11ページの附則第5条から第6条は、暫定再任用における短時間勤務の規定となります。任用期間等規定されている内容は、附則第3条から第4条に規定されている常勤勤務の暫定再任用職員と同様でございます。

12ページの附則第7条における改正法附則第8条第3項は、暫定再任用職員について13ページの附則第8条における改正法附則第8条第4項は、定年前再任用短時間勤務職員についての規定ですが、その中で、施行日以後に設置された職やその職の定年年齢を条例で定めるということにされているため、規定するものでございます。附則第9条も同様でございます。

14ページの附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。定年の段階的引き上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任用終了時点で再び定年前となる場合が生じるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用等を行うことができないということを規定するものでございます。

附則第11条です。令和5年度に60歳に達する職員に対して、令和4年度中に情報提供・意思確認を行う必要がありますが、改正法第2条第3項の規定は施行日から令和6年3月31日までの間に条例で定める年齢に達する職員とされているため、その条例で定める年齢を60歳とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

順次65歳まで、定年年齢にするについての細かい規定をたくさん附則含めて出してきたわけでありましてけれども、なかなか理解するには難しいような状況が今見てありますけれども、とりあえず令和5年にこの条項に該当する方が今おいでになるかどうか、60の段階、前の段階で調査してその意向を確認していくっていうことはそのとおりだと思うんですけども、おいでになるかどうかだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） 今、把握している段階ではおりません。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正により地方公務員の定年が引き上げられたことに伴い、関係条例を整備するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第3号について説明を申し上げます。

本案は、議案第2号と関連しておりますが、国家公務員の定年制引き上げによる地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、定年制引き上げの実施に当たり関連する条例の整備を行うものでございます。必要となる9件の条例の改正、並びに1件の条例の廃止を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、議案の10ページを御覧ください。

まず、第1条関係になりますが、南箕輪村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条は、法改正に伴い引用条項を改めるものでございます。

第2条関係、南箕輪村職員の分限に関する条例の一部改正でございます。この条例は、降任・免職等は職員の意に反して勝手に行うことはできないため、その手続等を規定しておりますが、今回この定年制引き上げによりまして降給が追加されたため、新たに規定を行うものでございます。

11ページになりますが第3条関係、南箕輪村職員の懲戒に関する条例の一部改正でございます。減給されていたものが降給の対象となった場合の規定を追加するものでございます。

続いて第4条関係、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。12ページにかけてになりますが、第2条第2項及び第10条において、特例任用となった管理監督職を追加するものでございます。

第5条関係、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正でございます。13ページを御覧いただきまして、こちらも前条と同様に、特例任用となった管理監督職を追加するものでございます。

第6条関係、南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正でございます。法改正に伴い引用条項を改め、また暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める、再任用職員の名称変更による改正でございます。



14ページ第7条関係、南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条に特例任用となった管理監督職を追加し、以下再任用職員の名称変更による改正でございます。

15ページを御覧ください。第8条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第2条第1項は、改正法により削除された規定を削っております。第2項以降につきましては、再任用職員の名称変更による改正に加えまして、文言の改正を幾つか行っております。

19ページを御覧ください。第38条の2でございます。第6条及び第7条の規定は、職員の昇給・昇格に関する給料の規定でございますが、定年前再任用短時間勤務職員にこの規定の適用を除外するというものでございます。

附則でございます。

附則第15項は、定年制引き上げにより60歳に達した職員の給料の規定となります。60歳に達した日後、最初の4月1日からの給料月額をそれまでの7割とする規定でございます。附則第16項は、給料月額が7割にならない者の規定でございます。勤務遂行上の事情や職務の特殊性によりまして、特例任用された管理監督職等が該当となります。附則第17項と第18項は、給料額を7割としたときの給料表の月額との差額を調整給として支給する規定でございます。附則第19項と21ページの附則第20項は、他の職員との権衡上必要がある場合に給料月額を調整できる規定でございます。附則第21項は、附則における規則への委任規定でございます。

別表第1、行政職給料表につきましては、再任用職員の名称変更による改正でございます。22ページの別表第2、級別職務分類表につきましては、係長級及び主任保育士・主任調理員の職務である4級に、新たに主幹の職務を加えるものでございます。

第9条関係、南箕輪村一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴い引用条項を改めるものでございます。

7ページにお戻りください。

第10条南箕輪村職員の再任用に関する条例につきましては、法改正により暫定再任用制度へ移行いたしましたので、廃止するものでございます。なお、経過措置を南箕輪村職員の定年等に関する条例の改正附則として新たに設けております。

附則でございます。附則第1条、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。附則第2条は、この附則における用語の定義を規定しております。附則第3条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

8ページになりますが、ここでは任期を定めて任用される職員のうち、暫定再任用職員を除くという規定になっております。附則第4条、南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置、並びに附則第5条、南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置につきましては、それぞれの条項において、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなすみなし規定でございます。附則第6条、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございますが、こちらは暫定再任用職員に関する経過措置となっております。

第1項は、給料月額は給料表による基準給料月額によるものであることを規定しております。第2項は、短時間勤務職員である場合は、基準給料月額を勤務時間で除したものを使用

する規定となっております。第3項から第5項は、手当等の規定において、暫定再任用職員を定年前再任用短時間職員とみなすみなし規定でございます。第6項は、昇給・昇格は暫定再任用職員に適用しない旨を、第7項は定年延長となった職員に適用されている給与の7割水準や、特例任用等の規定は暫定再任用職員に適用しない旨を規定しているものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第4号「南箕輪村議会議員及び南箕輪村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第4号「南箕輪村議会議員及び南箕輪村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動費用の公費負担額について、一部費用の限度額が引き上げられたことに伴い、条例で定める南箕輪村村議会議員及び南箕輪村村長の選挙における選挙運動の公費負担額についても、同様の措置を講じる改正を行うため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

松澤議会事務局長。

議会事務局長（松澤 さゆり） 議案第4号の細部説明を申し上げます。

新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の2ページを御覧ください。アンダーラインの部分が改正箇所となっております。

第4条第2号は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額で、一般乗用旅客自動車運送業事業者以外の契約である場合について規定しております。アの自動車使用料、一日の上限額を1万5,800円から1万6,100円に、イの燃料費、1日当たりの上限額を7,560円から7,700円にそれぞれ改めるものでございます。

3ページの第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額について、1枚当たりの作成単価の上限を7円51銭から7円73銭に改めるものでございます。4ページの第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額について、1枚当たりの作成単価を525円6銭から541円31銭に、加算する金額を4万7,000円から4万8,000円にそれぞれ改めるものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、附則1でこの条例は公布の日から施行するものとし、2で施行日以降に告示された選挙から適用するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第5号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第5号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第8号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の追加分、歳出では電気料高騰に伴う光熱水費、大芝関連施設等指定管理料、物価高騰による給食費家庭負担分の補助などが主なものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,556万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,461万1,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第5号の細部説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたしますが、初めに議案書の35ページをお開きください。給与費明細書を御覧ください。こちらから説明をさせていただきます。

1、特別職の一番下の覧、比較の職員数4人でございます。これは後ほど説明いたします統計調査費のうち、住宅・土地統計調査員また就業構造基本調査員の報酬等でございますので、お目通しをお願いいたします。

次の36ページ、一般職でございます。

給与費のうち報酬131万7,000円につきましては、県議会議員の選挙、ワクチン接種等に伴う会計年度任用職員の報酬でございます。また、給料77万7,000円、職員手当668万9,000円の減額は、おめくりいただきまして37ページの明細のとおり、それぞれ人事異動及び人事院勧告による期末手当の減額によるものでございます。

以上の説明によりまして、歳出のうち各事業の2節給料から4節共済費までの説明は省略させていただきますので、お願いをいたします。

なお、これから説明いたします各事業の10節需用費の光熱水費でございます。冒頭村長の挨拶でも触れていただきましたが、現在庁舎を含めまして公共施設の高圧電力につきましては、小売電気事業者、いわゆる新電力であります株式会社エネットと契約中でございます。従来から中部電力に比べまして約3割ほど安価で供給されていましたが、本年10月から1.4倍、また12月からは2.8倍に料金改定されるということで、中部電力に比べまして大幅に高くなります。村ではエネットの電力供給契約を解除いたしまして、12月から3月までの期間は中部電力との最終保証契約を締結し、来年4月以降の契約につきましては中部電力、またその他の新電力との料金を比較しながら、安価な供給先と新たに契約をする予定でございます。

今回の補正で、関係事業につきましては低圧電力も含めまして、今後不足する電気料金、それぞれ合わせまして約3,500万円を計上しておりますので、冒頭御理解をお願いいたします。

ます。

それでは、予算書14ページにお戻りを願います。

2款総務費からお願いをいたします。1項1目0202庁舎管理事務1,292万6,000円でございます。10節需用費、庁舎電気料800万円とガス料金50万円の合わせて850万円、11節役務費、庁舎電話料は1月以降衛星携帯電話の料金値上げのために保有する3台分の電話料2万6,000円、また14節工事請負費は、原材料高騰に伴う庁舎LED化工事事業費の不足分440万円でございます。3目0220財政管理事務99万6,000円、これは10節需用費、価格高騰によりまして不足する新年度予算書の印刷費3万3,000円ほどでございます。

おめくりいただきまして、15ページでございます。

22節償還金利子割引料でございます。令和2年度及び3年度にて、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を対象といたしました制度資金の保証料、補給金、振興資金、利子補助金で、計8件分の繰り上げ償還がございました。これによりまして、返還保証料に加算金を加えました110万円の返還金を計上するものでございます。制度資金につきましては、今後も繰り上げ償還があった場合にはこうした返還金が発生いたしますので、御理解をお願いいたします。

0229ふるさと納税事業の3,800万円でございます。先ほどもありましたが、夏以降寄附金が好調でありまして、歳入の19款寄附金におきまして今回8,000万円の補正を計上しておりますが、ふるさと納税寄附金の増額に伴う業務委託料3,800万円をお願いするものでございます。

7目0251防犯対策事務300万円でございます。18節で各地区の防災・防犯灯の電気料高騰に伴う補助金でございます。0252防犯灯施設整備事業60万円、これは10節需用費で、原材料高騰によりまして防犯灯修繕料不足分をお願いするものでございます。

8目0256交通安全施設整備事業40万円は、10節需用費で防犯灯同様に不足するカーブミラー等交通安全施設修繕料でございます。

次の16ページをお願いいたします。

12目0242地域づくり推進事業38万6,000円でございます。18節の補助金で地域活動支援事業補助金30万円でございますが、今年度久保地区のゆいの会から新たに地元区の文化の継承を目的に歴史背景を踏まえました、1冊約200ページの資料60冊分の印刷製本費用の交付申請がございました。今回、追加をお願いをするものでございます。

また、元気づくり支援金運営団体補助金8万6,000円につきましては、村観光協会への補助金でございますが、大芝高原プール跡地を利用したスケートボードのイベントで、コロナ感染レベルの影響で一般開放参加者、あるいはレンタル利用の減などによりまして、負担金徴収の減額を補填するものでございます。

0244移住定住対策事務、これは補正はありませんが、地域おこし協力隊の活動に伴いまして、消耗品及び委託料を報償費・備品、備品につきましては複合機でございますが、拠点の複合機でありますけれども、予算を組み替えるものでございます。

13目0241企画調整管理事務21万円でございます。10節需用費で南箕輪村中学校全校生徒によりまして村政施行150周年のロゴマークのデザイン応募記念品といたしまして参加賞、これは間伐材ノートを予定しておりますが、そのほか各賞の購入費用11万円、11節役務費の地域おこし協力隊募集広告料50万円につきましては、SNSなどの発信を直接協力隊員に委託す

るため、12節の委託料へ組み替えるものでございます。ロゴマークデザイン化委託料は、今後の利活用のためのデザイン画をデジタル化するための委託費用10万円でございます。

おめくりいただきまして17ページをお願いいたします。

2項2目0261賦課徴収事務380万円であります。22節償還金利子割引料で、村内1事業者から過去5年分の償却資産の修正申告の申出がございまして、不足いたします村税還付金を計上するものでございます。

3項1目0265戸籍住民基本台帳事務、これは8,000円減で主は人件費であります。11節役務費16万2,000円につきましては、庁舎入り口に設置いたしました証明書自動交付機、これは12月1日利用開始の予定でございますが、それ以降4か月分の発行手数料となるものでございます。

次の18ページをお願いいたします。

4項5目0274県議会議員選挙事務283万3,000円、また7目0276村議会議員選挙事務の1節報酬から13節使用料及び賃借料の各費用につきましては、来年4月に行われます各選挙事務の準備費用となりますので、こちらにつきましてはそれぞれお目通しをお願いいたします。

おめくりいただきまして19ページをお願いいたします。

5項9目0294住宅・土地統計調査事務9万2,000円は、5年に一度の統計調査が来年令和5年度に実施されるため、今年度に準備業務に必要な3人分の報酬及び事務用品でございます。また、10目就業構造基本調査4万1,000円につきましては、今年度実施でありますけれども、県委託金の増額によりまして報酬・需用費にそれぞれ充当するものでございます。

次の20ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目0301社会福祉総務事務、減額の13万6,000円、これも主は人件費でございます。12節委託料で電気の高騰に伴う社会福祉施設指定管理委託料21万円、また14節工事請負費では、原材料高騰によります松寿荘のLED化工事費30万円をそれぞれお願いするものでございます。

おめくりいただきまして21ページをお願いいたします。

2項1目0331児童手当給付事務1万4,000円でございます。22節償還金利子割引料で、令和3年度の児童手当が確定をいたしましたので、交付金の精算分として返還するものでございます。

2目0340保育園運営事業1,858万4,000円は、10節需用費で各保育園の電気料ほか1,400万円、また18節は聖ヨゼフ幼稚園1名、天使幼稚園4名、緑ヶ丘幼稚園3名、計8人の施設給付費負担金900万円でございます。

0342児童発達支援事業9万4,000円は、7節報償費で不足する理学療法士1名分の報償費等、これをお願いするものでございます。

次の22ページ、3目0345こども館運営事業307万4,000円でございます。主には10節需用費で、こども館及びすくすくはうす合わせて電気料でございますが、298万円でございます。

おめくりいただきまして23ページでございます。

4款衛生費1項1目0400保健衛生総務事務、減額68万4,000円、これも人件費のほか10節需用費で、ワクチン接種コールセンターの業務に伴いまして、不足する保健センターのガス代27万4,000円をお願いするものでございます。0403健康増進事業10万円でございます。10節需用費で利用増により不足します健康ポイントの景品代、これは500円分のクオカードで

ございますが、これの購入費用でございます。それから、0413新型コロナワクチン接種事業359万円であります。10月から始まりましたオミクロン株対応ワクチン接種、本村では大芝荘の集団接種になりますが、これに伴いまして、1節報酬から10節需用費まではそれぞれ事務従事者による会計年度任用職員報酬100万円、7節は医療従事者報酬250万円、通勤費3万円、会場の燃料費・灯油代等6万円でございます。

次の24ページでございます。

2目0407環境衛生事業、減額の25万3,000円は主は人件費でございますが、1節報酬で、村では来年度に向けまして太陽光発電の条例策定を進めることとしておりまして、条例内容の検討に当たりまして、審議会を追加で1回開催するということが必要となりますので、この1回分の委員報酬2万8,000円をお願いするものでございます。

2項2目0411塵芥処理事業11万円でございますが、12節委託料で今回高濃度PCBポリ塩化ビフェニル、これを含んでいる蛍光灯の安定器が確認されたということで、破棄に当たっては特別な廃棄処理が必要となりますので、収集運搬・処分の委託料を追加でお願いするものでございます。

おめくりいただきまして25ページでございます。

6款農林水産業費、1項3目0605農業振興事業15万円でございますが、18節補助金で農家2件の果樹栽培面積拡大ということで、主にリンゴの苗木300本分の購入費用を補助するものでございます。

次の26ページ、2項2目0651林業振興事業110万円でございます。12節の木材利用事業業務委託料であります。村政施行150周年に向けた取組といたしまして、これも村長の挨拶にありましたが、大芝高原で伐採したアカマツの利活用ということで、保育園・こども館などで活用する、積み木ですとか庁内で使用する掲示板、あるいは会議室で使用する名札スタンドなど、また窓口カウンターの天板など、この作成業務、試作を含めた作成費用として、今回委託料をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、27ページでございます。

7款商工費、1項2目0702商工振興事業200万円でございます。18節補助金、制度資金保証料補給金でございますが、当初400万円を見込んでおりましたが、10月末までに既に300万円を超える状況となっております。11月以降3月までの5か月分、この間不足する保証料をお願いするものでございます。

0710生活支援・企業応援商品券事業、これは本補正で臨時交付金2,777万8,000円を充当しますので、財源組み替えとして計上するものでございます。

3目0703観光振興事業11万円は、1節会計年度任用職員の報酬であります。対応に必要な事業量も増えておりまして、不足する観光企画推進員の報酬をお願いするものでございます。

0720大芝高原観光事業125万円でございます。10節需用費の大芝高原観光施設修繕料であります。ふれあいプラザ、これの温泉ポンプ2基のうち1基が故障になりまして、これを急遽修繕をお願いするということになりましたので、この費用をお願いするものでございます。

次の28ページ、8款土木費、2項1目0803道水路維持事業2万円でございますが、10節需用費で村内設置の街灯及び153バイパス153号国道の歩道設置の防犯カメラの電気料等ござ

います。

2目0806国庫補助道路改良事業1,000万円でございます。14節工事請負費、これは村道10号線の交差点改良、歩道設置工事になります。当初予算では地区計画事業として工事費2,000万円を計上しておりましたが、かねてより要望しておりました国庫補助事業として1,000万円が対象となったことによりまして、今回こちらの補助事業へ組み替えるものでございます。なお、村単道路改良事業の地区計画事業分につきましては、全体の事業枠として確保しておりますので、入札差金も含め不用となった事業費等につきましては、年度末において一括処理する予定でございますので、御理解をお願いいたします。

それから0808村単道路改良事業、これは補正額はありませんが、14節地区計画事業工事費、次の29ページの18節下水道工事費負担金につきましては、現在荒井坂橋南の住宅地におきまして、大芝地区下水道管渠工事を行っております。管渠埋設区間の未舗装道路につきましては、今年度地区要望による舗装工事を計画しておきまして、今回下水道管渠工事の受注業者に地区計画事業舗装工事分を同時に施工をしていただきまして、一般会計の工事費分を300万円減額し、下水道事業会計負担金としてお願いして、これを組み替えるものでございます。これによりまして、約70万円の経費削減となるものと見込んでおります。

それから、4項2目0850大芝公園管理総務事務3,300万円でございます。大芝関連施設等指定管理委託料につきましては、既に一般会計補正予算第4号で、原油価格の高騰を受けまして7月当時予想されておりました不足額の2分の1、これに相当する1,650万円の追加補正をお認めいただいておりますが、引き続き原油価格、それから物価高騰の影響によりまして、光熱水費・消耗品等の影響額がさらに増大をしておりますので、12節委託料で3,300万円の追加補正をお願いするものでございます。

次の30ページ、9款消防費、1項5目0930防災対策事業27万円でございます。12節委託料、これは避難所看板製作・設置等業務委託であります。避難所指定に追加をされました大泉第2公民館の看板、これを設置するための業務委託料でございますので、お願いをいたします。

おめくりいただきまして、31ページでございます。

10款教育費、2項1目1010南箕輪小学校管理事務440万円及び1017南部小学校管理事務260万円につきましては、それぞれ10節需用費で不足する灯油代・電気料となっております。

3目1013給食センター事業1,666万6,000円でございます。次の32ページ10節70万円、これも不足する灯油代でございます。18節給食費補助金につきましては、その次の次、1019南部小学校給食事業、18節給食費補助金も同様でありますけれども、食材費高騰のため既に今年度の補正予算第1号で1食6.4円分の補助金を交付しておりますが、さらに3.6円を加え、1食合計10円分を10月から3月までの5か月分補助するものでございます。

また、物価高騰により子育て世代生活応援事業といたしまして、来年の1月、2月2か月分の各家庭の給食費負担分を補助することとしまして、それぞれ新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用し1,602万円、308万円の合計1,910万円を計上するものでございます。

一つ手前の1014学校給食センターの整備事業の550万円でございます。移転・新設後、現給食センターの後利用につきましては現在検討中でございますが、新たに購入いたします給食運搬車、この規格に合わせました現給食センターのスロープの高さの改修、また中学校も含めた配膳室の改修を行う必要がありますので、12節委託料におきましてそうした改修も含

め、施設全体の改修工事の設計業務委託料として、今回追加でお願いするものでございます。

3項1目1020中学校管理事務110万円でございます。10節需用費で不足する電気料でございます。

おめくりいただきまして33ページをお願いいたします。

6項2目1040公民館総務事務6万9,000円は、これは二十歳のつどいとなりますが、当初このイベントにつきましては参加者全員のPCR検査、これを業務委託でお願いする予定でしたが、イベント時の感染状況、当日は抗原検査キットによる確認のほうがより正確であるということで、経費節減にもなりますので、事務局にて検査キットを参加者宛てに直接郵送しまして、当日事務局で検査結果の確認をするという方法に変更をすることといたしました。したがって、12節委託料を120万円減額し、10節需用費で検査キットなどの消耗品購入費用43万5,000円を計上するものでございます。光熱水費は、不足する村公民館電気料でございます。

11節役務費10万4,000円は、検査キット郵送のためのレターパックの購入でございます。

4目1055文化財保護事業の16万円は、10節需用費でございます。文化財保管倉庫、それから郷土館、こういったものの施設の電気料でございます。

次のページ、14款予備費、これで2,515万3,000円を減額しまして、歳入歳出の調整をお願いするものでございます。

7ページにお戻り願います。

歳入でございます。

11款地方特例交付金、1項1目個人住民税減収補填特例交付金546万円でございます。これは、住宅借入金等特別控除に伴います減収補填分でございます。交付額の確定によるものでございます。

次の8ページ、15款使用料及び手数料、2項2目総務手数料20万円につきましては、証明書自動交付機の4か月分の証明手数料を見込むものでございます。

おめくりいただきまして9ページであります。

16款国庫支出金、1項3目民生費国庫負担金332万1,000円につきましては、施設型給付費に伴う国庫負担金、4目衛生費国庫負担金250万円につきましては、新型コロナワクチンの接種対応に対する国庫負担金、2項2目総務費国庫補助金4,560万2,000円につきましては、それぞれ地方創生臨時交付金として給食費補助分あるいは生活支援・企業応援支援商品券等々、これに充当する4,560万2,000円でございます。なお、地方創生臨時交付金のコロナ対応の今年度の内示額これにつきましては、合計が今年度1億5,448万7,000円と、今の時点ではこれが内示額となっておりますので、合わせてお知らせをいたします。

それから4目衛生費国庫補助金109万円、新型コロナワクチンの接種体制確保事業国庫補助金でございます。土木費の国庫補助金につきましては550万円は、村道10号線の改良工事分の補助金ということでございます。

次の10ページ、17款県支出金、1項3目民生費県負担金166万円、これも国庫同様、施設型給付費に伴う県負担金でございます。3項2目総務費委託金13万2,000円につきましては、統計調査費委託金ということで、それぞれの調査事務に対する委託金でございます。

おめくりいただきまして11ページ、19款寄附金につきましては、先ほど申しましたふるさと納税寄附金の上方修正ということで、8,000万円を見込むものでございます。



次の22款諸収入、5項1目雑入9万9,000円でございます。P C Bの廃棄物の収集運搬に伴う処理事業者からの助成金でございます。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

9番、三澤議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

最初に歳入のほうでページ9ですけれども、総額で臨時交付金が1億5,400万円あまりということですが、今回4,560万円です。これで全部使い切ったということなのかどうか、残りがあるのかどうかをお聞きします。

それから、27ページのプラザのポンプのことですけれども、この間ちょっとプラザのほうのプールの水がすごく汚れているということをお聞きして、利用者の皆さんからも要望を出したというふうに聞いています。その間対応されたらしくて、今はきれいになっているという話は聞きましたけれども、これがポンプの汚れによるものなのかどうか、原因がそこにあって改修されてこういうふうになったのか、それとも今ポンプ1基分ということですが、どんなふうこれが、今後についてもちょっとお聞きしたいと思います。1基分ですが、今何か複数で使っていて一部がこういうふうだったのかということも含めて、これからはちょっと結構長い期間使っているので、この辺については予備的なものも用意しておく必要があるのかどうかということも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、その前のアカマツ材の活用ということでいろんな物、積み木や看板等とか試作して利用するということがありますけれども、この前もY o u T u b eで上から見た松枯れの様子が配信されていて、かなり深刻な状況ということでどんどん進んでいる状況なんですけれども、今松枯れをどのようにちょっと、今そのままにしているのか、それとも順次処理していく計画なのか、ちょっと松枯れの様子を少しこれからの対応というか、お聞きしたいと思います。

それから、場所がちょっとページ書いてないんですけど、新電力と水光熱費の関係ですけれども、先ほど説明では当初は3割安かったんですけど、今1.4倍から2倍というふうなこれからはなってくるということの中で、中部電力のほうへまた戻していくというような説明だったと思うんですけど、この間L E D化も結構進めてきているので、庁内全体でどのぐらいまで今L E D化が進んだのかちょっと分かったら教えていただきたいということと、今後電力、最初は新電力がもてはやされたんですけども、安定的にやっぱり供給していくにはやっぱり一定のものが、だけど実際にはもう中部電力も家庭でもそうですけど、物すごい値上がりがあって、水光熱費が今度三千何百万とかも全体としては上がっている中で、今後のちょっと見通しもなかなかつきにくいとは思いますが、電力の方向性というかそこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務部長。

財務課長（藤澤 隆） 三澤議員からの最初の質問の臨時交付金の関係です。お聞きいただきました。当初以降、今回5回の補正を経て、それぞれ事業を当てておまして、今回1億5,448万7,000円、これが最終的な予算充当額になりますので、これ以上の対象事業費、それから予算こういったものが計上になりますので、これが最終的なものというふうになります。

以上であります。

議長（百瀬 輝和） 原特命担当室長。

特命担当室長（原 和子） ふれあいプラザポンプについての御質問にお答えいたします。

まず汚れについてですけれども、これはもうふれあいプラザのほうは設置から20年近くたっているということで全体が老朽化している中で、配水管も含めて全ての管が老朽化していることよっての汚れだということなんですけれども、今回の対象修繕させていただこうと思っているポンプについては、源泉から送ってくる送水のポンプを考えておりまして、今送水ポンプは2台体制で冗長化で動いてはいるんですけれども、もう経年劣化によりまして修繕がかなわないような状態になっております。現在再起動しまして、2台のうちの1台はぎりぎりな感じで動いております、そういったわけで今回ポンプを修繕というか、更新させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 有賀産業課長。

産業課長（有賀 仁志） 三澤議員のアカマツの松枯れの関係なんですけれども、大芝高原のみんなの森につきましては、ネットを見ていただきありがとうございます。随時進んでいる状況で、枯損木の処理の関係で行ってはきておるんですけれども、アカマツ、今回11月入札の中で伐採のほうの事業も進めております。その中で可能な限りいきたいなと思っておりますけれども、かなり大径木等ありますので、できる限り早め早めに処理していきたいと思っております。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 中部電力に戻した後の電力関係の動向の話です。

1回、12月以降3月までについては、今申しましたように中部電力のほうに最終保証制度を利用した契約をお願いする予定でありまして、それ以降の単価につきましてはそれ以外の電力会社と比較もさせていただいて、安いところと契約をしていく予定でありますので、今よりは安価な価格になるだろうというふうに見込んでおります。4月以降は。というところで考えているところであります。詳しい金額等はちょっと見込みは今のところ立っておりませんので、そんな理解をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 同時に御質問いただいたLED化の進捗状況であります。村では令和4年・5年・6年、3か年かけて、村の公共施設等のLED化を完了させるということで動いております。ですので、予算も均等に割って進めておりますので、今年度終わった段階で約33%程度、少し前後はありますが、終了すると捉えていただいても構わないと思います。

ただ、この中にはあまり利用頻度が高くないもの、例えば南原グラウンドの夜間照明ですとか、そういったものをうん千万かけてLED化するのは費用対効果というところでは疑問符がつきますので、そういったところを除いたところのLED化というところで御理解いただければと思います。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

5番、笹沼議員。

5番（笹沼 美保） 5番、笹沼です。

16ページ2款総務費、1項13目の0241の150周年のロゴマーク応募記念品のところでロゴマークに関連してですけれども、中学生のほうにお願いしてというか、夏休みの宿題になっていたんですけれど、ロゴマークのデザインを募集していたと思います。それで、これのロゴマークの選考方法といつ頃決まるのかということがもし決まっていればということと、あとロゴマークのデザイン化、デザインをデジタル化するということがあったんですけど、これの委託先はどのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（百瀬 輝和） 高橋地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（高橋 里江） それでは、笹沼議員から150周年記念のロゴマークについて御質問をいただきました。

まず選考方法ということですが、庁内に150周年のプロジェクトチームを発足させておまして、そちらで選考するというふうにしております。また、決定の時期については、選考についてはほぼ終了しておまして、2月の先ほど村長の挨拶でも申しましたが、2月の村の日をめどに大々的にそこで発表したいと考えております。

また、デザイン化についてですけれども、デザイン化としますと中学生が書いてくださった図案ですので、こちらとしては活用方法とするとシールにしたりノベルティグッズに使ったり、あるいは木、アカマツの利用も考えていますので、焼き印という形での利用を考えております。なので、すごく小さくしたときにデザイン化して見るに堪えられるようなデザインということを考えておまして、業者の委託先についてはまた幾つかそういったデザイン会社がありますので、見積りを取って1社に決定するということになるかと存じます。

以上です。

議長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

7番、加藤議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤であります。2点についてちょっと質問させていただきます。

ふるさと納税が8,000万円増額したということで、大変うれしい思いをするわけですが、これはやはり納税寄附者が増えたということに起因すると思っておりますが、その納税寄附金を納めてくれる皆さんは、返礼品という一つの魅力があってそれなりきの寄附をしてきていると思えますので、返礼品が充実してきているというふうにご覧いただいております。

そうすると今後とも返礼品を充実させていただきたいけれども、今回8,000万円増えたという返礼品の内容、そういうものを起因するものが何かあるのか、そこらをお聞きして今後のふるさと納税の増額にそれなりきに、参考に続けていっていただきたいということ1点。

もう1点は、32ページの学校給食センター整備事業であります。学校給食センターの改修、これは今新しい給食センターが計画されて建設されている中で、これは改修に550万円をかけて改修しなきゃならないのかという、それをちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（百瀬 輝和） 藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） 8,000万円、ふるさと納税の増額の内容という御質問だと思いますけれども、本村のふるさと納税の寄附金の返礼品で、やっぱり上位は果樹でございます。リ

ンゴ・梨の関係でありますので、この返礼品と申しますか、それに対する寄附というのがやっぱり多かったというふうに捉えておりますので、特にその何かなということではなくて、いわゆるコロナ禍の中でそういった需要が増えたということだろうというふうに考えております。

返礼品につきましては逐次増やしております、ホームページで御覧いただいているかもしれないけれども、いろんな企業の方から返礼品の数も増えておりますので種類も増えております、今後も充実させていきたいと考えております。

以上であります。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 村長の今日の議会の挨拶にもございましたけど、給食センター新しいところ順調に進んでいるかなというふうに思っています。加藤議員御質問のそれに伴いまして、今ある給食センターのところをどうするか、それに絡む金額のことだと思います。金額については次長からこの後伝えさせていただきますけども、あそこを今後どうしていくか。先ほど、配送車の高さがあるんでそこを直したりとかかっていうことで配膳の関係、それから牛乳、それからパン・麺の搬入の関係、そこをどう整えるかということに関わる、それがひとつでございます。

それから、その後のスペースをどういうふうにしていこうか、そのところにも今の金額がかかるかなと思っておりますが、10月の19日に総合教育会議を南箕輪小学校で行いまして、村長のお考えあるいは教育委員の考え、あるいは学校のニーズ等々を今出しているそういう状況でございますので、今後そのところはまた検討を重ねていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議 長（百瀬 輝和） 清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） それでは金額の550万円というところでございますが、現在給食センターは面積にして大体520平米ほどあります。こちらの施設の大きさから積算額ということで今回予算化させていただいておりますので、今後内容等、決まってきましたところで入札等をかけていきたいというふうに思っておりますので、最終的な設計金額としてはもうちょっと安くなるかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

8番、唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 8番、唐澤です。

ページが30ページの防災対策事業なんですが、避難所の看板製作27万円、設置業務委託料ということで、大泉の第2公民館に作るようなんですが、どのような内容のものなのか、現在どういうものを考えているのか教えてください。

議 長（百瀬 輝和） 伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） 避難所ですけれども、ほかの避難所にもございますけれども、人型の避難所のあいった看板をそちらのほうにもつける予定でおります。

以上でございます。

議 長（百瀬 輝和） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時5分まで暫時休憩とします。

休憩 午前 10時56分

再開 午前 11時04分

議長（百瀬 輝和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案の上程を行います。

議案第6号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第6号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、過年度分の精算等により所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ897万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,206万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第6号について細部説明を申し上げます。

初めに歳入から説明をいたしますので、予算書6ページを御覧ください。

4款1項1目保険給付費等交付金16万5,000円でございますが、システム改修費用の増加により特別調整交付金分として追加をするものです。

おめくりいただき、10款2項6目療養給付費等交付金881万2,000円でございますが、過年度分の精算により国保連合会から還付されるものでございます。

続いて8ページの歳出でございます。

1款総務費、1501一般管理事務であります。調整交付金システムの改修費用の増加により、委託料16万5,000円を追加するものです。

おめくりいただき9ページの2款保険給付費、1508療養諸費審査支払手数料事務でございますが、国保連合会への審査支払手数料の不足により、5万円を追加するものでございます。

続いて、9款諸支出金、1564保険給付費等交付金償還事務でございますが、過年度の交付

金返還分930万4,000円を追加するものでございます。

おめくりいただき10款予備費でございますが、歳入歳出調整を行い54万2,000円を減額するものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第7号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第7号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、保険料還付金の不足見込みにより所要の補正をお願いするものであります。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,108万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、議案第7号について細部説明を申し上げます。

歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページを御覧ください。

5款2項1目保険料還付金5万円でございますが、過年度分保険料が県広域連合から交付されるものでございます。

おめくりいただき、歳出でございます。

3款諸支出金1805保険料還付金でございますが、今歳入で御説明した過年度分の保険料還付金5万円を追加するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第8号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第8号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を130万8,000円増額し、支出総額を2億7,221万9,000円とするものです。また、資本的収入及び支出では、

支出の資本的支出を15万円増額して支出総額を7,922万円とするものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び過年度分損益勘定留保資金で補填する額を6,468万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第8号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費の25節動力費30万円の増額は、配水池及び水道施設の電気料金につきまして、電気料の値上げに伴い補正するものでございます。

1款1項2目配水及び給水費の21節修繕費100万円の増額は、配水管の老朽化に伴いまして修繕箇所が多くありまして、修繕料が不足するため補正するものでございます。

1款1項5目総係費の2節手当から6節法定福利費及び30節負担金につきましては、職員手当等人事院勧告に伴い17万2,000円を減額補正するものでございます。

同じく、1款1項5目総係費の18節委託料は、水道メーターの検針員を1名増員するため、スマートフォン検針システムに1名追加する改造業務として18万円を増額し、次のページ6ページの資本的支出の1款1項3目営業設備費の47節、工具、器具及び備品購入費は、スマートフォン検針のプリンター1台分を資産計上するため、15万円を増額補正するものでございます。

7ページから9ページは職員の給与手当の関係の給与明細書を記載してございますので、お目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を16万1,000円減額して、2,854万9,000円とするものでございます。

以上、議案第8号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第9号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第9号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を1,503万3,000円増額し、支出総額を5億9,324万4,000円とするものです。また、資本的収入及び支出では、支出の下水道事業資本的支出を480万円増額し、支出総額を5億6,087万4,000円と

するものです。

これに伴いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、及び当年度分損益勘定留保資金で補填する額を1億4,480万円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（百瀬 輝和） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第9号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書5ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項2目処理場費の25節動力費1,529万円の増額は、処理場ほか下水道施設の電気料につきまして、電気料の値上げに伴い補正をするものでございます。1款1項5目総係費の2節手当から30節負担金につきましては、職員手当等人事院勧告に伴いまして、25万7,000円を減額補正するものでございます。

6ページを御覧ください。資本的支出を説明いたします。

1款1項1目施設建設費の27節工事請負費480万円の増額ですが、下水道の本管工事が必要となる宅地造成がまた新たに2件の申請があったことによりまして、予算が不足するため補正をお願いするものでございます。

また、現在施工中の大芝地区荒井坂橋南の下水道管渠工事におきまして、管渠埋設箇所未舗装道路の部分につきまして、地区要望として舗装の要望があり今年度一般会計で実施する予定でありましたが、この工事の中で施工したほうが安価となるために、舗装工事分を増工するため補正をお願いするものでございます。

7ページから9ページは、給与費明細書を記載しておりますのでお目通しいただきまして、ここでの説明は省略させていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を25万3,000円減額して、1,868万7,000円とするものでございます。

以上、議案第9号の細部説明とさせていただきます。

議長（百瀬 輝和） 議案第9号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第10号「南箕輪村監査委員の選任について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第10号「南箕輪村監査委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

原浩監査委員が令和5年1月31日をもって任期満了となります。新たに加藤篤氏を選任したいので、地方自治法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案1ページを御覧ください。



住所、南箕輪村6468番地、氏名、加藤篤、生年月日、昭和36年1月17日、満61歳であります。

略歴につきましては2ページの添付資料のとおりでありますので、御覧ください。

よろしく御審議いただき、御同意いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（百瀬 輝和） 議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（百瀬 輝和） 質疑なしと認めます。

議案第10号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（百瀬 輝和） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（百瀬 輝和） 全員起立です。

したがって、議案第10号は同意することに決定されました。

日程第10、南箕輪村選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南箕輪村選挙管理委員に竹村登さん、塩澤誠さん、禰津行弘さん、池田真理子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を南箕輪村選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました竹村登さん、塩澤誠さん、禰津行弘さん、池田真理子さん、以上の方が南箕輪村選挙管理委員に当選されました。

日程第11、南箕輪村選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南箕輪村選挙管理委員補充員に、第一順位、清水美幸さん、第二順位、池上幸一さん、第三順位、松川加与さん、第四順位、中谷進さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を南箕輪村選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（百瀬 輝和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第一順位、清水美幸さん、第二順位、池上幸一さん、第三順位、松川加与さん、第四順位、中谷進さん、以上の方が順序どおり南箕輪村選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

散会 午前11時24分

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 12 月 7 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 仮議長の選任を議長に委任する件

第 2 一般質問 (質問順位第 1 番から)

4 番 登 内 瑞 貴

5 番 笹 沼 美 保

1 番 丸 山 豊

8 番 唐 澤 由 江

7 番 加 藤 泰 久

2 番 山 崎 文 直

○出席議員（9名）

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 丸山豊  | 6番 | 都志今朝一 |
| 2番 | 山崎文直 | 7番 | 加藤泰久  |
| 3番 | 原源次  | 8番 | 唐澤由江  |
| 4番 | 登内瑞貴 | 9番 | 三澤澄子  |
| 5番 | 笹沼美保 |    |       |

○欠席議員（1名）

10番 百瀬輝和

○説明のため出席した者

|           |      |             |       |
|-----------|------|-------------|-------|
| 村長        | 藤城栄文 | 健康福祉課長      | 伊藤千登世 |
| 副村長       | 田中俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎一   |
| 教育長       | 清水閣成 | 子育て支援課長     | 武井香織  |
| 総務課長      | 伊藤弘美 | 産業課長        | 有賀仁志  |
| 地域づくり推進課長 | 高橋里江 | 建設水道課長      | 武井厚   |
| 特命担当室長    | 原和子  | 教育次長        | 清水勝宏  |
| 会計管理者     | 城取晴美 | 代表監査委員      | 原浩    |
| 財務課長      | 藤澤隆  |             |       |
| 住民環境課長    | 清水恵子 |             |       |

○職務のため出席した者

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 松澤さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤文敏  |

## 会議のてんまつ

令和4年12月7日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（山崎 文直） お疲れさまです。

12月に入り、寒さが厳しくなりました。どなた様も健康に留意をされて、業務に励んでいただきたいと思います。

会議を開催します。

会議に入る前に御報告いたします。

百瀬議長が病気療養のため、本日から12月9日まで欠席する旨の連絡がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の山崎文直が議長を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開催します。

日程第1、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山崎 文直） 異議なしと認めます。

したがって、仮議長の選任を議長に委任するに決定いたしました。

仮議長に加藤泰久議員を選任いたします。

日程第2、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁を含め1人50分とします。時刻掲示板の確認をしながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いします。また、発言は挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可します。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） おはようございます。議席番号4番、登内瑞貴です。提出した通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、運動部部活の地域移行について質問いたします。

本年6月6日に、スポーツ庁より運動部部活動の地域移行に関する検討会議提言が発表されました。本提言を受け、スポーツ庁及び文化庁では、運動部部活の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合した上で全面的に改定し、新たに学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定を予定しており、現在意見募集を行っております。

現在ガイドラインの策定中ではありますが、提言の概要としては、公立中学校の部活動は

休日から地域移行していく。2023年から2025年度までを目標時期として実施、平日の地域移行も視野に入れ、平日はできるところから取り組むとしています。今後、本方針の実現のための政策として早急な取組が必要です。

そこで伺います。

現時点での運動部活動の地域移行における現状と取組状況についてお聞きします。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号4番、登内瑞貴議員、部活動の地域移行についてということで御質問でございます。

今お話がありましたけど、運動部とそれから文化系・文化部、両方ということでお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

地域移行における現状と課題はでございますが、部活動の意義は申し上げるまでもございませんけれども、教科学習等とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会、それから多様な生徒が活躍できる場でもあります。一人一人の生徒にとって、自立・協力・協調・規律あるいは人間関係・連帯感等を学ぶ場でもあります。

今回、今お話がありましたスポーツ庁・文化庁から提案されております休日部活動の地域移行でございますが、その背景として、これまでの部活動は教師による献身的な勤務で成立していた、そういう背景がひとつあります。長時間勤務の要因ともなっています。指導経験のない教師には多大な負担、事実そんな状況があるかなと思っておりますが、専門的な指導が受けられない生徒がいることが課題として挙げられております。

それから、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組とする旨が示されたことがあります。今後は少子化問題も大きな課題でございますけれども少子化問題、それから持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要と考えております。

移行の大まかなスケジュールですが、令和7年度末までの3か年の計画の中で実施していくことを今のところ予定しております。本村では、昨年より関係者による小委員会を設けて話し合いを進めてきました。休日部活動の地域移行に関する情報収集と課題の検討をしてきたわけですが、国や県から具体的な推進情報というのがなかなか出てこないという状況、そんなことなんですけれども、課題としては大きく4点あるかなというふうに思っております。

1点目です。地域移行への考え方がなかなか見えない。特に中体連、中学校体育連盟、中体連の大会が御存じのように大きくあるわけですが、その具体的な動きが見にくいということ。中体連の大会の在り方は、引率を含めた運営・当日の審判等は多くの場合、部活動の顧問が専門委員として関わっております。休日部活動が地域移行になったとしても顧問の負担そのものがどうなっていくか、どの程度軽減されるか、そのところが分かりにくい面があると考えております。

今後、中学校の校長会等から動向をいただいたり、あるいは把握しながら検討を進めていく予定であります。

2点目ですが、総合型地域スポーツクラブわくわくクラブと、中学校の部活動の関係を大事に構築していく必要があるということです。本村では、20年前に地域住民が身近なスポーツ施設で気軽にスポーツを楽しむことができるクラブづくりを進めることを目指して、わく

わくクラブが誕生しました。中学校の部活動が、わくわくクラブとの連携の下に新たな展開を図ることを狙いとして持ってきています。地域が学校の教育活動をサポートするという点では先進的な取組であったわけですが、今後わくわくクラブが存在する本村、村の中の特色を大事にしながら地域移行については小中のPTAの方々、スポーツ推進委員、わくわくクラブ、地域の文化団体、中学校の教職員等に丁寧に説明をしながら趣旨を御理解いただき、多くの皆様の協力をいただくプロセスを大事にしていくことが肝要と考えております。

それから3点目なのですが、指導者がなかなかいない、早く言うとそういうことになります。休日の指導体制は複数の指導者が必要かなというふうに考えております。平日指導する部活動顧問とその連携を大事にしていくということで、休日の指導者もふだんは御自身の仕事がありながらということで、毎週土曜日に例えば活動する場合に、月4回は大変かなとそんな状況もあります。休日の指導者を複数確保していくことが必要、また平日と休日の対象生徒が同じ場合には、顧問間・指導者間の連絡・連携が大事かなというふうに考えております。

4点目ですが、休日部活動の地域移行を推進するために、地域部活動協議会を立ち上げていく必要があると考えております。構成メンバーとしましては、中学校のPTAの代表の方、スポーツ推進委員、地域のスポーツクラブ、本村はトライデントもありますので、わくわくあるいはトライデントほか、それから地域の文化団体、村民の方、学生さん、それから中学校の教職員等の協力をいただいて、本年度中に年明けを今予定していますが、休日の部活動の地域移行に関する協議会を立ち上げてまいりたいと考えております。

いずれにしても、関係の皆様のお協力・お力をいただきながら、お知恵もいただかないと思っておりますが、進めてまいりたいと思います。

以上、現時点での現状と課題でございます。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 御説明ありがとうございました。

このあと、今出た課題について少し質問を重ねさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

来年度を最終年とする南箕輪村スポーツ推進計画2014-2023の第5章に、重点方策の2に地域指導者の連携、NPO法人南箕輪村わくわくクラブとの連携、先ほどおっしゃられたことが掲げられております。地域移行については、上記の達成状況次第ではある程度スムーズな移行が可能であると思われませんが、そこで伺います。

上記2点、地域の指導者の連携、NPO法人南箕輪村わくわくクラブとの連携について、南箕輪村スポーツ推進基本計画の推進状況と達成についてお聞きします。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

スポーツ推進計画というその進捗状況に合わせながら、今わくわくとの関係の御質問をいただきました。ありがとうございます。

村のスポーツ計画ですが、令和4年3月25日に策定された国の第3期スポーツ計画、それから現在県のほうで策定中の長野県第3次スポーツ推進計画、それに基づきながら本年度住

民アンケートを実施し、令和5年度で計画を策定してまいる予定です。

わくわくクラブの関係でいいますと、わくわくクラブは大事な村の中の位置づけというのを踏まえながらも、わくわくクラブからもう少し視野といたしましょうか、観点を広げながらの策定内容にしていく必要があるかなというふうに思っています。いずれにしろ、その中でわくわくクラブの今後ということが今度考察あるいは計画の中に盛り込まれる、そんな腹積もりではおりますが、令和4年7月にスポーツ推進審議会、それから9月にスポーツ推進計画策定委員会を開催しました。第3期スポーツ推進計画の策定スケジュールをそのときにお示しし、10月の計画策定委員会においてアンケート内容を精査してまいりました。

11月に村内在住の16歳以上の方々、無作為抽出でございますが1,400人を対象としてアンケートを送付して、今回答を受けているところでございますけれども、アンケートは郵送それからウェブにより12月12日までの回答をお願いしてございます。今年度中にアンケート結果を分析し、計画の骨子案を策定する予定です。

現在、計画の全体の中での進捗状況はおおむね25%ぐらい、そんなところで進んでいるところでございます。よろしくお願ひします。

議 長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 1点追加ですけど、現在のスポーツ推進計画の進行状況や達成率等分かれば教えていただけますでしょうか。お願ひします。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、23年度までの計画のところの見返しも含めながらこの策定ということでございますが、私の大事な反省点なんです、スポーツ運営審議会、今年立ち上がっているものですが、それを今まで開いてこなかったと。計画に基づきながら審議会というのを並行してくるわけですが、そのところを反省しながらでございますので、今までの計画を見返ししながら、それを基にした今というところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、今進行中の計画はわくわく、言葉がいいか先にありきというような形で計画がなっています。それに基づいて今動いているんですけども、その見返しそのものをどうするかということ、なかなかできにくさがあるかなというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願ひします。

議 長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） では、先ほどの25%というのが現在の計画の進行率ということでよろしいですか。

教育長（清水 閣成） そうでございます。

議 長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） では次に、わくわくクラブについてお伺ひします。

わくわくクラブについては、当村のスポーツ振興の中心として活動しており、今後の部活動の地域移行についても中心的な役割を期待されていると思います。先ほど教育長より答弁ありましたけれども、現時点でのちょっとお話をさせていただきますが、ただ現状を見る限りですが、立ち上げ当時のメンバーの高齢化による離脱、後任のなり手不足など、様々な課題があると伺っております。

そこで伺ひます。教育長も申されましたが、わくわくクラブの見直しも含めというところもありますが、わくわくクラブの現状と課題はどのようになっておりますでしょうか。答弁



をお願いします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。

わくわくクラブの現状と課題についてお答えいたします。

わくわくクラブは、県下でも本当に先進的な取組として設立され、村のスポーツ振興の中心的な役割、中核になってきております。平成16年度の会員数は1,500名と村民の約1割の方々が加入してきております。ここ数年コロナ禍の関係があり、若干会員数減で1,200名前後ということがございますけれども、今年度予定していた指導者講習会それからランニングスクール、スポーツ教室等のイベントはコロナ禍の影響で中止となってきているんですけども、そのほかのスクール事業それから小中学生のクラブ、ユースも含めてですね、それから一般団体は、感染拡大防止に努めながら活発に活動してきております。

課題としましては先ほどお話もありましたけれども、クラブ運営の担い手である理事・専門部長、専門部長はスポーツのスクール部あるいはイベント企画、それから広報記録等の柱となっていく立ち位置でございますが高齢化の現象、そんな現状がございます。現在、担い手確保に取り組んでおりますが、なかなか思うように進まない現状もあるかなというふうにお聞きしております。

このままだと数年後には自主運営の難しさが出るかなというところがありますが、指導者不足も課題ということで、それをしっかり受け止めながらクラブ会員の中から指導者発掘やそれから確保、そこを大事に教育委員会、それから村としても連携を取りながらしっかり進めてまいりたい、そんな願いを持っているところでございます。

以上です。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） ありがとうございます。私も伺ったとおり、やっぱり高齢化っていうのは非常に進んでいて、熱意ある指導者の方々が20年前に立ち上げたというお話を聞いていますけれども、なかなか後任がうまく育たなかったというところがあるかなと思いますので、この課題は今すぐどうにかできる問題ではないと思いますが、継続的に協力して進めていただければと思います。

では、次に移ります。

外部コーチの待遇についてお伺いします。

先ほど担い手不足というお話も出ましたが、地域移行に向けて様々な課題がありますが、指導者の確保は最優先事項であると思いますが、外部コーチの確保も大きな課題であるとは思いますが、現在外部コーチに支払われている謝金は、南箕輪では1回1時間以上で1,500円と聞いています。また、1時間以内では支払われず、1時間を超えて1,500円以上は支払われないようです。また、遠征などの経費負担は個人負担とのこと。近隣市町村については、時給制や遠征費の負担なども行っているようです。また、そういった状況ゆえ、他市町村の外部コーチとしての勧誘もあるというお話も聞きました。

そこで伺います。

現状を踏まえると、外部コーチへの謝金見直しが必要であると考えますが、いかがでしょうか。御意見をお伺いします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 外部コーチの方の謝金の見直し検討をとということでございます。

現在、わくわくクラブの外部コーチの謝金は指導1回、私の承知しているところでは指導時間が1時間30分以上、それから今議員1,500円とおっしゃられたのでちょっと確認をさせていただきますが、私の認識では1,000円ということでございますので、ちょっとそこ、はい。近隣にわくわくクラブと同様な運営形態の総合型地域スポーツクラブがありませんので、村本当に独特な、独特というか良い形を整えていると思っているんですけども、そういう状況の中で単純にほかと比較することはできない、そんな状況もあります。

今後、中学校の運動部活動の地域移行が進む中で、近隣自治体との謝金の差異が出てくると、その指導者の動きが村外へというようなことも可能性が懸念されるわけでございますが、謝金の見直しについては、具体的な内容はこれからの検討として取り組んでいきたいと思っております。

休日の部活、移行した場合の謝金等々は、まだ国のほうから具体的なところが示されていないんですね。現在の今、例えば村でいうとジュニアユースにわくわくのスタッフがコーチとして入った場合は先ほどの謝金、あるいは時間の枠になるんですけども、移行と絡めたときのその謝金というかは、今後の大きな検討課題かな、国の動きも踏まえながらというところではありますが、もう1点、今中学校では、部活動指導員ということで3名の方のお力をいただいています。サッカー、野球、それから女子バスケなんですけど、その方々の謝金とそこをどう見ていくかということも一つの課題かなというふうに思っていますが、部活動指導員の入り方と休日の部活移行した場合、そこをまたすみ分けといいますか、どう見られているということも一つの私自身の課題かなというふうに思っているところでございます。

いずれにしろ、指導をいただく方々の先ほど申し上げました確保、それからそこに関しての謝金というのは大きな今後の課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 謝金の金額についてはどうもありがとうございます。1,000円ということですね、はい。ちょっと私のほうが勘違いしたかもしれないです。1時間か1時間半で1,000円と聞いたような気がするんで、もしかしたらちょっと、はい、すみません。

部活の地域移行についてなんですけど、文科省の示した文化庁を合わせスポーツ庁が示した方針で、多様なスポーツに触れる機会の提供という側面も部活にはあると思いますので、部活に係る経費が増えるとかスポーツに触れる機会、多種多様なスポーツが提供できなくなるというのが一番怖いことなのかなと思いますので、そんなことのないように進めていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

多頭飼育崩壊についてお伺いします。

近年、様々なメディアで多頭飼育崩壊の話題が取り上げられ、長野県においても昨年松本市で動物愛護法違反事件などが発生しています。前述の事件は飼育業者によるものでしたが、最近より多く取り上げられているのは、一般的な飼い主による多頭飼育崩壊です。一般的な飼い主による多頭飼育崩壊が進む背景には、ストレス社会・高齢化・社会的孤立・貧困・福祉政策の中核的な課題、要因が挙げられます。

現在、長野県では、平成21年10月1日施行の動物の愛護及び管理に関する条例第9条の規

定により、犬・猫合わせて10頭以上の場合には長野県知事に届出が必要になっていますが、その実効性や周知が十分とは言い難い状況です。

そこで伺います。当村における多頭飼育の現状はどのようになっていますでしょうか。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号4番、登内議員の御質問にお答えをいたします。

多頭飼育崩壊についての中で、まずは当村の多頭飼育の実態と課題はというところで御質問をいただいております。

先に実態についてお答えをいたします。議員からもお示しいただきましたが、動物の愛護及び管理に関する条例を長野県が制定し、犬・猫合わせて10頭以上飼っている場合は多頭飼育となりまして、保健福祉事務所への届出が必要となっております。現在、村における届出数であります。2020年度で2件、2021年度で1件となっております。

また、近年の動向であります。一般社団法人ペットフード協会が全国的に実施いたしました2021年全国犬猫飼育実態調査によりますと、犬については飼育頭数・飼育率・飼育意向、これらいずれも減少傾向にあるというところでもあります。対して猫については、飼育頭数・飼育率、こちらについては反対に増加傾向にありまして、ただ飼育意向については犬同様に低下意向にあるというところでもあります。新しく飼われる方、新規の飼育者であります。犬がわずかに減少しております。猫は増加をしております。どちらにしても新型コロナウイルス感染前より高い頭数が続いておりまして、コロナをきっかけにペットを飼われる方が増えてきたというところでもあります。

そういった新型コロナ後に飼育を始めた人にとつた調査であります。どういった影響がありますかというところで、犬の飼育者は心穏やかに過ごせる日々が増えた、そして猫の飼育者は毎日の生活が楽しくなった、そういったところが調査の中から出てきております。

次に、課題であります。多頭飼育に限られませんが、村の課題といたしましては、外飼いの猫や野良猫に餌をやっている人への啓発が課題であります。毎年、猫によるふん尿や車を傷つけるなどの苦情が村で10件程度あります。昨年は特徴的なケースであります。同じ方からの苦情を十数回受け付けまして、その都度対応をせざるを得ないような状況でありました。

また、車にひかれた猫、こちらの回収も2021年度の実績で50件ほどあります。これは毎年同じような傾向となっております。村の対応といたしましては、苦情や通報に対しましては、飼い主の方や野良猫に餌やりをしている方に安易に餌やりをしないようお願いをしているところでもあります。また同時に飼い方のアドバイスや、猫が増えないように不妊・去勢手術の御案内も併せて行っているところでもあります。

以上です。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4番（登内 瑞貴） 村長も触れておりましたが、犬の飼育数の減少、猫の増加というのは私どもも把握しておりますが、長野県の昨年度の調査で譲渡猫のほうがすごく増えているという状況で、やはり先ほどの野良猫、地域猫というところですけども、私の体感で申し訳ないんですけど、やはり増えているんじゃないのかなという認識はございます。

続きましてちょっと質問がありますので、進めさせていただきます。

先ほど村長もおっしゃられている把握のほうですけど、多頭飼育の実態把握については、発生前にできるだけ早急な対応が重要とされております。その実態の把握方法についてお聞きします。先ほど触れたように、多頭飼育の背景には社会的孤立などもあり、その把握が難しいのが現状です。実態把握については、地域情報の把握という観点から、保健所だけでなく市町村との連携が不可欠であるという指摘もあります。

そこで伺います。当村における実態把握の方法と、また多頭飼育とみなす数値基準についてお聞きします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） それでは、多頭飼育の実態把握手段とその判断数値基準はという御質問であります。

実態の把握手段としましては、ふん尿や臭いなどの被害を受けている住民からの苦情・通報が主なものとなりますが、伊那保健福祉事務所からの情報提供などもございます。先ほど村長答弁の中にありました多頭飼育の届出のうち、住民からの苦情により伊那保健福祉事務所と村で指導をし、届出に至ったものが1件ございます。残り2件は申請者自ら届け出たものとなります。

また、多頭飼育の判断数値基準につきましても、議員さんおっしゃられたとおり、長野県の条例第9条により10頭以上飼っていることが判断数値基準となっております。

以上です。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） ありがとうございます。

判断基準についてちょっとお伺いしたいんですけども、今10頭以上という申請数によるものというお話をしていただいたんですけども、多頭飼育という状況についてはいろいろ状況があると思うんですけど、経済的に飼い主、また飼っているペットが幸せに暮らせない状況っていうのが一つ定義にあるようなんですけども、今一概に10頭以上であればというような判断ということによろしいですか。

議長（山崎 文直） 清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） そうですね。県の条例に基づきましてということになれば、犬や猫またはその両方を合計10頭以上飼っている場合は県知事に届出ということになっておりまして、届出がない場合は5万円以下の過料が課せられるというようなことを条例に書いてございますので、その基準に基づきまして実行をとということになっております。お願いいたします。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） あともう一つお伺いしますけれども、基本的に飼っているという定義の中で10頭以上ということですかね。飼育している10頭ということによろしいですか。

先ほど村長もおっしゃったんですけど、餌を与えている方っていうのは自分の飼育の意識はあまりないんですけど、やはり10頭以上に餌をあげている方っていうのは、私の知る限りでも何人かいらっしゃるんですけども、そういったものは基本的には行政的な定義では含まれるのか含まれないのか、ちょっとお願いいたします。

議長（山崎 文直） 清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） 実際そのようなケースはちょっと今うちの係としては把握し

ておりませんが、やはりただ餌をやっている方に指導というかお願いをしに行くと、大概が飼ってはいないというようにおっしゃいます。ですので、やはり一応飼っているという認識のある中での多頭飼育の届出をしてくださいというような御指導になります。

以上です。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） であると、やはりちょっと現状だと、そういう状況は改善しようがないということですかね。

議長（山崎 文直） 清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） 改善がしようがないということはないですけども、多頭飼育の申出をしてくださいという前に、まず動物を虐待にも当たる場合もありますので、きちんと管理してください、餌やりは飼い猫でない場合は安易にやらないでくださいというお願いというか、御指導のほうは一通りしております。

以上です。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 承知しました。では、ちょっと次の質問と合わせてまたお話をさせていただきます。

じゃあ次の質問に移ります。

ここまで述べてきましたが、やはり多頭飼育の一番の理由は、経済的な理由による避妊・去勢手術ができないことにあります。そこで提案です。多頭飼育崩壊は一度発生すれば多くの負担が行政に発生します。事象が発生してからでは予算確保などが難しい場合もありますが、事前に予算化し避妊・去勢を運用することで発生の予防も行えます。また、地域猫は明確な飼い主がいるわけではありませんので、避妊で2万から3万、去勢で1万円程度という費用負担がネックとなり、去勢・避妊が進まないのが現状です。

現在、避妊・去勢の助成は上伊那郡では一律3,000円ですが、村独自に助成を行ってはどうでしょう。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 清水住民環境課長。

住民環境課長（清水 恵子） 村独自の避妊・去勢手術の助成金の検討をという御質問であります。

不妊手術、猫の繁殖制限の助成につきましては、今議員さんがおっしゃられたとおり、現在伊那保健福祉事務所内にある長野県動物愛護会上伊那支部で実施をしており、上伊那全体で令和2年度360匹、令和3年度362匹の手術件数となり、1匹当たり3,000円の助成をしております。

対象は、外飼いの猫や野良猫、地域猫となります。今年度の予算枠は480匹分とのことで、現在予算の上限には達していない状況のようです。村としては、伊那保健福祉事務所の助成事業を利用していただくよう、積極的に住民の方に御案内をしていくということを考えております。

他市町村の助成事業につきましては、上伊那管内では把握しておりませんが、下伊那では高森町や飯田市などが独自の助成事業を行っております。県内では、千曲市・小諸市ほか、幾つかの市町村が取り組んでおり、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングにより資金を集めているところもございます。先進地域の施策を参考に、今後の検討課題

としてまいります。また、県や民間のボランティア団体等との連携を強化していくということも重要であると考えております。

いずれにしましても、動物愛護法にありますように命あるものである動物と人間が共生していけるよう、最後まで責任を持って飼っていただく、野良猫に安易に餌やりをしない、餌やりをするなら不妊・去勢手術を受けるなど、生活環境を守るためにも不幸な猫を増やさないためにも、住民の方の理解を深める広報・周知活動を行ってまいります。

以上です。

議長（山崎 文直） 登内議員。

4 番（登内 瑞貴） 承知しました。

私も猫を2匹飼ってまして、猫ってごろごろきて、すごいうつろしいときもあるんですけどやっぱりかわいくて、何かそういう多頭飼育で崩壊して話話を聞くと、どうしてもちょっと胸が痛くなる場所がありますので、これは今回行政だけでは決して解決できる問題ではないと思いますので、関係者各位で御協力いただいて、1頭でもそういった犬猫を減らせるように進めていただければと思います。

先ほどおっしゃられましたけど、やはり認知というか周知がすごい大事な事かなと思いますし、むやみに餌を与えることがどういったことになるかっていうのをもう少し考えていただくということもすごく大事かなと思いますので、そういったことも周知していただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（山崎 文直） これで、4番、登内瑞貴議員の質問は終わります。

ただいまから、9時50分まで休憩をとります。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時49分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

先に、4番登内議員からの質問のときのことで、清水教育長から回答がありますので、お願いします。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） ここでよろしいですか。

議長（山崎 文直） はい。

教育長（清水 閣成） 先ほど登内瑞貴のわくわくクラブの外部コーチの謝金に関してですけれども、再確認させていただいて、1回の指導時間は1時間30分以上で1,000円ということで今動いていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（山崎 文直） それでは、続きまして5番、笹沼美保議員。

5 番（笹沼 美保） 議席番号5番、笹沼美保です。通告書に基づいて質問させていただきます。的確な答弁をお願いします。

まず1項目め、子育て応援券の導入をということで、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねします。

ファミリーサポートセンターとは、子供の託児や送迎の援助を受けたい人である依頼会員と、援助できる人である協力会員が会員となり支え合う子育て支援の仕組みです。依頼会員

には、村内に住んでいるおおむね生後3か月から小学6年生までの子供の保護者が登録でき、援助の依頼に特別な理由は必要なく、土日祝日も利用できるため、内容としてはとてもよい制度となっています。しかし利用料、ここでは子供一人目の料金のみ説明いたしますが、利用料は月曜日から土曜日の7時から19時までが1時間700円、それ以外の時間や年末年始は1時間800円と高く、3年前の一般質問で、前村長に料金見直しについてお尋ねしたことがあります。

今年度よりこのファミリーサポートセンター事業に利用料の助成制度ができ、その内容が今年7月の村報で周知されました。利用料700円に対して村から300円の補助があるため、1時間400円で利用できるようになり、料金的なハードルが下がりました。この助成制度ができたことで、会員登録や利用の状況はどのようになりましたか。お尋ねします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号5番、笹沼議員の御質問にお答えをいたします。

子育て応援券の導入をという中で、まず今年度からファミリーサポートセンターの利用料に助成制度ができたというところの利用状況はという御質問であります。

ファミリーサポートセンター事業は、仕事と育児の両立や安心して子育てができる環境づくりのために、育児の援助を必要とする依頼会員の要請を受けて、協力会員が援助活動を行う子育て支援事業であります。本年度は、援助を行う協力会員に村内外合わせて現在35名の方に御登録をいただいております。

制度の内容や費用等は、議員から御説明があったとおりですので、省略いたします。

議員御指摘のとおり、村では令和4年4月から利用者の経済的負担の軽減を図るため、依頼会員が協力会員へ支払う報酬に対しまして、1時間当たり300円の助成を始めました。それを受けまして今年度の利用状況であります。11月までの実績であります。利用者数は8名、利用回数は50回、利用時間は合計131.5時間となっております。昨年の同時期までと比較いたしますと、昨年は利用回数が36回、利用時間が81時間となっておりますので、利用回数が36回から50回に、利用時間が81時間から131.5時間に増加をしておるところであります。

ただ、利用者数・利用時間が増えたとはいえ、子育て世代の多い本村としては、まだまだ少ないと感じているのが正直なところであります。次の質問の中でも申し上げますが民間事業者、柔軟な対応が可能となる民間事業者の参入が必要ではないかと同時に感じるところであります。

援助を必要とする理由は御家庭によって様々でありまして、援助を始めたことだけが増加の理由ではないと思いますが、今回の助成制度を始めたことによって、利用者の経済的負担の軽減にはつながっていると考えております。

以上です。

議長（山崎 文直） 笹沼議員。

5番（笹沼 美保） ファミリーサポートセンター事業には利用料の高さがネックであるとの思いがあったのですが、それだけではなく利用のきっかけも大切なのではないかと思います。至りましたので、次の質問をさせていただきます。

私が2人の子供を産んだときには、東京都杉並区に住んでいました。お手元に参考資料をお配りしておりますけれども、杉並区には平成19年6月から子育て応援券という子育てに関

する支援を受けられる券があり、私自身もこの応援券を利用することで助かりましたし、とても良い仕組みだと思っています。この杉並区子育て応援券は就学前の子供がいる家庭に発行され、様々な子育て支援サービスを利用しやすくし、子育て家庭が地域の中でいろいろな人と関わりながら子育てをするきっかけとすることを目的としています。

まず妊娠の届出をすると、その際に助産師や保健師が不安や心配などを聞き取るゆりかご面接という面接があり、その際にゆりかご券という産前産後支援ヘルパーや産後ケア事業に使える券がもらえます。これは、妊娠中から切れ目なく子育て支援を継続的に行うきっかけとなる仕組みです。

出産して出生届を出した際にも、申請書を記入してその場で出生ゼロ歳児無償応援券をもらうことができます。1歳から2歳児にも無償応援券が交付され、これらの応援券は子供を預けるサービスや家事支援などの親をサポートするサービスに使うことができ、子供のインフルエンザ予防接種にも使えます。

本村でこのような応援券制度をつくるとすれば、産後母子ケア事業・産後育児ヘルパー派遣事業・ファミリーサポートセンター事業・すくすくハウスや保育園の一時保育利用などに使えるということになるかと思えます。1回に使える上限額は設定されることと思えますが、このような応援券があることで、ファミリーサポートセンターだけではなく様々な子育て支援サービスの利用を促進し、子育ての孤立を防ぐ手だてとなるのではないのでしょうか。

南箕輪村版子育て応援券を検討してはいただけませんか。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 杉並区が実施している杉並子育て応援券を参考に、村でも導入を検討してはという御質問であります。

議員からお話のありました杉並子育て応援券は、議員から説明がありました様々な子育ての有料子育て支援サービスに利用できるチケットでありまして、子供の年齢によって金額が異なる無償応援券や、多く利用したい人は1冊1万円分を4,000円で購入できるそういったところもあり、かなり先駆的に取り組まれていると感じています。

また、実際に杉並区の中でサービスを提供している事業者であります。地域の子育て支援団体・NPO法人・企業・医療機関が中心となっておりまして、民間企業が地域に根差した子育て支援を行っているというところが、都会は優れているなというのを感じたところがあります。

そういった杉並区のような都市部と比較いたしまして、本村におけるサービス提供事業者の多くは医療機関・村社会福祉協議会・そして村などの公的な機関でありまして、先ほどのファミリーサポートセンター事業・産後育児ヘルパー派遣事業・産後母子ケア事業などを現に行っていたいております。

3月の一般質問の中で原議員への答弁の中で、民間の産後ドゥーラやベビーシッターが上伊那では不足していると述べました。やはり、民間の事業者が実施するサービスは、公的な機関が実施するサービスと比較いたしまして利用に対しての柔軟性が高く、使いやすいサービスが多いと私は捉えております。民間事業者が参入しやすくなる取組の一つとして、御提案いただいたこのような応援券のことは優れていると感じております。いただいた資料の中でも、親自身もサービスの提供者に変わったとそういったところも紹介があります。御提案いただいたような応援券のような分かりやすい仕組みを導入することは、今後検討すべき事



項と捉えております。

以上です。

議長（山崎 文直） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） ファミリーサポートセンターはじめ様々な子育て支援サービスをどうしたら受けやすくなるのか、支援から取り残されて子育てに困難を感じる家庭が生じないよう、つながり続ける支援をしていく工夫は必要だと思います。

子育て中の保護者の意見を聞く機会を設けるなどして、よりよい制度にしていただければと思います。

2項目め、高齢者・障がい者支援に補助を増やし地域福祉の向上をと、まずはまっくん生活支え愛事業についてお尋ねします。

まっくん生活支え愛事業は、有償ボランティアによる高齢者世帯などの助け合い事業で、ごみ出しや蛍光灯交換、灯油の給油などのサービス30分につき、利用者が現金50円とまっくん生活支え愛事業助成券1枚をボランティアさんに渡すことになっています。このまっくん生活支え愛事業助成券は、村が助成する250円分に該当し、ボランティアさんは受け取った助成券を添えてその金額を村に請求し、つまり30分につき300円の報酬を受け取るようになります。

この30分のボランティアに対する報酬の支払い方ですが、現金50円と助成券を渡すというのは、お互いの気持ち的にいかなものでしょう。50円が目に見えてしまうという状況を考えたときに、お互いに気持ちがいいばかりではないような気がします。もちろんいろいろな考え方や思いがあるとは思いますが、いっそのこと利用者の現金負担をなくして全額村負担とし、まっくん生活支え愛ありがとう券にリニューアルしてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 高齢者・障がい者支援に補助を増やし、地域福祉の向上をとという大項目の中で、まずはまっくん生活支え愛事業を利用しやすくするために、50円と現金負担をなくしたまっくん生活支え愛ありがとう券を導入してはという御質問であります。

まっくん生活支え愛事業につきましては、ごみ出しや雪かき等の生活に必要な行為が困難な75歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯に対し、住民参加による地域の助け合いの精神を基調といたしまして、有償ボランティアによる支援を行うものであります。現在、利用者に対して利用時間30分につき50円、ただし除雪については、30分につき100円負担をさせていただいております。

実際のところの利用者の声ですが、有償のほうが気兼ねなく利用できるといった声がある一方、ボランティアからは有償でなくてもやってあげるよといった声も聞かれることがあります。有償ボランティアはボランティアと違いまして、支援を受ける方も支援する方も無償で当然という概念では続いていかない、持続可能ではない、そういった現状を解決するために始まった取組でありまして、現在全国においても広がりを見せているというところでありまして。

議員御指摘の50円、100円を負担する行為はどうなのか、その負担金を行政が全て補助すべきという御提案であります。やり取り等の手間が省けることは確かですが、そういった有償ボランティアの特徴であります気兼ねなく利用するという部分で、無償にしてし

まいりますと使う側が心理的に使いにくい、そういった負の影響も考えられるところであります。そのような背景がございますので、現状定額の負担、50円・100円の負担については必要ではないかと私は判断をしております。

しかしながら、今後利用者やボランティアの方々の意見の聞く場を設けまして、より使いやすい形を検討していくことはやめずにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（山崎 文直） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 次に、生活支援サービスみなみちゃんについてお尋ねします。

生活支援サービスみなみちゃんは、社協のホームページを見てみると、介護保険や障害者総合支援法の認定を受けられない方や、受けていてもそれ以外の細かいサービスが必要な方をお隣さん感覚でサポートするサービスと紹介されています。主なサービス内容は、外出介助・話し相手・見守りなどです。このお隣さん感覚で利用できるはずの生活支援サービスですが、利用料は1時間当たり800円です。この金額が、果たしてお隣さん感覚と言えるのでしょうか。

社協に問い合わせたところ、令和3年度の利用は5名14回、今年度上半期の利用は2名で2回だそうです。これもいろいろな考え方があろうかと思いますが、この利用料に対しても助成制度を設けて自己負担を減らし、利用しやすくすることで地域福祉の向上を図る必要があるのではないですか。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 生活支援サービスみなみちゃんへの利用料、こちらについて村独自の利用制度をという御提案であります。

この生活支援サービスみなみちゃんですが、現在村でも紹介やおつなぎをしておるところであります。これについては村社会福祉協議会が独自に実施している事業であります。村からやってくださいというふうをお願いしている事業ではなくて、社会福祉協議会独自の事業です。

内容といたしましては、登録されたボランティアが通院付き添いや買い物・散歩・話し相手・見守り等を支援するもので、議員御指摘のとおり、1時間当たり800円を目安額として利用者に負担をお願いしているものとお聞きをしております。

実際の運用状況を社会福祉協議会にお聞きしたところ、社会福祉協議会の職員が申請者とボランティアの方をマッチングさせた後は、両者間で支援の内容や負担金の支払いについて打ち合わせを行いまして、お互いの気持ちを大切にしながら持続可能な関係となるよう、場合によっては1時間当たり800円よりも安く引き受けていることもありまして、柔軟に対応しているとのことでした。

同時に、議員御指摘のとおり利用者が限定的である、こういったことも事実でありまして、今回助成制度の創設について御提案をいただいたというところでもあります。

村役場が実施する助成制度につきましては、原則公正・公平を守っていかなければなりません。現在、このみなみちゃんについては、負担金を含めかなり柔軟な仕組みで運用されておりまして、この現状の制度に対して村として後方支援、それ以外のことを積極的に実施することは少し難しいのではないかと感じているところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 次に、近隣住民同士の乗り合い外出時の送迎補償（傷害保険）についてお尋ねします。

本村の高齢者や障がい者の移動手段としてのドア・ツー・ドアサービスは、社会福祉協議会に委託している福祉移送サービスや南部小通学エリアの方が利用できる伊那市のぐるっとタクシーがありますが、土日祝日などは利用できませんし、利用できる時間帯に制限があります。平日だけしかも時間帯に制限があることで、利用しにくいと感じている方も少なからずいます。この不便さを解消するための一助として、地域の助け合いに手を挙げてくださる方の背中を押すための補助を検討してはいかがでしょうか。

諏訪市では、令和2年度より外出支援住民互助活動支援事業補助金を創設し、地域の助け合いである高齢者の外出支援として送迎をするボランティアに対し、送迎サービス補償の保険料を補助しています。ここでいう送迎サービス補償は、ボランティアやボランティア団体による送迎サービス中の事故を補償するため、社会福祉協議会が一括して損害保険会社と団体契約を結んでいる傷害保険です。この傷害保険料を村が負担し、平日の日中に限らず、安心して近隣住民同士が外出支援のボランティアや乗り合い外出できるようにしてはどうか。

第2次南箕輪村地域福祉計画の策定過程において実施した地域福祉活動の担い手ワークショップでは、地域福祉の推進に必要な支援としてボランティア送迎時の保険の支援も挙げられていました。まっくん生活支え愛事業には、現在送迎サービスは含まれませんが、ボランティアによる送迎サービスも可能として、加入する送迎サービス補償に対する補助もすれば、土日祝日の気軽な移動手段として地域住民同士の助け合いも広がると思うのですが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 地域住民同士の乗り合い外出時の送迎サービス補償に加入費用補助をという御質問であります。

ある地区社協の役員の皆様から、公民館まで歩いて行かれなくなった方の送迎について悩んでいる、そういった高齢者の足の確保についての声をよく聞いております。今後、多くなる村全体の課題であると捉えております。

東京オリンピック・パラリンピックが無観客で行われました。観客がある形で行われればライドシェア、そういったところも法律等変わってきたと思いますが、今回のコロナの影響でその部分、進んでいかなかったのは少し残念なところであります。

まず、御質問いただいた送迎サービス補償、こちらであります。全国社会福祉協議会が行っておりまして、村では村社会福祉協議会が窓口となっております。加入できる方は社会福祉協議会に登録していただいたボランティア個人やボランティア団体等に限定されておりまして、現在村で行っている福祉移送サービス、こちらの利用者は負担料1,000円ですが、この保険も同じ保険でありまして、活用しているところであります。

御質問いただいたこの送迎サービス補償加入制度、そういったところのまず前段といたしまして、例えばまっくん生活支え愛事業、先ほどの質問でありましたが、こういったところを拡充してこういったボランティアに登録するための受け皿をつくっていかねばいけま

せん。住民ボランティアによる送迎サービスの受け皿が今ございませんので、それをつくっていく必要があります。

そのような中、一步引いて全体を見ますと、村では来年度から地域公共交通計画策定を予定しております。そこでは、福祉移送サービス・タクシー利用料金助成・ぐるっとタクシー・まっくんバス・伊那本線バスなど、地域公共交通全体を検討してまいる予定であります。その中にこの住民同士の助け合いの送迎サービス、概念としては広めていかないと高齢者の足の問題は解決していくことが難しいと思いますので、これも含めて検討していくべきだなと感じているところであります。

ただ、仕組みとしてはすばらしいものですが、反面例えばタクシー事業者、そういったところへの民業圧迫に状況によってはつながってまいりますので、この地域公共交通計画を策定する中で関係者へヒアリング・確認等を行いながら、丁寧に慎重に進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山崎 文直） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） ここまで高齢者・障がい者支援に補助を増やし、地域福祉の向上をとって質問をしてきました。地域福祉計画の中で生活支援のニーズと有償ボランティアのミスマッチという課題が挙げられ、また高齢者福祉計画の中では高齢者が安心して気軽に外出できるよう、移動手段の確保などの充実にも努めるとあります。地域福祉向上のためには地域住民同士の助け合いが必要不可欠で、そこに行政がどのように関わっていくのがよいのか、計画を立てるだけでなく常に考えていかななくてはなりません。ぜひ、よい方向に検討していただきたいと思います。

3項目め、村独自の給付型奨学金制度の創設をとお尋ねします。

現在、大学等に進学する際には、様々な奨学金制度がありますが、所得要件や学力基準を満たしていることが必要で、誰でも利用できるわけではありません。国では、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度を実施しており、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生で、進学先で学ぶ意欲があると認められることで、大学などの授業料・入学金の免除または減額と、給付型奨学金を受けられる制度となっています。しかし、この高等教育の修学支援新制度に該当しない、つまり住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯に該当しない、いわゆる中間層の家庭でも金銭的負担が重くのしかかることは事実で、学ぶ意欲のある若者が進学を諦めざるを得ない状況もあります。

本村の就学支援としては、奨学資金助成と奨学金返還支援補助金がありますが、村独自の給付型奨学金を創設して、村出身の子供たちが家庭の事情にとらわれずに学ぶ機会を確保できるようにしてはいただけませんか。

今年の6月定例会でも給付型奨学金についての質問があり、そこでは教育長からの答弁でしたので、今回は村長にお考えをお聞きしたいと思います。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村独自の給付型奨学金制度の創設をという御質問であります。

文部科学省が2020年4月から開始いたしました高等教育の修学支援新制度であります、授業料や入学金減免と給付型奨学金を主とした制度でありまして、年間最大約161万円が支援される大変手厚い制度であります。そういった中、なかなか知られていないというところ

が現状でありまして、私からも町村会と県の幹部の意見交換の場でこの周知について県のほうにお願いするとともに、村でも積極的にやっていきたいと申し上げたところであります。

対象につきましては、住民税非課税世帯の学生や住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生となっております。この給付型奨学金は、進学する前年の4月下旬から高校などを通じて日本学生支援機構へ申し込む形となります。村民の該当する世帯の方は、子供たちの学びを応援するために積極的な活用をお願いしたいところであります。

さて、大学に関わる費用について入学金・授業料に加え、一人暮らしをする際の生活費等、大変な金額がかかってまいります。私も4人の子供の親であります。これから子育ての一番の負担はここにあるというところで、日々感じているところであります。

実際、先ほど申し上げました、高等教育の修学支援新制度に該当しない世帯であっても大変負担が重い、特に子供が多い世帯はより重いと誰もが感じるところでありまして、もしかしたらこれが子供を多く産むことを差し控える、そういった原因の一つでもないかと感じているところであります。

そこで、子供たちの学びを支援すること、そして親世代に対しても将来への負担や不安を少しでも解消していくことを目的といたしまして、昨年の村総合教育会議の議題として貸与型奨学金、そして今年は村独自の給付型奨学金の創設を、対象見込数の推移や予算等を含めて総合教育会議の場で教育委員の皆様にご提案したところであります。

事業につきましては、教育委員会の所管となりますので、詳細につきましては教育長からの答弁とさせていただきます。

以上です。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 笹沼美保議員、村長に続いてでございますがよろしく申し上げます。

今村長からお話がありましたが、昨年度の総合教育会議で貸付金の奨学金について、それで今年度10月に開催されました総合教育会議において、村長から村独自の給付型奨学金の創設についての提案を受けております。教育委員会定例会等において議題とし、委員からの御意見をお伺いしているところであります。

その中の意見あるいは課題としてですが、国の2020年4月からの制度の対象者は住民税非課税世帯の学生さん、それから住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生さんとなっております。2021年度学校基本調査によると、長野県の令和3年度の4年生大学進学率は45.8%、うち国の制度利用者を1割程度と見込むと、本村においては10名程度が該当になるかなというふうに思っております。

村独自の制度としては、国制度に該当する方を除いた、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、世帯所得の上限をどの程度に見ていくか、そこのところが必要経費に関わりますので、慎重に検討する必要があると思っております。また、委員の中から6年制の大学についてはどうなんだとか、そんな御意見もいただいているところでありますが、大学への進学をうんと大事にしたいんだけど、じゃあ高校を卒業して社会に出る生徒さんいます。社会人との人とのいわゆる不公平感という言葉がいいかどうか、その差異をどういうふうに見るかということが出されています。そのような課題もいただいているところでありますが、貸与型や給付型の奨学金制度については、民間企業あるいは自治体で少し調べさせていただ

いたら、かなり広く行われている、そんな現状もございます。

奨学金について、高校生の実情はどうか。例えば、今中学から高校に行っている御家庭の経済的な実情で、いわゆる奨学金、県の奨学金も貸与型があったりするんですけど、その辺りがどうなのかとか、また高校卒業し進学希望の生徒、あるいは御家庭に高校ではどこまでいわゆる説明をしているか、相談を受けているか、それから奨学金制度について知らない家庭・生徒、先ほど村長答弁にありました周知のところですね、その辺りを高校でどうしているか、それから本人が進学に対してどの程度願いを持っているかというようなところなどを、近隣の高等学校にこれから出向かせていただいて、高校の取組というか現状・状況をお聞きしたいな、そんなことを基にしながらまた検討を重ねてまいりたいというところでございます。よろしくお祈いします。

議長（山崎 文直） 笹沼議員。

5 番（笹沼 美保） 高校卒業後の進学にはそれまで以上に経済的な負担が多く、将来の夢を諦めてしまう子どもも少なくありません。それは、本人にとっても保護者にとってもつらいことです。国も給付型奨学金の対象拡大に動き出しているところではありますが、理工農学系や多子世帯がその対象となりそうです。国の支援はどうしても対象がごく限定的になりがちですので、今後いろんなところからヒアリングをしたりですとか保護者の意見、お子さんの意見もだと思えますけれども、聞いた上で検討していただいて、村独自の給付型奨学金を創設することで、切ない思いをする家庭が少しでも減ることを期待しています。

以上で質問を終わります。

議長（山崎 文直） これで、5番、笹沼美保議員の質問を終わります。

ただいまから、10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前 10時24分

再開 午前 10時40分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

1番、丸山豊議員。

1 番（丸山 豊） 議席番号1番、丸山でございます。一般質問は今回を含めてあと私の予定は2回ということになりました。一応予定を立てていたもんですから、財政についてと予定をしておりましたけれども、ちょっと急遽予定が諸事情によりまして変更となりました。それは、中学生模擬議会を傍聴したことにもありますが、SDGsについて村側の考え方が聞きたいということでございますので、よろしくお祈いいたします。

中学生の模擬議会を傍聴いたしました。SDGsの関係で生徒の皆さんのストレートで深く切り込んだ質問に敬意を表したいと思ったところでございます。実は、今回私もSDGsに関し、中学生との関わりがありました。10月7日の日に中学生の皆さんと3年生の総合学習での取組ということで、SDGsについてお話をさせていただいたところでございます。直接生徒さんからの電話がありまして、なぜ私なのかということを知ったところ、1番議員だということでありましたし、またグループで決めたということでありましたので、引き受けた次第でございます。

私自身としては、一応議会で相談ということも考えたわけですが、生徒の自主性も理解しグループで決めたということも尊重し、対応させていただいたということでございます。そのときの内容は、SDGs16の平和と公正を全ての人にでありました。ターゲットが10あり

まして、このうちの16の5にあらゆる形の賄賂と汚職を大きく減らすについての意見を聞きたいとのことでした。賄賂と汚職ですからやはり公務に関わる人ということで、議員ということになったのかなとそんなふうに思いました。

絵文字、SDGsにこういうような絵文字、ピクトグラムと呼んでいるようですが、こういうのがあるわけですが、この16番は平和と公正を全ての人にといいことでありますが、平和の象徴である鳩がオリーブの枝をくわえていて、裁判所の裁判官がたたく小づちみたいなやつが、こうとんとんってたたくやつですね、静粛にとかいうやつだと思んですけども、これの上に鳩が乗っかっているというこういう絵文字を表しているところでございます。平和の願いというものが込められているのかなと思ったところでございます。

このテーマからは急には回答できないのではと思ひ、何が聞きたいかも決まっているようでしたら、質問を事前にお願ひしたいということでお願ひしたところでございます。そして、いただいた質問が6項目ばかりあったわけですが、汚職をしてしまう人にはどのような感情を抱くかとか、なくすにはどのような対策がよいかとか、汚職のどのようなところがいけないかなどがありました。ダイレクトに聞かれるとすぐには回答できないもので、事前にお願ひしておいてよかったなとそんなことを感じたところでございます。

私からも質問をしたかったのですが、何分にも時間がなくて一般質問の材料にしてよいかとか、村の総合計画・総合戦略を知っていますかなどを聞いたのが精いっぱいでした。以上が私が中学生との関わりを持ったところでございます。これが先ほどの諸事情に該当するところでございます。

SDGsは、2015年に国連サミットで採択された、持続可能な開発を実現するための世界共通の17の目標となっております。2030年までの達成を目指しております。今が折り返し地点に来ております。今、中学生は15歳とすれば最終年度8年後2030年には23歳となられ、実社会で活躍されていることとなります。ともすれば、地球規模の取組であるためにどうしても置き去りにされてしまうところではありますが、中学生の皆さんが貧困をなくそうからパートナーシップまでの17項目を全員で学習する機会は今しかないと考え、取り組んだ貴重であり、重要な機会であったと考えます。今では世界的な潮流となっており、国内においても自治体はもとより、政府・企業・学校など様々な団体が取組を行っております。本当に中学生の気持ちを大事にしなければと思った次第でございます。

そこで、教育長にお伺ひいたします。

1点目として、模擬議事を傍聴して模擬議会がSDGsに関係しているということであったものですから、SDGs1の貧困をなくそう、2の飢餓をゼロに、5のジェンダー平等を実現しよう、6の安全な水とトイレを世界中に、11の住み続けられるまちづくりについて、中学生の視点で捉えた問題点を村側にただしたのをお聞きして、本当に頼もしくすっかり大人びた感じを受けました。前段のこともあり、本当にうれしかったわけでございます。純粹であり、わくわく感は私自身にとっては満杯でございました。

質問ですが、この総合学習での取組は生徒の自主性からなのか、あるいは先生の助言からなのか、また学習した成果などを全員というわけにはいかないと思いますので、クラスごとの意見発表みたいなことがあったかなどをお聞かせください。また、中学生模擬議事は意見発表の場となったということでありましようか。そこら辺もお伺ひいたします。

そして通告のところにも書いてしまったわけですが、これが唐突な硬い質問になってしま

って本当に恐縮しているところなんです、E S Dを通告いたしました。私はちょっと事前に教育長さんから聞いた言葉がこんな言葉だったもんですから、ちょっと取り上げてしまったんですけれども、SDG s 4の質の高い教育をみんなにの中に、ターゲット4.7がございます。2030年までに教育を受ける全ての人が、持続可能な社会に暮らすために必要な知識や技術を身につけられるようにするとあります。

小中高生の新しい学習指導要領の前文、総則にも持続可能な社会の作り手が明記されましたが、これが持続可能な開発のための教育であるE S Dであります。小中高生が作り手となるための人材育成とを感じるが、この理解でよろしいか、これについて簡単に結構です。御説明をお願いいたします。お願いします。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号1番、丸山豊議員、持続可能な開発目標に対する村の関わりについての中で、中学3年生の総合的な学習の時間のSDG s、そして中学生模擬議会との位置づけ、それからE S Dについてお答えいたします。

今年の中学3年生は、総合的な学習の時間の目標を私たちが生きる未来に目を向け自分の進むべき道を模索することができる、環境問題に目を向ける、自分たちでできることをする、よりよい未来となるために大事にしていくことをみんなで考えることに取り組んでいます。SDG sという言葉は、学校からお預かりしている年間のスタートの計画の中には入っていません。今申し上げた目標ということで、総合的な学習、3年生の学習が位置づいております。

御存じのように、総合的な学習は生徒の興味関心を大事にし、この目標について生徒が考え、担任・教科担任とのやり取りを通して、学年あるいはクラス等のテーマが据わっていく、生徒が考え先生方のやり取りを通してテーマが据わる、重ねますけども、醸成という言葉を使いますがこの醸成、ここが一番大事なところ、スタートの段階の耕しといましようか、そこが一番大事というふうに考えております。活動の展開では、当然ながら先生方の指導・助言が入ってくるというふうに考えております。

御質問の生徒の自主性なのか先生の助言なのかについてですが、生徒の自主性を軸にして先生の助言があるというふうに受け止めております。SDG sという言葉の投げかけは教師のほうからあったというふうに聞いていますが、生徒の自主性が位置づき活動が展開されてきています。それから、クラスごとの意見発表についてなんですけども、活動の展開を申し上げますと、教師がSDG sについてガイダンスを行う、これが投げかけということになるかと思えます。それから、一人一人がSDG sの資料から自分の興味ある目標を決め出す。次に目標ごとに講座を設け、クラスの枠を外して17チームが学年で出来上がってきている。生徒は希望する所属の講座で目標についてチームで調べていくっていうそんな経過、それから外部講師のお話を聞いたり、各チームでの考えを活動したりする。丸山議員、この学習でお力をいただけてきました。ありがとうございます。

若竹祭の総合的な学習の時間で17チームの発表がなされ、また活動の中間報告はそれぞれの目標について、ポスター発表として廊下への展示がなされてきています。私も学校へお邪魔したときに、廊下にSDG sで学びの履歴が掲示されている、そんな状況も勉強させていただきました。それから村議会への提案についての発表作成、それから村議会での提案ということで今に至ります。ですので、中学生模擬議会は村への意見発表・提案、学習の一課程



の中でのそういう場ということと御理解いただければと思います。活動は今も展開中でございます。全校に伝えられたり、ありがとうプロジェクトとか地域の方、外とつながりがあるということで動いてきています。

それからE S Dついてなんですけれども、議員端的に先ほどお話されたのでそれに尽きるんですが、少し補足させていただいていいですか。

持続可能な開発のための教育ということであります。持続可能な社会づくりの担い手の育成ということで、S D G sの全てのゴールの達成に寄与するとしています。現行の学習指導要領では、例えば小学校6年生の電気のところでは、エネルギー資源の有効活用等が入っていたりとか、中3の化学では、すみません今席まで持ってきたんですがこちらに持って来なかったんですが、S D G sで世界を変えるというそういう単元がございます。S D G sの全てのゴール達成に寄与する持続可能な社会づくりの担い手の育成、これは小学校から中学そして高校、大学までということで、通した教育段階において推進されているということでございます。よろしく申し上げます。

議 長（山崎 文直） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） ありがとうございます。

生徒たちの自主性、これが先生の助言を得てこういうS D G sの総合学習が整ってきたと、そんなふうに理解をいたしました。教育長さんの説明の流れの中を聞いているだけで、本当に立派なことをやってくれているなというそんな感じを受けて、本当にありがたいなとそんなことを感じたところでございます。

私の孫も多摩川のそばに住んでいるんですけども、やはり今高校生なんですけども、中3のときに多摩川の水があまりきれいじゃないもんですから、水の大切さというのをS D G sの学習の中で学んだというようなことを話してくれました。全国津々浦々の学校でS D G sが研究されているというか、勉強されているということを実際にやっているということが伺える次第でございます。

E S Dについては正直、私も後で読んだことなんですけれども、小学生が中学生、またそれぞれが発達段階において学習されておって、S D G sの理念・精神に則って取り組んでいるなという、そんなようなことを確信したところでございます。

S D G sそのものは学校では国の指導もあるもんですから、かなり徹底されて取り組んでいるということ承知したところでございます。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目に行きます。

本会議場にて、ここなんですけども議会を実体験し、総合計画・総合戦略に則った具体的な村の施策などを質問・答弁を繰り返す中で、様々なことを学べたことと思ひます。質問した生徒だけでなく、オンラインで3年生全員が共有されまして、一つの財産を得たのだろうとそんなことを思ひます。仲間の皆さんに本会議場での雰囲気など、感想をぜひ伝えてほしいと思ひました。

S D G sの17分野をグループに分かれて、生徒同士が活発に意見交換して取り組まれた総合学習であると思ひます。教育長として、生徒の皆さんの今後の活動においてどんなことを期待するか伺ひます。

また、議場の中ということで私たち議員が感じたことは、決められた時間が守られていな

いのが気になりました。強いて上げればSDGs 16、私と生徒の皆さんが意見交換したものになるんですか、平和と公正でしょうか。議会は公正性・中立性があくまでも基本でなりますので、ルールは守らなければいけないと思います。主催は議会でしたから、責任はありますので反省材料となりますが、教育長はどんな思いであったかお聞かせいただければと思います。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 生徒の皆さんに期待することは、大きく二つであります。

うんと個人的な考えが重なっているかなと思いはりますが、一つ、学びを深める、自分からあるいは主体的にという自分が持てるもの、力を総合的に目いっぱい使って学びを深め、また深めるその楽しみ、面白さを知ってほしいということです。そして、自分の魅力を感じてほしい、それが1点目です。

2点目ですが、大事な中学生の一人です。中学生です。大事な地域の一人です。自分にできること、できそうなことを行動に移してほしいということをお願いしております。

時間についてなんですが、本当生徒の皆さんに私、申し訳なかったと思っています。学校と打ち合わせをする中で、中学生はというか中学生もというか、御存じのように非常にタイトな学校生活を送っております。ましてや3年生の今の時期であります。学校の願いを受け中、3年生は13日、14日、修学旅行がありました。それから21、22日に期末テストがありました。

学校の1時間分ということで50分ということで、議会事務局・議員の皆様と時間枠を考えさせていただいたんですけども、50分で5人ということは一人10分ということで、22日に行われたリハーサルのときも、その時間設定のところまでには整え方がなかなか難しかったのかなというふうに思っています。ただ、子供たちは本番に向けてよくあそこまでやったなってそんな、先ほど議員おっしゃられた中学生の持つさすがついていうそういうところになると思うんですが、と思っております。

10分目安ということだったんですけども、時間に関しては私も答弁がありましたので、苦慮しながらの答弁でした。中身の濃い中学生模擬議会であり、中学生には責任がないわけですので、議員御指摘のルールを事前に学校・生徒さんと共有すべきであったかなと、そんなことを思っております。

以上でございます。

議長（山崎 文直） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 教育長の期待、本当に大きな期待があらうと思います。学びを深めて楽しみ、面白さ・魅力を感じてもらいたいということ、中学生・地域の一人として行動をしっかりしてもらいたいというそういうことでのお話でありました。教育長さんだけでなく、私自身も傍聴席にいてこんなに成長した生徒の皆さん、見るにつけ本当に大勢の村民の誇りだなとそんなふうなことも感じました。ほどよい緊張感の中で仲間と一緒に議会を務められたことに、本当に拍手喝采だと思います。

また、どうしてもちょっと私がほめたかったのは、質問の構成が非常に見事だったなということに非常に感じました。1番、2番って分けてありまして、1番には村の現状のところから貧困状況、ジェンダー平等、水資源状況、ごみ環境問題と1番で村の状況を確認し、それで2番ではまたその後の具体的な対策を聞いたり、こうしたらどうだというようなそうい

うような提案をしたりで、本当に立派な質問構成になっていたなと思った次第でございます。貧困状況、こども食堂の充実、それからジェンダーは家庭での偏り対策、水資源は水のブランド化の提案、ごみ環境問題は美しい村への充実など、本当に生徒の中から将来の村長であったり議員であったり村議員、県会議員、国会議員まで生まれてほしいなと感じたところでございます。

ルールについては、10月7日の日に私は生徒の皆さんと話をしたときの意見交換を思い出したところなんですけども、ちょうど五輪汚職が結構報道でにぎやかであったときでございます。競争することとか、平等であることは大事なことでと申し上げました。少しぐらいは大丈夫だとかこのくらいはオーケーじゃないかとかそんなようなこと、やはりTPOに関係するそういうものっていうのは、大人の仕事としてどっかで教えてあげてほしいなということを感じたところでございます。

3点目に移ります。

私が中学生との意見交換で、村の最上位に位置づけられる村の総合計画・総合戦略を知っているかという質問に対し、知りませんと言われたのは少し残念だったのですが、学校としては村の計画について触れられていないようでございます。学校に目標があるように、村にも目標が、目指すべき将来像・目標があるわけでございます。その村総合計画に総合戦略を組み込み、そこにSDGsをひもづけたのが村の後期基本計画の立てつけになっております。小学生について村総合計画・総合戦略を周知していく考えはあるか、また生活している家庭・学校・地域の環境下でSDGsを学ぶ機会があると思うが、今後の取組はどのように考えるか、あるいは教えるか、御見解をお願いいたします。

村計画概要版のような何か教材のようなものがないと理解できないかもしれませんが、どうでしょうか、お願いいたします。たまたま小学生なら私ネットで見てたんですけども、図で表した絵本だとか漫画みたいなようなもので説明されていたので、そういうものが小学生なんかはもしかしたらいいのかなと、そんなことを感じたところでございます。お願いします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 小中学生に村の計画を周知する必要はないのかということについてでございます。

基本的には、子供たちの学びの延長に総合計画あるいは総合戦略が位置づいているとしたいと考えます。子供たちの発達段階によりますけれども、暮らし・身の回りの事象と学習等を重ねる中で、必然的に総合計画あるいは総合戦略が位置づいてくると考えます。

先日、小学校4年生の水の授業を参観させていただきました。河岸段丘で湧き出た水、湧き水、神子柴の湧き水を誇りに思う子供さんもいました。もみじ湖から水ということで、生活で我々は使っているわけですけど、水を大事にしよう。そうして今回の中学生議員の水資源の利用や保全に対するの考えと村の施策とのつながり、自分の考えを持つ等の流れとともに、今までの育ちの中でその流れを持つとともに村からの情報提供、これも今簡易版という言葉もありましたけれども、合わせて行っていく。こういうのがあってもうずっと提示云々ではなくて、私は必然的に出会うものだと思っていますので、そこを情報提供も合わせながら大事というふうに考えております。

それから、SDGsを学ぶ機会なんですけど、今後の取組についてですが、ESDのとこ

ろでもお伝えさせていただきましたが、子供たちがしっかり学ぶ、それで学ぶ中には学校の中だけじゃなくて地域に出て地域の方とという所も当然大事な営みでございますので、しっかり学んでいく、そのことがSDGsのゴールに近づくこととなります。17の項目を知るとかそういうこともうんと大事なんですけれども、実際の自分たちの生活あるいは経験の中に立脚したもの、そことのつながりもうんと大事かなというふうに思っております。子供たちの学びを保障するために地域・行政がしっかり学びを応援する、そこを大事にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎 文直） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） これが本計画でこちらが概要版でありますもんですから、これ後で村長にもお尋ねするところなんですけれども、なかなか分厚いもので、こちらは先日模擬議会のときも村のほうから説明のあった、SDGsのマークが入ったこういう概要版にこうなっております。私自身は、この分厚いほうのところまでを知るべきかどうかという、これはちょっと何とも言えないところがあるかもしれませんけれども、やはり小学生はともかくとしても、中学生くらいにこれは徹底されていてもよかったのかなというような気がいたします。

私は正直言って、意見交換のときにこの説明をこういうのがあって、これがSDGsに結びついているのが13ページと14ページ、それで156ページと157ページにこの本計画の中にSDGsの説明があるわけですけども、こうやってなっていますよっていうようなお話を聞いたときに確かにげん顔をされていて、無理もないなとは思ったんですけども、この間の一般質問なんかを聞いておられますと、どうしてもそこら辺のところ結びついていってしまうという、後でこれはまたちょっと村長との話の中で出てくるかもしれませんけれども、知っておいたほうがよかったのかななんて思ったりもしたところでございます。

だけど、学びの延長線に今村計画があるんだという教育長の、それが村の方針であるということであればそれはそれで仕方ないのかなとは思いますが、私個人的には中学3年生であったら知るべき、こういうものがあるくらいは知っていてもよかったのかなと思ったところでございます。前向きに取り組んでといいますか、教育長が考えていただいて御答弁いただいております。

続いて、村とSDGsについて今度村長に伺います。

本来であれば、村長から先に村の姿勢とか取組を伺うのが筋であります、冒頭説明したように、私が中学生との関わりを優先したかったために順序を違えております。そこら辺は御理解をお願いしたいと思います。

先ほども後期基本計画の策定に総合戦略を横断的に組み込んで、さらにSDGsをひもづけたのが本村の基本計画となつていと言いました。ちょうど村長が議員最後のときに、パブリックコメントに意見を出されていたのを私も記憶しております。結果として、村長、策定されたものを引き継いだという形になっております。村の施策は全てのものがSDGsに関わっていることは一覧表に示したとおり明らかですが、先ほども申しましたとおり、この本計画の中の156ページ・157ページにはリンクされているものが表になっておりますし、13ページ・14ページには、そういうふうに組み込みますよっていうこういうお話もされております。それについてお伺いいたします。

通しで4点目となりますが、今さらながらの質問で恐縮です。昨年質問していればよかったわけですが、中学生との意見交換で気づいたところがございます。

総合計画・総合戦略、2016から2025の総合計画を、村民に対し周知の必要はなかったかです。この分厚い冊子を配布となると相当費用もかかるわけですが、あまり合理的ではありませんし、概要版なら経費もそれほどでもないと考えます。パブリックコメントを求めたから村民は知っているはずと考えたか、もちろん見たければホームページを確認できるわけですが、見ることもできない方もいるわけであります。

村民の多くは総合計画・総合戦略という言葉は知っていることと思いますが、中身の内容となると疑問であります。配付は過去にも例がないようですが、概要版の配付はあってもよかったのではと思います。中学生に聞いても知りませんという返事は残念でしたし、やはり知っていてほしかったなと考えますが、いかがでしょうか。

模擬議会の渡辺議員の質問に、概要版7ページの健康づくりの推進はSDGs3の全ての人に健康と福祉を、また9ページの学校教育の充実は、SDGs4の質の高い教育をみんなになどとひもづいているという説明をされました。概要版が先に生徒の手元にあるだけでも質問の幅が違ったりすると思います。先ほどの3番の質問の、村計画を周知してSDGsを学ぶことに関連しておりますが、村民に対してはどうでしょうか。御見解をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号1番、丸山議員の御質問にお答えをいたします。

総合計画・総合戦略の村民への周知・広報は必要なかったのか、また模擬議会において概要版が生徒の手元にあるべきではなかったのか、そういった御質問をいただいております。

まず初めに、模擬議会において、概要版の配付を事前に中学生に行っておくべきでありました。これは、議員御指摘のとおりであります。

村民への周知・広報の部分であります。総合戦略も含まれました第5次総合計画の後期基本計画は、2021年3月に策定をいたしました。本編及び概要版共に村のウェブサイトへアップロードし、アナログでは村役場の村民ホールや村図書館で閲覧できるようにしております。また、2021年7月号の広報誌で3ページにわたり特集を組んでおります。その中でも、村の計画とSDGsの関連性については御紹介をしたところでもあります。ここに全体を見れるウェブ閲覧用のQRコードも入れておけばよかったなと感じた次第であります。今後、気をつけてまいります。

さて、御提案いただきました概要版の全戸配布であります。私も概要版を手元で読んでおりました確認いたしましたが、正直申し上げまして、読み物として興味を引く内容ではないので、これを全戸配布するには迷いがあるというところでもあります。例えば、代わりに村報のページ数をぐっと増やしまして、そこで展開したほうが伝わりやすく分かりやすくなるという面ではメリットがあるのかなと感じたところでもあります。これから6次の総合計画に入ってまいりますので、そのときには概要版を全戸配布するか、それとも村報のページ数を増やして分かりやすさを優先するのか、その部分を検討して考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 第6次の配付、本当に検討していただければそれなりにありがたいなと思います。

子供たちの傍聴を聞いたときの質問とそれからその質問なんですが、やり取りの中でもうちょっと踏み込んだ質問が確かにできたんじゃないかというのが私が傍聴席にいて受けた印象でしたので、そんなようなことをちょっと例にして、村民に対してもということでお話させていただいたところでございます。

なかなか村民も、今村長も言われたとおりにこれ興味を持って見るかっていうと、なかなかそういうようなわけにはいかないと思います。必要なときにちょっと辞典代わりに開いて参考についていうか、どんなふうになっているかなぐらいのものであろうと思います。だから、私たち今村民の声を聴く会に回っておりますけれども、村計画がどうだっという話はほとんど出てきておりません。だけど、地区計画に関する本当に身近な問題というのはたくさん出てきておまして、本当に議論が集中しているところの一つには、地区計画についての大きい小さいで判断しちゃいけませんけれども、身近な問題は結構多いわけでございます。今回、村計画を手元についてというような意見を申し上げておきますが、ぜひ検討されてそんなような格好に、コピーでいいと思うんですよね。私もこれ今コピーで出したんですけども、それでいいと思いますのでお願いいたします。

5点目に移ります。

SDG sについて伺います。村内全体を見渡してもSDG sの絵文字・ピクトグラム・アイコンと伺いますか、ロゴマークなどの表示そのものはあまり見かけません。結局行政に関わっている方たちのものになっているのではと思っております。先ほどから申しておりますが、折り返し地点に入っております。

隣の伊那市のことで恐縮ですが、市長は4月の選挙の折りに、誰ひとり取り残さないというフレーズを使っておりました。SDG sの基本理念となっております。そして、来年の予算編成のテーマをこれは10月か11月の新聞報道をされていましてけれども、誰ひとり取り残さない持続可能な未来都市の実現といたしまして、SDG sの達成を念頭に置いて事業展開を進めようとしています。まさに、総合計画・総合戦略を絡めて市民に分かりやすい方針を示そうとしています。箕輪町の町長さんも持続可能なまちづくりというフレーズであり、似ておりました。

本村でも総合計画・総合戦略をSDG sとひもづけてはいますが、この事業がSDG sの何番とひもづいているかとか、簡単にはなかなか理解できないと思います。さらに、この取組は行政だけでは意味がありません。村民一人一人がSDG sを理解し、自分のこととして積極的に行動することが大切と考えます。最近見かけた環境リサイクル業者の丸中産業さんのトラックには、この17項目のピクトグラムが左右の荷台にはってありました。取組もうという意識が現れていて、こういう姿を見て本当にうれしくなった次第でございます。

そこで伺いますが、村長御自身はSDG sについてどのようなお考えをもっているか伺いいたします。

また、国調査を見ますと、昨年のSDG sを推進している自治体状況では、管内においては昨年の11月時点で伊那市・駒ヶ根市・辰野町・飯島町が推進団体となっており、本村は入っておりません。SDG s達成に向けた取組状況は4段階に分かれておりますが、これ4段階に分かれておまして、推進している、今後推進していく予定がある、今後推進を検討し

ていく予定がある、推進しておらず今後推進していく予定もないということが2018・2019・2020・2021年まで表になってきておりまして、推進している、今後推進していく予定があるが、どんどんどんどん増えてきているというのがこの調査の結果になっております。

多分、このうちの村にもこのアンケートはあったと思うんですけども、このアンケートにはどう対応されたのでしょうか。どこに当てはまるのでしょうか。そして、村民に対してどのように周知・広報をしていくかお考えをお願いいたします。

また、さらに諸団体・民間企業の協力は不可欠と思われます。これらは村長のお考えにリンクしますが、いかに進められるかお願いします。

中学生の模擬議会でSDG s 推進課設置の提案がありましたが、村長答弁も理解できます。小規模な村ですから、私も広報係で賛成でございます。SDG s の係において、どのように村民に対してSDG s を広めていくかを研究することが第一歩ではないでしょうか。このピクトグラム・ロゴマークの展開もあるでしょうし、職員の研修も大事になってくると思います。係の業務が増えることにはなりますが、やはり旗を振るのは行政の役割ではないでしょうか。

施策政策事業と常日頃やっている事業なんですけれども、SDG s を関係づけ発信することが役割になるだろうと考えます。また、個人や家庭でできるSDG s もかなりのボリュームですが、行政の身近な取組であります。中学生も世界共通の目標に取り組もうとしております。SDG s をひもづけたと言いますが、総合計画・総合戦略も配布もされてなければ推進しているとは言えないし、自分でプリントアウトもなかなか積極的にするとは思えません。世界の潮流ですので検討されてはいかがでしょうか。御答弁お願いいたします。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 多く質問していただいておりますので、一つ一つお答えをいたします。

まず、私個人のSDG s に対する考え方でありまして。個人の考え方であり、これをそのまま行動・アクションに移すわけではありませんので、それを前提にお話をさせていただきます。

SDG s につきましては、持続不可能な社会・経済・環境を持続可能なものへと移行すること、そして世界から貧困をなくすこと、この二つが柱になっていると私は認識をしております。そのために、誰一人取り残さない理念の下、改善や変化ではなく、国連は変革的な手段が必要とうたっています。そのような変革を必要とする状況を招いたのは、現状の経済構造維持のために財政赤字を押しつけてマネーを乱発している先進国政府の動きや、多国籍企業の巨大化やグローバル化なども原因の一つであります。

成長によって得られた利益が徐々に貧困層に滴り落ちる、トリクルダウン理論も機能していないと言われておりますし、まず最初に成長して、その後でクリーンアップするという現代の慣行からも脱却していかなくてはいけないと思います。私たちは、そういった新自由主義的資本主義経済システムから発する構造的な問題を解決していかねばならないと思います。

構造的な問題とは、例えば豊かな国の農業補助金が貧しい国の不利益になっていることや、豊かな国で暮らす人々の生活様式や消費行動が、絶対的貧困状態で生活を強いられる人を生み出す原因になっていることなどです。行政主導で既存の政策をピクトグラム等を示してS

DG s 的に修正して実施するだけの形では、変革というものを実現することは困難であります。地域社会の中にSDG s の理念が深く織り込まれ、人々の理解と参加を基にした行動が起こっていかねば変革は行われなと感じます。

地方創生も2017年から本格的にSDG s がうたわれ始めましたが、もともとあった地方創生という構想にSDG s の考えが後から取り込まれております。そういった中、村の状況に落とし込みますと、地方自治体が果たすべき役割は、一つまずは、地域社会の中にSDG s の理念が深く織り込まれるように啓発を行いまして意識の変革を行うこと、また日常の暮らしが行われる地域で、例えば持続可能なローカル経済・有機農業・地産地消・フェアトレード、今後の大芝の森林循環事業も村としてはいい例ですが、そういった変革に当たる事業をピクトグラムをつけて展開していくことではないかと私は考えています。

次に、アンケートへの対応であります。内閣府が実施いたしました令和3年度SDG s に関する全国アンケートの中に、SDG s について現時点で推進していますか、もしくは推進していく予定がありますかという質問がありました。この質問で、推進していると答えた市町村が先ほど議員からお示しいただいた4自治体であります、推進団体となっております。

村では、ここで推進しているではなくて、推進していく予定であると回答したため、推進団体には入っておりません。理由といたしましては、自治体内部における普及啓発活動や住民・地域・事業者・ほか自治体へのSDG s に関する情報の発信、成果の共有といった部分が正直まだ取り組めていない状況であったため、そのように回答した次第であります。

次に、村民に対してどのように周知・広報をしていくかという御質問であります。繰り返しになりますが、地方自治体が果たすべき役割は、地域社会の中にSDG s の理念が深く織り込まれるように啓発を行い、意識の改革を行うこととあります。そうなりますと、中学生模擬議会で回答したとおり広報係、正式には現在は秘書広報係となっておりますが、そこで責任を持って取り組んでいく体制を整えることが一番明確になると現在は考えております。

以上です。

議 長（山崎 文直） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） 確かに係の中ではそんなふうな、傍聴席にいてつくっていただけたのかなとかいうそんなような期待は確かに持っていましたので、ぜひそこら辺のところはしっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

この取組状況、この時点はということで今お話をいただいて、今後推進していく予定があるということでございますので、ぜひ推進していただきたいなということでございますが、その理由として、先ほどもなかなか周りが、周りがというとちょっと語弊があるかもしれませんが環境がそこまでいってなかったというのが一つの理由になっているということでございますので、私もちょっと後で気がついたんですけど、村民の関心をどのように村長が考えているかっていうのをちょっと聞きたかったかなというのが実は後からちょっと思ったところなんですけども、だからそこでも村民の皆さんは関心を持っていなかったというふうにも今理解できますし、ちょっと企業のほうの話で伊那谷経済動向っていうアル信が出している中小企業景気レポートで、最新版というか10月に出したものなんですけども、1年に4回出す資料になるわけでございます。この中に、今回特別調査ということで中小企業における持続可能な開発目標、SDG s の取組状況についてということがこの最後のページ、この2ページにわたってQ&Aのような形というか、問1、答えというような形で



出ておりました。これは、アル信が取引している193社、上伊那を中心としているわけなんですけれども、ここにちょっと一つ二つ紹介したいと思いますけれども、認知度とか情報源ということについて、SDGsについて取引している193社の相手方に対して、どのように認知度はありますか、あるいはどのような機関から情報を得ていますかということ、その調査なんですけれども、認知度については意味はある程度分かるを回答した企業っていうのは最も多くて55%で、続いて内容までよく知っているというのが22.6%。だからここまでで78%ぐらいなものですから、かなり認知はされているっていうふうに理解はできます。

それで情報源についてなんですけれども、報道機関・テレビ・新聞等でというふうに回答した企業が61%、ほいでその後、国・地方自治体と商工会の関係ということが11.3%ずつで、ここだけでもう八十何パーセントになるということなんです、国・地方自治体の情報源というのが非常に少ないなというような印象を受けるところでございます。

だから、ここら辺が村がもし行政が主導してっていうことになると、先ほどの伊那市の例もあります、伊那市が来年の予算編成で取り組もうとしている姿勢があれば、大分ここら辺も増えてくるのかなというふうに、そんなふうに理解できるところでございます。だから、今の村長答弁も裏づけているかななんて思ったりもするわけなんですけれども、関心もあっていただいでこれからも進めていただけるようなそんなような印象と取りましたので、そのように理解していきたいと思えます。

それでは、最後の質問にいきます。

職員について伺います。今年の4月頃からでしょうかと原稿に書きましたら、担当課長のほうから昨年11月頃からのこととありました。胸にSDGsのバッジが見られるようになりましたということとでございます。今までと違って取組に拍車がかかり、意識改革が進むかなと思っておりましたが、様子は昨年と変わらない感じがいたします。見えないところで変化があるかもしれませんが、SDGsに対する職員の認識具合、度合いはいかがでしょうか。

理事者・職員からの日頃の発言にあるかといえばそうでもなく、村内がそうであるように、庁舎内もピクトグラム・ロゴマークなどは見られません。世界は共通する目標としてSDGsに取り組んでおります。本村でも再生エネルギー・健康増進や教育など、ルーチンとしての施策・政策の事業取組はもう十分果たしていると思えますが、意識して取り組むことで世界の目標を共有することになり、モチベーションが高まるのではと考えます。

順序として、やはり庁舎内の職員からでしょうか。村長の所感を伺います。お願いします。  
議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 庁舎内の職員をまず初めにという御質問であります。

庁舎の対応であります。今年度、職員向けのSDGs・カーボンニュートラル研修会を開催しました。約30人が受講しております、こういった取組は来年度も引き続き実施して、職員の知識向上や気づきを図ってまいりたいと思えます。また、県町村会の職員研修においてもSDGsが組み込まれたカリキュラムがありまして、こちらも毎年数名が受講しているような状況であります。このような基本的な取組は継続をして認知度・気づきを高めてまいりたいと考えております。

SDGsは、日本国内において新たな用語として非常に短期間で広がったものであります。世界に目を向けてみますと、SDGsよりかはESGやダイバーシティ&インクルージョン、

またカーボンニュートラル、そういったところも注目を浴びておりまして、重要な取組であると考えております。

そういった中、世界の目標の共有という話がありました。先ほども申し上げましたが、持続不可能な社会・経済・環境を持続可能なものへと移行すること、そして世界から貧困をなくすこと、その目標実現のために誰ひとり取り残さない理念の下、改善や変化ではなく変革していく必要があるということです。

私としては、この目標を例えば大芝高原の森林循環事業、これは村の中でも大きな変革に当たると思います。そういった誰もが分かる行動できる形、分かりやすい形に落とし込んで展開していくときに、例えばピクトグラム等をつけて展開していくことが、職員のそういうことなのかというところでモチベーション向上にもつながるのではないかと考えております。

同時に、先ほど述べました世界の構造的な問題、そういったところも皆さんに気づいてもらえれば何よりと考えているところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 丸山議員。

1 番（丸山 豊） うちの村は、令和2年に気候非常事態宣言をこうやって出しておりまして、2050年には二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すということも宣言しておりますので、このところにもしっかりと取り組んでいかなければいけないかなとそんなふうに思っております。いろんな計画があることは十分私自身も承知しておりますので、議会のほうからも一生懸命応援もしていきたいと思っております。

私自身も、SDGsに対しまして本当に消極的だったということは感じております。中学生との意見交換とか模擬議会などを通して、積極的にならなければいけないかなということも勉強させていただきました。できる範囲でしか取り組めませんが、世界共通の目標に向かってしっかり中学生に負けないように取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っております。そんなような決意をお話いたしましたして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（山崎 文直） これで、1番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから、午後1時30分まで休憩とします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時30分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

8番、唐澤由江議員。

8 番（唐澤 由江） 8番、唐澤由江です。あらかじめ通告しました6点について質問いたします。的確な御答弁よろしくお願ひします。

1、村一般職の職員給与改定の実態は。

この制度の見直しは、主にはどんな目的で一度引き下げた給料だが、なぜ今値上げなのかお伺ひします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議席番号8番、唐澤議員の御質問にお答えをいたします。

一度下げた給料、なぜ値上げなのかという御質問であります。

人事院の給与勧告は社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業の給与水準と均衡させることを目的に行っており、

毎年上げ下げが行われております。月例給につきましては、国家公務員と民間の4月分の月例給を調査した上で比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告が行われ、期末勤勉手当につきましては、民間のボーナスの直近の1年間の支給実績を調査した上で勧告が行われております。

村の職員の給与につきましては、国の人事院勧告に倣ってきているところであります。今年度の人事院勧告につきましては、3年ぶりに月例給・ボーナス共に引上げの勧告がなされました。また、今年度は例外的に期末手当の引き下げを6月に行っております。これは、人事院勧告に伴う国の法案、例年ですと12月までに成立されますが、昨年は遅れが生じておりました、今年の4月に法案が成立したため、本村でも6月議会で条例改正の提案をさせていただきました。

国の動向によりまして、今年は6月と12月、同じ年度内で給与の引き下げと引き上げが行われる結果となったものでありますので、御理解いただければと思います。

以上です。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 物価高騰・円安・ウクライナ侵攻など、マイナスイメージが強いわけですけれども、永田町の職員が国家公務員を辞めて給料の良い民間になってしまうというような記事を見たことがあります。

2番に移ります。

初任給については、大卒3,000円、高卒4,000円引き上げるといいます。会計年度任用職員、再任用の職員何人分なのかお聞きします。

議長（山崎 文直） 伊藤総務課長、お願いします。

総務課長（伊藤 弘美） 今回の給与改定の内容でございますけれども、初任給を大卒程度の者で3,000円、高卒程度の者で4,000円引き上げまして、若年層の俸給月額を平均0.3%引き上げます。さらに、一般職のボーナスにつきまして、勤勉手当を年間0.1か月分引き上げるといってございまして、初任給の引き上げにつきましては、民間企業における初任給の動向を踏まえたものでございまして、これに伴いまして30歳代半ばまでの職員、そちらまで一定の改善が及ぶように俸給月額の引き上げがされたものでございまして。

再任用職員につきましては、現在5名の職員がおりますけれども、勤勉手当を年間0.05か月分引き上げるものとなるものでございまして。会計年度任用職員につきましては、短期雇用を含めると12月現在で320名の職員がおります。正規職員の若年層の俸給月額が0.3%平均ですけれども引き上げられることに合わせまして、現在の報酬単価を0.3%ほど引き上げまして、来年度から適用していく予定で思っております。

以上でございます。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 3番に移ります。

4月に遡及適用される影響額は幾らでしょうか。

議長（山崎 文直） 伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） 今回の給与改定によりまして、4月に遡及適用される影響額の御質問だと思います。

村の一般職の人事院勧告による影響額ですけれども、給料がおおよそ207万円、期末勤勉手

当が約556万円の増額となる見込みでございます。

以上です。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 分かりました。ありがとうございました。

2番に移ります。農業支援をさらに拡大を。

埼玉東洋ライス工場を研修した。全農から村の金芽米が集約されている。村の風の村米だより作付の経過と補助金の経緯は。お聞きしたいと思います。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の風の村米だよりの作付の経過と補助金の実態、また通告では米の精の散布状況もお聞きいただいておりますので、合わせてお答えをいたします。

まずは作付の経過であります。2015年に、森の大地から風の村米だよりに名称変更が行われました。2017年に風の村米だよりとして、水田台帳に作付面積としてカウントが始まっております。2017年からの経過であります。2017年14.51ヘクタール、2018年26.1ヘクタール、2019年33.3ヘクタール、2020年48.6ヘクタール、2021年53.5ヘクタール、今年であります、60ヘクタールの予定でございます。

次に補助金の実態であります。2018年から2020年まで3年間限定で新規作付した水田に10アール当たり1万円、また2018年以前から作付している水田に対しましては、10アール当たり5,000円で交付金助成を行っております。金額といたしまして、2018年が209万600円、2019年が275万8,850円、2020年が422万5,750円であります。また、2021年からは米の精、こちらの購入助成といたしまして、10アール当たり3,000円の交付金助成を実施してきました。こちらの実績は、2021年160万4,880円であります。

最後に、米の精散布状況であります。米の精は、2019年より東洋ライス工場の精米過程で生成される米ぬかであります。これを水田へ施肥し栽培試験を進めてきたところ、食味が向上いたしました。そこで、2020年から出荷販売される全ての風の村米だよりの作付水田で米の精を施肥しております。2020年産から米の精散布助成を行っております、10アール当たり約800円の交付金助成を行っております。

実績といたしましては、2020年34万5,838円、2021年は散布する米の精を増やしましたため、67万7,477円となっております。

以上です。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 金芽米の東洋ライスは昭和36年に創業し、初めは精米機メーカーとして売っていたんですが、今では金芽米・ローカット玄米を売っています。本当に糖質32%カットで食生活の向上を目指し、先ほどのSDGsの14項目を達成しているということで、1日70トンの一元管理をし、銀座に本社、和歌山に工場があるということで、すばらしい成長企業であるなど本当にみんな感心して帰ってきたところです。

また、従来20分を1分30秒で精米ロスが減りメリットがあるというようなことで、この風の村米だよりを食べたことによって、健康イメージがうんと出ているということが言われました。東京大学工学部の研究で、近い将来に世界複数の地域で過去最大の干ばつが常態化するということが言われております。長野米は評判がいいので、また助成金を出して村で生産拡大をしていったらどうかと、本当に米を作って2050年には輸出を増やしたいというよう

な話がされ、長野は虫が少ないので農薬を減らせると、長野のお米は日本で一番少ないので、またぬかや米油も盛んだというような話をされました。

そこで、村でまた助成金を出して生産拡大できないかお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 風の村米だより、村をさらに助成金を出して生産拡大できないか、米だよりに限らず長野のお米というところでもあります。

まず初めに、2022年産主食用米の情勢につきましては、コロナ禍の影響によりまして民間在庫量の過剰が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大や食生活の多様化によりまして、業務用米を中心に需要の減少が懸念をされているというところでもあります。

そういった中、先月末に発表されました2023年産米生産数量目安値につきましては、上伊那全体で面積換算で前年度比マイナス84.4ヘクタール、南箕輪村当村におきましては、マイナス4.5ヘクタールと来年産米も非常に厳しい数値目標を提示されているところでもあります。引き続き、需要に応じた米の適正生産に取り組んでまいらねばならないという背景もございます。

そういった中、村が生産推進しております特別栽培米風の村米だよりにつきましては、先ほど申し上げたとおり、年々作付面積が拡大しております、60ヘクタールに今年いよいよ達するというところでもあります。引き続き先ほど申し上げましたが、米の精の購入散布に対しましては助成金を交付してまいりたいと思っておりますし、今いろいろな肥料、そういったものが高騰している中で、風の村米だよりで使っている鶏ふん、こちらが今後値上がりするようであれば、そちらについては村としても支援をして、この風の村米だよりの作付面積拡大につながるように検討してまいりたいと考えているところでもあります。

以上です。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） ありがとうございます。

3番に移ります。福祉の充実を、医療的ケア児の支援を。

重度心身障害児のコーディネーターが必要で、上伊那には配置されていない。特に在宅で親がケアしている例が多く、困りごとを抱えるケースが多い。重度心身障害児コーディネーターの配置を上伊那広域連合等で考えることはできないか。お聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 医療的ケア児の支援をという中で、まずは重度心身障がい児のコーディネーターを広域で配置することはできないかという御提案であります。

医療的ケアが必要あるいは重度の心身障がいのあるお子さんは、現在村内に約10人程度おられると把握しているところであります。重度心身障害児コーディネーター及び医療的ケア児コーディネーターについては、御指摘のとおり、上伊那圏域に現在広域で配置されてはおりません。そのような中、村では生まれてから保育園入園までは、主に保健師と子育て教育支援相談室、小学校入学後は教育委員会、福祉サービスを利用する場合はたけのこ園の職員や相談支援専門員といったように、その都度関わる職員等が支援のコーディネーター役を担っているというのが現状であります。

また、たけのこ園におきましては、独自で医療的ケア児等コーディネーターを配置しております、保育園や小学校内でのケアについて、相談・支援を行っていただいているところ

であります。障害サービスを利用しているお子さんは相談支援専門員が担う役割が大きく、こういったところの連携も重要となってきております。

そういった中、上伊那で組織いたします上伊那圏域地域自立支援協議会では、重心要医療的ケア部会が中心となりまして、医療的ケアが必要なお子さんの支援体制について、現在の広域的な課題を整理するために、各市町村の現状についてヒアリングを行っていただいております。

同時に、新生児期から入園前、また入学後から学齢期まで年齢を区切って、ステージごとに課題を整理した上で、支援者の役割について共通認識を持ち、明確化しステージ間の移行をスムーズにつなぐための作業も行っているところであります。村でも、子育て世代包括支援センターにて重心医療的ケア部会を設置いたしまして、情報共有や支援体制についての検討を行っております。

こういった現状を踏まえまして、議員御提案の上伊那圏域にコーディネーターの設置をというところではありますが、現在市町村ごとにニーズが違い、圏域としての配置については村だけで判断することが少し難しいかなというところでもありますので、今後先ほど申し上げました上伊那自立支援協議会、そこでヒアリングを各市町村で実施していただいておりますので、課題の整理とともにその結果を受けて、これから協議していく内容であると捉えているところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 訪問看護ステーションと国の障がい児の通所施設との連携ってというのが今やっているようなんで、私の友人である看護師がある近くの施設の事業所訪問看護師をしております、その方の意見としては、斉藤診療所のエンドウさんという人がいいというようなことをおっしゃってはありました。そのことをつけ加えておきます。

次の質問に移ります。

健康増進の推進、森の交流施設運動講座、完全予約制だ。予定が立てられず予約ができない。予約しないでも参加させてほしい。スマホの活用で予約はできないかということでした。この間、産業課が行っているというので産業課へ行ったら健康増進課だということで、この予約表というか日程表、12月の日程表を見させていただきました。

質問は、予約をしなくても受けれるようにできるかどうか、お願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 健康増進の推進という大項目の中で、森の交流施設運動講座、こちらを予約なしでできないか、またスマートフォンの活用はという御質問をいただいております。

健康福祉課所管の森の交流施設運動講座は、現在週に5日ほど開催しております。また、新型コロナウイルス感染防止対策として参加者の密集を避けるため、人数を絞るために予約制としておりまして、健康福祉課で電話予約という形で受け付けております。また、産業課所管の森林セラピー体験講座、こちらは4月から11月まで土曜日の午前中を使いまして、合計17回開催をしております。こちらも事前予約を産業課で受け付ける形としております。

完全予約制を改めてほしいという御提案であります。結論といたしましては、今のところは完全予約制を継続したい考えであります。理由といたしまして、参加者数の把握が必要

なこと、ガイドがおりまして一人のガイドで見れる定員に限りがあること、天候やコロナの感染拡大によって急な変更に対応する必要性があるためであります。

インターネットの予約受け付けについては、現在庁内の情報化推進部会、立ち上げておりますので、そちらで検討するよう促してまいりたいと思います。

非常にこの森の交流施設運動講座は人気でありまして、私といたしましても、この健康づくりについてはどんどん種類とか曜日を増やしてやっていきたいと思っております。先日の打ち合わせでは、来年度からぐっと健康づくりの講座いろいろなものが増えてまいりますので、そういったところも活用していただいて、参加したいという皆さんの意欲をそがないように工夫してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 二つの課にまたがって健康増進をしていくということは、また大芝高原のウォーキングも入っているということで、さらにレベルアップをしてほしいと思います。どんなスタッフに関わるのかというのは先ほど村長の中でお話を伺いましたので、何か詳しくありますか。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） スタッフにつきましては、運動指導の資格と森林セラピーガイドの資格を持つ健康コンシェルジュが今中心となって担当しておるところでございます。

以上です。

議 長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 予約をしといて、行けなかったらキャンセルをすればいいというふうに思うんですが、何かどうしても行きたいんだ行きたいんだというようなことで、大泉の村民の声を聴く会の中でちょっと強く言われましたので、今回お聞きした次第です。はい、分かりました。

次に移ります。

社会教育の推進と公民館活動を円滑に。

1、山村うたごえの輪の活動が20周年を迎え、文部省唱歌が中心だが、高齢のため手助けすることは可能か。平成14年5月4日から69歳で始め、20年89歳となりました。手助けで録画撮り鑑賞会やゆずりは学級や地区社協活動にも活用できると思うが、倉田加代子さんは元教員で、私が保健師時代に知り合いました。歌声を通じて人の輪をつくりたいという思いが強く、はじめ塩ノ井コーラスを始めたそうです。13年やって、当時の公民館長さんに相談し、村全体でやりたいということで、それは良いことだということでシャンソンにかこつけ、山村うたごえの輪を文化団体として開催し始めました。

コロナ禍中は自粛していましたが、今年は4回目をさよならコンサートと銘打ち、12月3日に開催しました。多くの村民が村公民館の大会議室に集まりました。ピアノ・フルート・総合司会、生演奏をバックに存分に歌って満たされた気持ちでした。曲はお正月・野菊・きよしこの夜・三百六十五歩のマーチ・若者たち・いつでも夢を・寒い朝・村民歌・ふるさと・隣組・脳いきいきのうたで、締めはレッツゴーナウでした。21ページにも及ぶ冊子は宝物です。

10月にやったときに前回リクエストがありました。村民歌です。作詞、加藤明治先生、作

曲、遠藤温子先生、この村民の歌は、昭和36年6月15日に制定され、その当時、農業協同組合農事有線放送に朝晩流れました。しかし、次第に忘れ去られていました。あるとき、ある議員の一般質問で見直しの意見があり、それから平成19年村公民館の講座で歌われCDを作成、オーディションで選ばれた滝澤明由美さんは、加藤明治さんのお孫さんです。

公民館とは、地域住民が社会教育推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。公民館は仲間同士が集い、学び、結ぶことを促し、人づくり・地域づくりに貢献しています。こういったことを私もできる限り応援したいと思いますが、高齢者全体の意識・啓発を図っていただきたいと思いますが、教育長のお考えをお伺いします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号8番、唐澤由江議員、社会教育の推進と公民館活動に山村うたごえの輪を継続できるようにという御質問でございます。

私思っているのは、公民館活動は自分を発見・再発見、その村民の方の中核となるところかなという、そんなふうに思っているところでございます。

山村うたごえの輪ですが、今お話がありましたように、村内で議員から20年というお言葉がありましたけれども、長く文化活動をされている団体であり、一時期は村の文化活動の普及と進展を目的とする南箕輪村文化団体連絡協議会にも所属されていて、主催の方、倉田先生でございますがには、協議会役員を平成21年から24年まで4年間にわたってお務めいただいております。令和3年4月に協議会から脱会というか距離を取られ、現在は協議会に所属せずに活動をされている団体の一つと認識しております。

教育委員会では村文化団体連絡協議会の事務局を担っておりますが、特定の加入団体に対しての支援・援助は行っていない現状でございます。個別に活動している団体に対しても、同様の対応とさせていただいております。現在、村には村文化団体連絡協議会に所属されている団体が28団体、村公民館を利用されている個人サークルが約25団体ございます。教育委員会といたしまして、従来から運営や活動の維持につきまして各団体が主体となって行っていくことを願い、大切にできております。今後も、特定の団体に教育委員会が存続等の支援や援助を行うことには難しさがあるかなと、そんなことを考えております。

公民館を活動の場とされていますので、今議員お話の12月の3日の山村うたごえの輪というこれ歌集でございますが、倉田先生が原稿をつくられてスタッフが印刷・とじ込みというそういうことで、これを活用されてさよならコンサートが行われたというふうに思っております。なので、原稿をお預かりしてコピーをしたりとか、あるいは公民館にある機材、例えばプロジェクターの貸出しなどについては今までも行っており、また今後も継続してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（山崎 文直） 唐澤議員。

8番（唐澤 由江） 教育長のおっしゃるとおり自主的にやっております、できる限りやるということなんですが、たまたまその日に2日前にハプニングがありまして、転倒してちょっと救急車で運ばれて、もう到底中止にせざるを得なかったんですが、私とほかの人がちょっと駆けつけたりして12時から準備をして、やっとならコンサートっていうのができた。私、罰が当たったんだよねと、罰は当たらんと思うけども、やはりその程度の罰でよかったんじゃないかね、お年寄りはずっと転倒してもう骨折したりするわけですから、やることができたということは、やっぱり守られているんじゃないんですか



ちゅう話をして、おかげさまでした。

現在公民館長さん不在だが、後任はどうかお聞きしたいと思います。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 現在、公民館長不在ですが、後任はということについてお答えいたします。

現在、公民館長は私が兼務しておりますので、不在ではないというふうに御理解ください。10月から兼務ということで動いていますが、力不足を感じて、なかなか公民館に正直言っていくことができないかなって申し訳ないと思っているんですけども、公民館主事それから公民館活動推進委員がしっかり動いていますので、よろしく願いいたします。

なお、後任につきましてですが、来年4月には新公民館長を任命する予定であります。よろしく願いいたします。

議 長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） ありがとうございます。

やはり公民館長ってというのは、やっぱり公民館活動を応援して社会教育を推進するという大変な任務がありまして、重要なポストだと思います。かつて私が男女共同参画の講座を公民館長と一緒に開いたことがありまして、そのときの先生は生涯学習とは何ぞやっていう、勉強になったような気がするというような高齢の方のお話を聞きました。そのときに、もう日だまりがほしいもんですから、カーテンを開けて引っ張ってこうやってやったらホックごと取れてだーっとこういうふうになっちゃって、こんなふうにちょっとしたことかもしれませんが、公民館長がいて管理監督をしてもらったほうがいいよと思った次第です。よろしく願いします。

次に移ります。

女子中学生の体調は、信大病院のジュニアアスリート外来で女子7割に生理不順や月経困難があるといます。授業や部活で、栄養不足や貧血などの悩みや相談の実態はいかがでしょうか。教育長にお伺いします。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。養護教諭といますか中学校の関係でございますが、現在保健室、養護教諭への相談内容なんですけれども、議員御質問されている信大のジュニアアスリート外来での相談の内容は、養護教諭では相談を受けていないということでございます。

相談が中身・内容は一番多いというか多くは、成長期ゆえの足・腰等の痛みが主な相談、そういうふうに聞いています。急激に身長・体重も増加し、運動により体も引き締まって体重が減少したりするがゆえで、疲労がある状況もあります。生徒の状況により、休養あるいは医療機関の受診を勧めているところでございます。よろしく願いします。

議 長（山崎 文直） 唐澤議員。

8 番（唐澤 由江） 月経不順っていうのは、正常月経が周期が25日から38日で、6日ぐらいずれることもあるということで、月経困難症とかそういうものは身近なその女性特有の内分疾患から起こるということですが、今はダイエットとかストレスによるホルモンバランスの乱れや、悩みや不規則な生活などがあるかと思います。今後とも、女子中学生の体調管理について十分に注意をされて、子供たちが元気に活動できるようよろしく願いしま

す。

これで私の一般質問を終わります。

議長（山崎 文直） 唐澤議員、2番の養護教諭の件はいいですか。

8番（唐澤 由江） 先ほどお伝えさせていただいて、相談件数はないというふうにお話を伺いました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山崎 文直） 今の8番、唐澤由江議員の質問はこれで終わります。

ただいまから、2時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、加藤泰久議員。

7番（加藤 泰久） 7番、加藤泰久です。通告どおり、3件について質問をいたします。

県下一若い村と言われる本村でも、年々高齢化が進んでおります。そこで、高齢者問題について質問をいたします。

核家族化や少子化により子供が遠遊地での就学・就職・結婚により、村内においても高齢者居住住宅が増えております。それで、まず1番目の本村における独居老人・高齢者の独り住まいや老老介護をしている高齢者夫婦のどちらかが介護しているというような実態数は何人ぐらいいるか、お答えをお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号7番、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者問題という大項目の中で、独居の老人・老老介護者の実態数とはという御質問であります。最初に独居の老人、独居高齢者の実態数であります。最新の2020年度の国勢調査、こちらによるデータでは、施設利用者を除く独居高齢者の世帯数は、村では508世帯であります。全世帯のうち8%程度となっております。組で考えますと、24世帯ある組ではそのうち2組が独居の高齢者となりますので、決して少なくない数字であると捉えております。

次に老老介護、そういったところの実態数であります。こちらは正確な数字を把握しにくいところでもあります。参考の数となりますが、住民基本台帳のデータで要介護1以上の介護認定者がいる65歳以上のみの2人以上の世帯を抽出してみました。その結果、その数は80世帯というところでもあります。

独居高齢者・老老介護者の実態数については、以上であります。

議長（山崎 文直） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） いずれにしても、村民からすると割と少ない数でありますが、これがますます増加の傾向にあるとこのように思っております。

そうした中で、それらの皆さんが一番心配する部分があるかと思えますので、2番目に移りまして、老人性痴呆、この言葉は古い資料により抜粋したのでありまして、適切ではないものと思ひまして、これは認知症と訂正させていただきます。

認知症が今問題になっておりますが、認知症の村内におけるところの患者数については把握なさっているか、お聞きしたいと思ひます。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 老人性認知症の患者数、把握しているかという御質問であります。老人性認知症の患者数につきまして、幾つかのデータを基にお答えをいたします。

まず、地域包括支援センターでは介護認定の際に使用している主治医意見書を基に、要介護状態となった一番の原因と考えられる主疾患の統計を取っております。この統計によりますと、2021年度末の介護認定者540人のうち、認知症が原因であった方は171人でありました。疾患名のうち最も多いものでありまして、介護認定者の31.7%を占めています。また、主治医意見書には認知症日常生活自立度を判定する記載もございまして、これが2以上、2とは日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態、これが2であります。これが2以上、2より悪いということですね、2以上と判定された方を抽出いたしますと、2022年9月時点で303人であります。

日本全体における65歳以上の認知症の人の数は、2020年現在約600万人と推計をされておるところで、2025年にはそれが100万人増えまして約700万人、高齢者のうち20%が認知症になると予想されているところです。本村においては、現在高齢者人口の約8%が認知症というところでありますので、その割合については、全国と比べますと低い状態であるということが分かりました。

以上です。

議長（山崎 文直） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） いずれにしましても、認知症が認められている方が今後増えてまいると考えられております。

3番目に移りまして、認知症の予防策はどのようにというようにことで質問をいたしたいと思えます。

認知症を正しく知る講座等が開かれて開催されておりました。啓蒙活動はしておられると思いますが、健康教室や元気アップ等の教室における活動の中で、高齢者に生活習慣や運動や行動についての認知症予防の対策と申しますか、お話というものはしておられるのかどうか、その辺のところについてお尋ねいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 認知症予防策、講じているのかという御質問であります。

予防策として、様々な方法がテレビをつけるとメディア等で紹介されているところではありますが、予防効果について科学的な根拠がそろっているものはかなり限られているというのが現状であります。様々な予防・介入方法のうち、身体活動や禁煙、栄養的介入は根拠が多くそろっておりまして、糖尿病や高血圧の管理は強く推奨されているところでもあります。

そういった中、村では各地区公民館で行っております元気アップクラブ、介護予防教室がありますが、こちらに保健師と管理栄養士等が会場に出向きまして、健康講話を行っております。昨年度は、まさに認知症の予防をテーマに生活習慣病と認知症の関係や食生活、運動・睡眠等についてのことについて参加者にお伝えをしたところでもあります。また、認知症サポーター養成講座、認知症を正しく知る講座など、認知症に関する啓発事業においても予防について触れておるところであります。

課題といたしましては、このような介護予防事業や啓発事業への参加者数が少ないというところが挙げられます。今後は、広報の機会を増やしたり内容を工夫したりするなどして、

参加者数を増やすことに努めてまいりたいと思います。

また、先ほど唐澤議員の答弁にもありましたが、村では来年度から健康づくりに関する事業をぐっと増やしてまいります。そういった若い頃から健康づくりに関心を持っていただく、そういったところも始めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） この認知症については、一生懸命なりたくてなる人はいなくてそれぞれ予防対策を練っているかと思いますが、これはいつ誰がなるかというようなことも測定できておりませんので、4番目に移りまして、成年後見人制度の利用者はということで質問をいたします。

認知症の進行などで老後の不安もある中で、安心して暮らすための成年後見制度があり、健康福祉課にもこのようなパンフレットを置いてありまして、成年後見制度を利用している方はどのぐらいの方がいるのか、それをお聞きしたいと思います。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 成年後見人制度の利用者数はこの御質問をいただいております。

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方につきまして、本人の権利を守る援護者を選ぶことで、その援護者イコール成年後見人が本人に代わって法律行為や財産管理を行いまして、本人を守っていくそういった制度であります。

成年後見人制度には本人の判断力の程度によりまして、後見・保佐・補助という三つの類型がございます。また、本人がまだ十分な判断能力を有しているときに、あらかじめ任意後見人となる方や、将来その方に委任する事務の内容を公正証書により契約で定めておく任意後見制度、こういったものもございます。

成年後見制度の利用者数であります。現在村としては正確な人数を常に把握しているわけではありません。成年後見の利用申立となります長野家庭裁判所、こちらのほうで発表しているデータによりますと、村における利用者は2021年12月31日時点で成年後見が26人、保佐が7人、補助と任意後見はそれぞれゼロ人となっております。

以上です。

議 長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） いずれにいたしましても、そうなった認知症またはそれぞれの不安がある場合には、身近でおられる民生委員が大変活躍されておるわけでございますが、その民生委員の待遇条件の改善をというようなことで質問をさせていただきます。

地域の高齢者や障がい者、または児童や母子世帯が身近で最も頼りになると思われる方々が民生委員であります。私も民生委員についてはあまり深い知識がなかったので、ちょっと調べた結果によりますけれども、今までやっておられた前民生委員の任期が4年の11月30日までということで、民生委員活動で3年間大変御苦労であったと思っております。また、人選によりまして、新任の民生委員の人選にも苦労をしたというようなお話も聞いております。

民生委員の組織については、村で推選された人が都道府県の設置された審議会で推選され、厚生労働大臣の委嘱を受けて民生委員になると記されております。民生委員の立場は特別職の地方公務員であります。しかし、民生委員法により無報酬というように記されております。また、民生委員においては守秘義務が課されております。

民生委員は高齢者や障がい者、また児童とかそういう弱者の支援を行う地域福祉の活動には幅広い活動を行っております。このような大変な任務であり、どうしても必要な委員さんである方々であります。民生委員の待遇条件の改善をと望むところでありますが、民生委員法により無償というように記されておりますが、これは業務としては社会福祉協議会等の業務とも深く関わっておりますので、その辺でうまく両方の組織を利用して優遇条件の改善を望みたいところでありますが、お考えをお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 民生委員の待遇条件の改善をという御質問であります。

民生委員は、民生委員法で設置が定められておりまして、100年を超える歴史を持つ制度であります。厚生労働大臣から委嘱をされまして任期3年間、また村では、児童福祉法に定められた児童委員も兼ねていただいているのが実情であります。今月12月1日付でこれは全国一斉で改選がありまして、村でもこのたび14名の方が新規で16名の方が再任という形で、合計で30名の皆様を委嘱したところであります。

民生委員につきましては、どの市町村においてもなかなか担い手が見つからないという状況でありまして、当村におきまして、今回の一斉改選では、区長を中心に区の役員の方には大変な御苦勞をおかけしたとお聞きをしているところであります。

待遇条件の改善についてであります。議員御指摘のとおり民生委員法では無報酬と規定されてはおりますが、現在活動費として県から交付金がありまして、年間に一人当たり6万200円をお支払いをしております。また、村では民生委員の職にある方全員につきまして福祉事務調査委員、こちらを同時に委嘱させていただいております。福祉関係の調査報告に加えて、住民の福祉増進等について意見を具申していただいているところであります。この福祉事務調査委員の報酬といたしまして、委員に対しまして年額12万4,800円、委員長は15万6,000円、副委員長は13万8,000円を別途お支払いしているところであります。

これらの活動費や報酬額につきまして、2022年6月時点でこの上伊那管内の状況、県からの活動費6万200円については、ほとんどの市町村が同額を支給しておる状況であります。福祉事務調査委員に相当する報酬については、当村はほかの市町村に比べて高い水準というところであります。

企業の定年が延長されつつある現在では、今後も引き受け手の確保に難しさが出てくると思います。そういったところではお金の面もそうなんですが、負担の軽減というところも重要であると思っております。村の事業に関わる民生委員による調査や証明等の業務の省略化も進めてきたところであります。今後その観点では、例えば充て職で出ているところの改善ですとか、定員の在り方については引き続き検討を進めることで、全体的に民生委員の皆様の待遇条件の改善を進めていければとそういったところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） いずれにいたしましても、地域におきましても民生委員の方々に関わっていただいている部分が大変多くありますので、今後とも民生委員の方にはそれぞれの職務で一生懸命頑張っていただきたいと思います。それぞれ感謝もしながら、民生委員の手助けができるような活動もしていきたいとそんなふうに思っております。

2番目に移りまして、奥地林についてということで質問をさせていただきます。

生産森林組合の解散という意向調査が出ておりますが、村としての対応について質問をいたします。

令和4年3月の生産森林組合の総会におきまして意向調査が行われ、様々な意見や質問が出ました。その生産森林組合の意向調査の報告会が先の11月13日に村民センターホールで行われました。組合員の意向調査の結果は解散に78.4%賛成、反対に2.1%、分からないと回答された方が19.2%と示されました。

入会林や入会山からの成り立ちや経過が説明されまして、昭和41年の入会林野近代化法が制定されました。それに伴って、昭和42年3月31日に南箕輪生産森林組合が発足しております。そうした経過の中で、組合での森林保全維持管理について検討されてきたわけですが、解散におけるメリット・デメリット等を検証した結果が、解散に賛成が78.4%、反対が2.1%、分からないと回答した人が19.2%という数字で表れました。

報告の内容または報告会の状況については、組合長が村長に報告したと聞いております。村に寄附するという結論になって、その報告については村としてはどのように対応するかお聞かせ願いたいと思います。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 奥地林についてという大項目で、生産森林組合の解散との意向調査が出ているが、村としての対応はという御質問をいただいております。

過去の入会を起源とする森、そういったものは社団法人・財団法人・財産区・一部事務組合・認知地縁団体・部落有林など様々な形態で今日本中に存在しておりまして、生産森林組合もその一つであります。議員から御説明がありました1966年、昭和41年にできました入会林野近代化法であります。目的といたしましては、入会権の解消を図り林業生産団体に転換し、林業経営による林野の高度利用、そういったものを促すことを目的として制定されたものであります。

しかしながら、当村におきましてはこれまで林野の高度利用が達成されることは難しく、時代の変化とともに林業の不振・組合員の高齢化・後継者不足等々の理由で、組合員も年々減少しているとお聞きをしております。

そういった中、南箕輪生産森林組合では問題点を洗い出し、組織解散や組織改革等によって適正な森林管理・運営の実現に向けて検討するため、令和2年度から組織検討委員会を発足して様々な角度から組合の在り方を検討してきたとお聞きをしております。2022年3月に南箕輪村生産森林組合の今後について組合員の意識調査を行ったところ、議員御説明のとおり約8割の方が解散する意向と、そういった結果とお聞きをしております。

それを踏まえまして、検討委員会さらには理事・幹事役員会で検討された結果、これはまだ、総会を開いて決定することですが、方針といたしましては解散という形で進めておりまして、組合長より解散した場合の土地等については、南箕輪村に寄附という形で託したい旨のお話をいただいたところでもあります。

今後、村としてどう対応していくかではありますが、まずはこの寄附を受けるか受けないかという判断がございます。この生産森林組合が管理している土地につきましては、過去、先人たちが大変な苦勞をして獲得した土地であります。そういった歴史的な背景を考慮しますと、寄附を受けまして村で管理していく形、そういった形で検討していくことが望ましいと思っておりますが、現状材を生む状態ではなく、単純に管理における負担のみが生じると

いうのも正直なところでもありますので、そちらの部分は寄附を受けるという形で考えてはおりますが、丁寧に進めていかななくてはいけないと思っております。

またカーボンニュートラル、そういった目線では、森林は地球温暖化の原因となっておるCO<sub>2</sub>を吸収する重要な役割を担っております。今回該当の土地につきましては、過去植林した木々がまさに伐採の適齢期を少し過ぎている、迎えているような状況でありますので、そのこの部分の資源というものもどういった形で有効利用していくか、そういったところもこれから寄附を受けるのであれば、同時に合わせて検討していかなければならないということも事実であります。

以上です。

議長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 生産森林組合の寄附ということで話があった中で、村長さんが受入れの姿勢を見せていただいたことで、また次の段階に入っていけるんじゃないかと思っております。

それで次に移りまして、森林協力金の創設を提案するということではありますが、このような状況の中で森林協力会、これは私がつけた仮名でございますが、その創設をしたらどうかという提案でございますが、古くより入会林・入会山として植林や維持管理に人足で労力奉仕に出て、負担金等で運営してまいりましたが、社会の状況の変化に伴い、個人での勤務の時間や生活状況の変化により、労働作業の提供が困難となってきている昨今でございます。

先人たちの苦労を思い、また歴史的な背景や森林の保全・治安・治水の広域的機能を守り、将来の世代に対して森林を適切に管理・運営するそのための財源があるわけでございます。その財源として国の森林税、県の森林税500円もあります、県には事業申請をしたりして審査して交付されるというような状態で、不安定なところがあります。

村独自の森林協力金、ちょっとこれは私の仮名で言いますけれども、そういう協力金制度を創設して、安定的な財源確保していくことを提案しますが、村長いかがでしょうか。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 森林協力金制度の創設の御提案であります。

議員からも御説明ありましたが、国では森林環境税、長野県では森林づくり県民税が制度化をされておりまして、森林環境税は2024年度から国内に住所のある個人に対して課税されることとなり、個人住民税割と合わせて一人年額1,000円が徴収されます。また、森林づくり県民税は個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式により、一人当たり500円が徴収されております。

村では、過去セラピーロードの維持費として、また薬剤樹幹注入への協力金として、村民の皆様から御意見等をいただく機会がありました。そのとき、大変否定的な意見が多かったとお聞きをしておるところであります。セラピーロードの維持費につきましても今年の2月号で将来ビジョンの中で示したところですが、否定的な意見をたくさん頂戴したところあります。

そういった国・県のほうで既に税が課税されている中で、村でもというところは、そういった背景を踏まえますとなかなか難しいのかなというところでもありますので、現状そういった森林協力金、また先ほど申し上げましたセラピーロードの維持費の協力金、そういったところは村では考えておりません。

以上です。

議 長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） いずれにしましても、この生産森林組合の土地を寄附されるということになりますと、今まで以上の経費が掛かるということでございますので、また経ヶ岳・飛び地を含めて村の半分以上がそこにあるということで、何らかの形で村民がこれは私たちの森林であり、南箕輪を守ってくれている治山治水をはじめとする守ってくれている山だという誇りを持つためにも、ぜひ何らかの形で検討を進めていただいて、村民が500円ならいいよとかいう、そういうみんなの気持ちになれるようなふうな形でこれを進めて、今後検討していただきたいと思いますといふことを願うところであります。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今アカマツがかなり松枯れが進行しておりまして、もう一斉に主伐を始めています。そういった中、村民の皆様のご協力という面では、その後植林をしていかななくてはなりません。植林だけではなく、下草の処理だとかそういったこともあります。そういったところで村民の皆様のご協力を得るところで、森林協力金に代わる形で協力を得られればということを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） それぞれ村民が関わるように大変期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードについて質問をいたします。

村のマイナンバーカードの加入状況はということで、この間全員協議会でもお話がありました。加入状況をよろしく願いいたします。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） マイナンバーカードについて、まずは村の加入状況はというところの御質問であります。

12月1日現在の住民1万6,020人のうち、マイナンバーカードを既に持っている方は7,305人で、割合で申しますと45.6%となっております。今年4月1日現在は5,305人でしたので、ちょうど7か月で2,000人増えた形となっております。

以上です。

議 長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 国では、平均より下の加入率だと交付金のちょっとカットだとかいうようなそういう面もちらつかせているようなところでありますが、マイナンバーカードの良し悪しについては大変いろいろあるかと思いますが、マイナンバーカードによって行政の窓口業務がさらに簡素化されたり、簡略化されることは分かっております。しかしながら、政府はデジタル庁をつくったり、総額1兆8,000円もの予算を講じてマイナポイント2万円をつけるというような加入促進政策をやっておりますが、なかなか加入が進まないという状況でありますし、その一因としては、個人のプライバシーや個人データの保護がどうなるかというような心配を持っている方が大勢おられるところであります。

村でも国の方針に従い、加入窓口を広げて各地区公民館での出張受付を設けたりして加入促進に努めております。村民から多く聞かれる、今後未加入者はどうなるのかなんてこと



をよく聞かれるんでありますが、私には分かりません。国の機関に聞くのが最もよいかと思われませんが、村長の今の時点で分かる範囲でお答えをお願いできたらと思います。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） マイナンバーカードの未加入者はどうなるかという御質問であります。

なお、最初の（１）の御質問で7か月と訂正いたしました、8か月の間違いでしたので、すみません、訂正をさせていただきます。

未加入者はどうなるかというところではありますが、結論から申し上げますと、今後マイナンバーカードを使った様々な取組が増えていく中で、マイナンバーカードを持っていない人はそういった新しく出てくるサービスを受用できない、そういったところに尽きるのかなと思います。具体的にはスマートフォンでのワクチン接種証明の取得、オンラインでの確定申告、健康保険証としての利用、民間におけるオンラインサービス、そういったところであります。これからどんどんこのマイナンバーカードを使ってできる仕組みが増えてまいりますので、未加入者についてはそれを利用できないというところであります。

そういった状況でありますので、国の方針では2022年度末にはほぼ全国民にカードを行き渡らせるという方針であります。また、このカードの普及率が村の交付税算定に影響があると言われておりまして、村でもいただけるお金が減るとするのは村民サービスが低下することに直結しますので、カードの取得を積極的に進めているところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 加藤議員。

7番（加藤 泰久） 政府では、2024年度秋には現在の健康保険証が廃止されて、既に保険証として利用が始まっているマイナンバーカードに一本化させるというようなことが言われており、また運転免許証もマイナンバーカードに一体化させる方向だというふうに発表されておりますが、これ今の説明を受けたわけですが、マイナンバーカードに未加入の方にとっては大変な問題だと思っておりますが、村民の問題点これはあるかと思っておりますが、村長としてはマイナンバーカードの加入促進には力を入れていかねばならない状況だと思っております。

しかしながら、交付金を下げるとか2万円を出して加入を勧めるという、何かあめとむちの政府の方針がありますが、これは国の方針でありますので、何とか加入促進をしていかなければならないという状況だということは理解できますが、今後の問題点的についてまたいろいろ問題が起きた場合には、村長、適切なる対処をお願いしたいと思っております。

以上で……

議長（山崎 文直） 加藤さん、答弁はいいんですか。

7番（加藤 泰久） 答弁、要望だけじゃなくて答弁お願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 通告では、健康保険証や運転免許証もマイナンバーカードと一体化されると言うが、その問題点はというところにおいていただいておりますので、解答をさせていただきます。

2024年の秋に、健康保険証を原則廃止する方針を国が示したところであります。その問題点、デメリットではありますが、まずマイナンバーカードを持っていない方やカードを紛失した方、そういった方が医療機関を受診する方法がまだ定まっていないというところでありま

す。この点については、現在関係省庁で協議を行っておると聞いております。同時に、この保険証が廃止になるということは、すなわち任意であるマイナンバーカードの取得があたかも強制と捉えられてもおかしくない状況となるところであります。これは大きな問題点であると捉えております。

次に、マイナンバーカードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証については、国が2024年度末から運用を目指しているとお聞きをしております。こちらの問題点、デメリットではありますが、保険証もそうなのですが、この一体化が浸透するまで行政の窓口によくのお客さんがいらっちゃって、どうなるのと説明する負担がかなり増えるのではないかといいところは感じているところです。ただ、この運転免許証の一体化については、保険証と異なりまして任意ということになっておりまして、運転免許証自体が廃止されるということは決定はしておりません。実際の運用によってどのような利便性があり、またどのような課題があるか、こちらについては国のほうで運転免許証のほうは今後検討されて示されていくものと感じております。

以上です。

議長（山崎 文直） 加藤議員。

7 番（加藤 泰久） 国の方針に従って、村民が混乱が起きにくいような方策で今後行っていただきたいと思うところであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（山崎 文直） これで、7番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時15分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次の質問は私の質問でありますので、ここで議長を仮議長の加藤泰久議員と交代いたします。

加藤泰久議員、お願いします。

〔山崎文直議長と加藤泰久仮議長 交代〕

仮議長（加藤 泰久） それでは、議長を交代いたしました。

2番、山崎文直議員。

2 番（山崎 文直） 2番、山崎文直です。本日最後の質問をいたします。2問について質問をしたいと思っております。

一つ目の質問です。区の役員選出の困難性の解消に向けてということであります。

私も、今年地元の区の役員ということで務めておるわけですが、各区でもこれから半年が過ぎまして、これから来年の3月に向けて、それぞれ地区の役員の選出にこれから苦勞する時期であります。いろんな役員がありますけれども、特に区の三役ということになりますと、なかなか今後任の役員の方を選ぶのが苦勞しているという話をお聞きしているところでもあります。区長会でも、また先日の議会と区長会の懇談会でも話題になってきたところでもあります。

いわゆる行政の地区の運営をする、言ってみれば末端のこの自治組織というところでもあります。それぞれの地区に日々暮らしている皆さんが幸せに暮らしていくって一つのお手

伝いをしている組織でありますけれども、現実のところはその役員を選出するに非常に苦労しているという現実がございます。

かつては農家が多かったこの村であります。いわゆる昭和の時代については、40代で区長を務めた方もいらっしゃいました。しかしこの近年、今回の議会の中でも村職員の定年延長という議題も載っております。世の流れの中で定年の延長ということが、公務員ならず民間企業の中でも進んでまいります。そうしたところを見ますと、区の三役等を担う年齢というのが近年はお勤めが終わった後の年代という人たちが多くなってまいります。そうしますと、かつて40代ということだったんですが、近年ではいろんな会社の中で在職中に区の役員に関わるということが大変な時代になってきております。

どうしても定年後、いわゆる退職後にその役職を担うという形が増えているわけでありませう。そうしますと、必然的に区の役員をやる頃には高齢化になってきています。70歳を過ぎてからの地域の役職を担わなければならない。当然体力も落ちていますし、意外と地区の役員を担う前もいろんな外部での作業もあります。ときには水路の清掃もしなければなりません。そうしたときに、高齢なところで重要な役割をもって行くということが非常に困難になってきている、そういう状況がございます。

そうしたところで、いずれにしてもこの組織っていうのは続くわけですから、今後今年1年何とか過ぎればいいわということではなくて、順次これに後から取り組む皆さんが健康で地区の行政を担っていけるようなことも、今している人たち、それからいろんな業務は村とつながっていますので、そういう段階で、行政である村側も一緒になって問題解決に取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

区の役員が終わると、この地域では私どものところですけども、従来であれば区長が終わるとその後監査委員、その後神社の総代、例えばまたお寺の役員、そういうなのが次から次へと回ってきます。いろんな人がいますから、みんなで分担すればいいんじゃないかというようなお声もありますけれども、現実の問題としては、なかなかいろんな役員をしてこなんでいきなり区長をやるとかそういう部分っていうのは非常に困難と思います。過去の経過も分かりません。そういう点では、何らかの形で関わってきた人たちがその役職を担っていくという。ですから、中にはいろんな区役職もやらずに済む方もいらっしゃいますけども、そうばっかではないとこういうことで、このいわゆる自治組織の在り方っていうのもこれからみんなで考えていく必要があるんじゃないかなということで、今回の質問に至ったわけであります。

具体的には1番目の質問になりますけれども、この村の行政と地区の自治組織、非常に強いつながりで日々運営がされております。そういう中で、私も経験した中では、非常に区の中で村からの要請なりそういう業務が非常に多いんだなということを改めて感じたところがあります。

というわけで、今村でもかつての私の覚えでは、共済事業の部分については担当がなくなり、村で直接通知を出していただいてまとめていくっていうふうな改善もされております。かつて各地区にも土木部長という役職がありましたけれども、その役職も今は私どものところでは区長代理がその役職を兼ねております。土木部長というのがある組織も地区もあるかと思っておりますけれども、そういった点で、幾つかの点で任務が軽くなってきているというそういう部分はございます。

そういったことで、村側でも幾つか地区に業務を依頼をしていく、そういう部分で村側で直轄してやっていくような計画があるかどうか、まずお聞きしたいなと思います。

仮議長（加藤 泰久） 答弁を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号2番、山崎議員への質問にお答えをいたします。

区の役員選出の困難性の解消に向けて幾つか業務を直轄で進めているが、さらに広げる計画はあるかという御質問であります。

まず、村が区へお願いしております業務の軽減につきましては、私も課題として捉えておりまして、積極的に進めていかねばならないという思いであります。これまで検討を実施してきた過去の経過がありますので、まずは申し上げます。

議員からもお話がありました南信地域町村交通災害共済の事務につきましては、2012年度までは各区を通じて加入の申込や集金を行っておりましたが、掛金の管理等について実際のお金でありますので負担が大きいというところで、2013年度から役場窓口で対応をする形に変更をしたところであります。

私が村長になってからであります、昨年度より健康部すこやか係にお願いをしておりました各家庭への健診の取りまとめ、こちらにつきましては、直接村と各個人がやり取りを郵送で行う形に変更をいたしました。また、衛生部にお願いをしておりました仕分けがされていないごみの分別作業、こちらにつきましても村で行う形に変更しております。

加えまして、先ほど土木部長の件を例に出していただきましたが、昨年度の区長会におきまして、負担軽減につきまして具体的に議題にしたところであります。その中で、各区の役員の状況の共有を図りました。このことにより、他の地区では既に廃止をしている役員等の情報共有ができましたので、今後各区において組織や役員の適正人数の見直し等も共有を図りましたので、進んでいくのではないかと考えているところであります。

また、今後の業務の見直し等、大きなことから小さなことまで具体的に決定していることはございませんが、現在区長会のほうに働きかけをしておりまして、区長の皆様にお諮りしている段階のものはございます。

以上です。

仮議長（加藤 泰久） 山崎議員。

2番（山崎 文直） いろんな段階で改善を図っておられるということについては、素直に感謝をしたいと思います。今後ともいろんな議論を重ねる中で、地区役員の負担が少しでも減らすような努力を村側としてもお願いをしたいなというふうに思います。

2番目の質問になりますけれども、そのいわゆる役職の中で、村が関わる組織がいろいろ見ますとかなり多いなというのを改めて感じたところであります。例えば、社協役員というのは、これは直接村ではございませんが、地区に帰ると各区に行くと、その本体が村であるのか社会福祉協議会であるのかっていうのはほとんど関係なくて、役員が何らかの形で担っているという意味では、私もこの同列に感じたところであります。

地区社協も今は各地区の中に地区社協の会長・副会長・会計、そういった役職が持ち回りでされております。そのほかには、日赤奉仕団の分団長さんとか、あと健康福祉ですこやか係とかそういった部分、今非常に大きな課題になってきているのは、地区のいわゆるごみ収集等の問題です。

ただ、その役員をどんどん減らせということになりますと、地区の中でもごみ収集のところで立ち会いだとか見回ったりとか、そういう部分で役員がただ減らせばいいという問題ではありません。そういう中でジレンマを抱えながら運営しているわけであります。公民館も従来から分館長、副分館長、主事さんとかそういう役職等がありますし、交通安全・防犯などの任務を担っている役職員を合わせて区の役員体制を維持しながら、そこで地域全体の運営に携わっているということであります。

そういう意味の中でも、何か今後とも維持していくためには例えば役職を合併するとか、廃止するとかというような検討もしていくことが必要ではなかろうかなというのを考えているところであります。

例えば、交通安全と防犯の役職とかいう部分は、ある程度似通っているなら途中で見回りをしたりとか、そういう部分については合同で行う、役職を合併するというようなところとか、そういうこともいろんな役職を抱えている組織の中で知恵を出し合って、今後の運営がスムーズにいけるような形を取っていけないものかなというふうに考えます。

今、私も具体的にすばらしい案を持っているというわけではございませんけども、常々役職をずっといろんな組織を築いてきた立場としては、そういうものをもう一回ここで顧みて、組織の改善等を考えていく時期じゃないかなというふうに考えていますので、村側の今の時点での考えをお聞かせいただければなというふうに思いますが。

仮議長（加藤 泰久） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） お答えをいたします。

村と区や組との関係、また各区の役員の負担、そういったところでありますが、私が問題として捉えておりますのは、先ほど昔は農家中心であったと議員からもお話がありましたが、昔から変わっていないところが問題と思っています。過去、基本的に3世代、おじいちゃん、お父さん、娘、その3世代が同居が主だった時代の仕組みが今もそのまま変わらずに続いておりまして、とはいえ、現在を見ますと核家族化が進行しておりますし、高齢者のみの世帯も増えてきているところであります。ですので、その3世代・農家、そういった状態が基本であった仕組みが今もこのまま続いていますので、それを変えていかなくては、今後継続することは不可能であると私は捉えているところであります。

実際に働く世代の勤務時間帯なんかも朝や深夜など多様化しておりますし、長寿化が進みまして、高齢者の中には区や組の役割を全うできないということで、責任を感じて区や組を抜けるケースが増えてきております。そのため、変革が必要であるのではないかと感じております。

そこで、現代の状況に合った行政と区や組との関係性、また区の在り方、そういった5年、10年先を見据えた検討会みたいなのを新しく立ち上げて来年度より動かしていきたい、そういった意向があります。これは、私がおでかけ村長室の中で実際に村民の方から御提案いただいた内容でありまして、非常に進めていく価値が高いと判断したところであります。

有識者も加えた検討会の中で様々な内容を検討いたしまして、基本的に動画で公開して、多くの人に関心を得るような形で進めていければと思っております。これは、恐らく古い地域、要するに昔からの文化が守られてきたような地域でやることは僕は不可能だと思っています。ただ、南箕輪は移住してきた方が非常に多くて、一見地域コミュニティが希薄化しているということを言われますが、こういった正しい変革には寛容な地域ではないかと私は感

じており、これがうまいこと動かせれば実現できるのではないかという期待もあります。

こういった行政と区との関係、また区の中のことを今の時代に合った形に改めていくことで、暮らしやすい・移住しやすい地域コミュニティ、そういったことを追い求めていきたいと考えておまして、それが今後もこの南箕輪村が選ばれる地域として全国に訴えていける、移住しやすい・暮らしやすい・選ばれる村、そういったことにつながるのではないかと考えているところであります。

同時に、そういった検討会を動かしながら、先ほど変えていくところは変えていきたいと思っています。今まで長くやってきた慣習のものはしっかり検討会で検討をしていって、行政の判断で変えられるような、負担が減るようなものは併せて変えていく、そういった二つの方針で来年度から動かしていきたいという意向であります。

以上です。

仮議長（加藤 泰久） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 何か、前が明るくなったような回答をいただきまして、ありがとうございました。

昔から変わってないって確かにそうで、私もこの間新しく住所を構えた方に、区というのがありましてその下に隣組というのがあると言いましたら、隣組とは何ですかって言われまして、その方の前に住んでいたところは、違った意味での組織があったのかなというふうに思います。

私どももふだん思っているように、当たり前のように区があって隣組がある、まあ隣組に入ってほしいなっていう話をしたけれど、それはどうしても必要かねというようなことがありました。私たち自身が従来からの考えにずうっと固まっている部分もありますので、そういう意味ではこれからも新しい考えをもっていかなければならないということで、ぜひともこの区や組の在り方の検討会、1～2年ですぐ回答が出るということではありませんが、いろんなところでフリーに話をしながら、皆さんがここで長く住んで仲よく住んでいけるような、そういう方向性が出ればなというふうに思います。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

2 番目の問題に移ります。

消防団員の確保についてということで、消防団員の確保が非常に困難になっているというわけでありまして。承知はしておりますし、年度の最初にも各地域・隣組を通じて回覧をしたり、先日もまた二度目の課題を消防団員に入ってほしいという私どもも、地区の消防分団長さんにも来ていただいて現実を訴えてもらったところでありますが、これも今までの組織の在り方と現実は、とにかく今は交代制勤務の方が非常に多くなってきております。気持ちはあっても、実際のところ入ってもなかなか出ていけないという、そういうことも言われる方もおりますし、現場の消防団員の方と話をしても、昔は消防団は地域の組織としていろんな行事、例えば宴会だとか旅行に行ったとかそういうこともありましたけれども、区長さん、それ今言ったって、同級生だってこのところ行き会ったこともねえ衆ばっかだもんで、そんな話をしたってすぐには無理だよという話をお聞きして、そういうものも新たな認識をしたところであります。

そういう中でのただ消防団員は現実には少なく、地元でも定数に比べて現実マイナス5人で、そのうちの約3分の1は役場の職員ということで、その役場の職員が何かの大災害の

ときに本部詰めというようなことになった場合だと、下手をすれば現場に行く団員が非常に少ない、火災のようなときに、もしかして消防車を働かすことが確実にできるのかという心配も今なってきたところでもあります。

そういう点で、これからも先ほどもありましたけれども、今までのように地域にいる若い者は消防団に入るんだよってという当然のような考えは、これはもう今はちょっと無理かなという意味で、ボランティア活動の一環というような形の捉え方をしながら、消防団活動に行くことは何かできないのかなという私も具体的にすばらしい案を持っているわけではありませんけども、そういう面からの考え方もしていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、これのことについて、とりあえず村長からの考えをお聞きしたいというふうに思います。

仮議長（加藤 泰久） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 消防団の団員確保についてという中で、消防団員の確保は非常に困難になっていると。ボランティア活動の一環としての方向を強調していくことも大切と思うところの中で、御質問をいただいております。

過去、入りたくても入れなかった消防団であります。時代が移り変わって、現在本村の消防団員は条例定数230人に対して192人です。定数より38人少なくなっております。団員数は予備消防団員43人を含む数字となっております。また団員数のうち村の職員が63人、32.8%の3分の1です。有事の際、特に地震や水害といった自然災害時には消防団員の3割は役場の職員でありますので、消防団の活動が難しい状況に現在あります。

近年の社会情勢やライフスタイルの変化等によりまして、消防団員は減少傾向にあります。村内でも団員不足から、部ごとの活動が難しくなるところがあるとお聞きしております。毎年の勧誘活動でも消防団への理解が得られず、団員確保に大変苦慮している状況であります。ただ、いろいろと変えるところは変わってきております。団員報酬等の処遇改善、団員の負担が大きかった操法大会の中止などは改善が進められております。

区長会におきましても、消防団員や消防団の役職経験者におきましては、区の役員等に指名することを御配慮いただきたい旨や、組合・組長会等を通じて団員確保のお願いを行っております。事業者に対する優遇制度の御案内や、村内コンビニに消防団に関するポスターの掲示をお願いしているところでもあります。

ボランティア活動の一環を強調していくというところのお話ですが、先日区長会の中でもこの消防団の件を話題にしました。議員も御存じかもしれませんが、その区長の一人から、平日家にいらっしゃる方たちで何かできないかという思いもあるというところでありました。南箕輪は移住してきた方が非常に多いので、消防団といいますと、昔からこの地域に住んでいる人たちが成長して入っていくという道が一番多くて、先日消防委員会の消防委員の方にもこういった移住してきた方が消防団に入る、そういった道筋をつけるべきなんじゃないかという御提言もいただいたところでもあります。

そのボランティア活動の一環としてというところはなかなか消防団とはまた別のくくりになりますので、どういった制度でやっていけばいいかというのはこれから考えなくてはいいませんが、そういった意見が区長の皆さんから出ているという背景もありますので、今後も消防委員会等でも議題として検討してまいらねばなというところでもあります。

これ、中学生の取組はまた質問をいただけるということですのでよろしいですか。お答えを。

中学生の取組については、教育長のほうで御答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

仮議長（加藤 泰久） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） 今団員確保の段階で教育長にも回答を求めているところであり、先ほどもSDGsの話が出ました。いろんな地域の中で、これから学んでいくということも非常に多いかなというふうに思います。

中学生としても、中学校もいろんな活動をしています。落ち穂拾いをやったり、この空き缶拾いをやってみる問題についても学んでいるとか、そういう部分で中学生、私は中学生ぐらいからの取組って言うほうがいいのではないかなというふうにありましたけども、もちろん別に小学生でもいいんですけれども、そういった学校の中でも地域の中でいろんな活動をしています。みんなが助け合ってこの地域を運営していくんだよって言う、そういう体制を子供の頃から学んでいってもらおうというようなことを、この時期から機会を設けていくということが必要ではないかなという意味で、私も質問をするところがございます。

ですので、このような地域を災害があったらみんなで守るんだとかいう部分も含めて、将来はその人たちが地域に残ったら、消防団の活動とかそういうところにも率先して参加できるような意識づけって言うかを、その頃から考えていくのがまたいいのかなというように思いで質問をするところがございますので、この辺についてのお考え・御意見がありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

仮議長（加藤 泰久） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、山崎文直議員、消防団確保、その中で中学生からの取組についてお答えいたします。

私、次のような三つの観点を考えさせていただいていますが、1点目ですが、ボランティアという言葉を使いながらなんですけど、地域で中学生のボランティア活動、その観点が1点目でございます。

中学生の活躍は部活・勉強があるなどとして、地域の中でなかなか時間的にも動けないという現状があると受け止めてはいるんですけれども、学校を軸として中学生の地域でのボランティア活動は、生徒会交流委員会が中心となって募金活動をしたり、あるいは老人福祉施設等の訪問が行われてきています。現在、コロナ禍ということで難しい状況があるわけですがということですが、また今年度先ほどもお話がありましたが、模擬議会を通しながらSDGsの学習をしっかりとされているなどそんなことを思っています。ごみ拾い活動等々実際にできることをやってみる、そんな姿が見られてきています。

地域環境の見直し、それから先ほど申し上げましたが、予想外にごみが多かったというような結果等々から、子供たちが地域を知っていく、そこがうんと大事な、その中で自分たちが何ができるのか考えを深めている姿、大事な姿だと思っております。中学生の地域におけるボランティア活動の充実、それが1点目でございます。

2点目ですが、学校での学びと地域での学び、地域での活動の融合、そういう観点でどうでしょうかということ。丸山議員御質問ありましたけれども、持続可能な開発のための教育、ESDと重なってもきます。

例えば災害に関わってですが、天気とその変化、地震に備える等と関連する防災学習、中学生ですので自分の命は自分で守ることを大事にしながら、学校で学んだことを、例えば避



難所運営等で何ができるか、どうするかというような活動の展開、このことに関しましては、昼間地域が子供さんとお年寄りの方になりがちな夏休みの期間に、公民館で子供を含めた防災訓練を行って、中学生も自分の立ち位置で動く、そんな姿を展開している地区がございます。4年目を迎えているかなと思っていますが、村長も答弁いろんなところでおっしゃっていますけども、自分たちの地域は自分たちで守るという、そういうことと重なりながらですが、地域を守る、地域の一員としての学びがその融合であるかなというふうに考えます。このような機会を大事にしていく。

3点目でございますが、消防団の活動内容を丁寧に紹介していく、PRという言葉がいいか、いわゆる紹介、それを充実していくということであります。今までの成人式、今年は二十歳のつどいですが、式典の合間に消防団のPRがございます。また、広報などで消防団を募集している情報なども、先ほどお話がありましたが出されています。

模擬議会の中学生の感想で、村民なのに村のことをあまり知らないということが分かりました。今後村のパンフレットや雑誌を見かけたら、積極的に読むようにしたいという感想がありました。消防団の活動内容を丁寧に紹介していくことの充実、そして自主防の方からお聞きした話も含めてなんですけれども、消防団の方々が子供たちと遊んだり触れ合ったりあるいは関わったりする機会を通して、顔なじみになっていくのはどうかなという、そういうことであります。このことは消防団活動の理解を深めるとともに、消防団に入るときのハードルを下げていくことになるのではないかなというふうに思います。

また、近隣の市あるいは村では、何とか村あるいは何とか市、少年少女消防クラブとして、小学校1年生から6年生までが活動している状況もございます。そのような例から、参考にする点も多いのかななんて思いつつであります。

以上三つの観点、将来を、村を担い活躍していく小中学生へのアプローチになるのではないかと考えます。

以上でございます。

仮議長（加藤 泰久） 山崎議員。

2 番（山崎 文直） ありがとうございます。何か答弁を聞いていて、本当に何か少し未来が明るくなったような気がします。やろうと思えばいろんなことができるんだなということを改めて思いました。いろんな消防の関係のクラブとはほかの市町村にもございます。ここにはないんですけれども、そういった取組だとか、二十歳のつどいときの消防団の活動の紹介っていうかそれも思いました。良いことだなというふうに思います。いろんなところで知恵を出し合って、地域は自分たちで守るんだということを若いうちから、頭の柔らかいうちから頭の中に入れていただいて、幅広い活動ができるようなことを願いながら、これからも地域の中でもいろいろ考えていきたいと思えます。

村側のほうも、ぜひいろんなアイデアを出し合っていけばいいなというふうに期待をしまして、私の今回の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

仮議長（加藤 泰久） 2番、山崎文直議員の質問は終わりました。

ここで議長を交代いたします。

〔加藤泰久仮議長と山崎文直議長 交代〕

議長（山崎 文直） 議長を交代しました。

なお、3名の議員の質問が残っていますが、明日の8日の午前9時から一般質問を続ける

といたしまして、本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

散会 午後 3 時 5 4 分

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 1 2 月 8 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (質問順位第 7 番から)

9 番 三 澤 澄 子

6 番 都 志 今朝一

3 番 原 源 次

○出席議員（10名）

|    |    |    |    |    |     |
|----|----|----|----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊  | 6番 | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番 | 加藤 | 泰久  |
| 3番 | 原  | 源次 | 8番 | 唐澤 | 由江  |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番 | 三澤 | 澄子  |
| 5番 | 笹沼 | 美保 |    |    |     |

○欠席議員

10番 百瀬輝和

○説明のため出席した者

|           |    |    |             |    |     |
|-----------|----|----|-------------|----|-----|
| 村長        | 藤城 | 栄文 | 健康福祉課長      | 伊藤 | 千登世 |
| 副村長       | 田中 | 俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎 | 一   |
| 教育長       | 清水 | 閣成 | 子育て支援課長     | 武井 | 香織  |
| 総務課長      | 伊藤 | 弘美 | 産業課長        | 有賀 | 仁志  |
| 地域づくり推進課長 | 高橋 | 里江 | 建設水道課長      | 武井 | 厚   |
| 特命担当室長    | 原  | 和子 | 教育次長        | 清水 | 勝宏  |
| 会計管理者     | 城取 | 晴美 | 代表監査委員      | 原  | 浩   |
| 財務課長      | 藤澤 | 隆  | 農業委員会長      | 高木 | 繁雄  |
| 住民環境課長    | 清水 | 恵子 |             |    |     |

○職務のため出席した者

|         |    |     |
|---------|----|-----|
| 議会事務局長  | 松澤 | さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤 | 文敏  |

## 会議のてんまつ

令和4年12月8日

午前9時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（山崎 文直） おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。10番、百瀬議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順に発言を許可します。それぞれの確な質問、答弁をお願いします。

それでは、9番、三澤澄子議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤澄子です。あらかじめ通告いたしました3項目について質問をいたします。的確な答弁をよろしく願いいたします。

1項目めとして、コロナ第8波の中で、今年度の課題と次年度に向けての対策・事業・イベントの在り方について質問します。

すみません、ここでちょっとお断りをしておきますけど、質問の都合上、3と4の順序をちょっと入れ替えますので、答弁のほうをそのようによろしく願いいたします。

それでは、通告時の県内感染者を通告時に示しておきましたけども、12月6日時点で感染者累計、長野県ですけども32万4,013人、確保可能な531病床使用率は5日午後8時時点で70.4%、3日連続で70%以上となっています。第8波は今までの感染割合をはるかに超えて、最高数値を毎日更新する状況が続いています。

この表で見ますと、長野県の感染率は全国のレベルよりもはるかに高く、突出して今きている状況が第8波の状況です。保育園・小中学校・医療機関・高齢者施設と集団感染が止まりません。死亡者も県内504人、全国では5万人を超えています。私の叔父も先月、施設の院内感染で亡くなりました。友人のお姉さんも院内感染で亡くなったと聞いています。一体いつまでこの状況が続くのでしょうか。

そこでお聞きします。

1として、医療の逼迫を防ぐためということで、感染者の市町村別数が示されなくなりました。保健所別数のみの発表になりました。その結果、感染者は急速に拡大し、県レベルは4から5に上昇、医療非常事態宣言が発出されました。あくまでも5のレベルでの行動制限は全くなく、経済活動をやめないために基本的な感染予防をしての行動を求めています。

医療非常事態宣言で、新たに感染を抑える具体的な指針は出ているのでしょうか。対策はあるのでしょうか。また、村からのメッセージ、発信はどのように行っているかをお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号9番、三澤議員の質問にお答えをいたします。

医療非常事態宣言が発出された中、新たな感染を抑える対策は出ているのか、また村からのメッセージは出しているのかという御質問であります。

県は、感染の第8波を迎えたとの認識の下、11月14日に医療非常事態宣言を発出したしました。その後も感染に歯止めがかからず、11月27日、12月4日には確保病床使用率が70.8%と過去最高を記録しておりまして、また確保病床以外の入院者も300人を超えるなど、医療提供体制の逼迫が顕著と現在もなっております。

こうした状況を踏まえまして、11月29日に長野県知事が医療関係者との共同会見を行い、医療現場の厳しい状況をお伝えし、合わせて、県民が御自身の重症化リスクを確認した上で適切な行動を取ることなど、県民の皆様へ協力を求めたところでもあります。行動制限等は求めておりませんので、そういった意味では新たな分かりやすい実行力のある対策というのは取られずに、県民の皆様へのお願いというそういったところを強調されていると私は認識しております。

そういった中ではありますが、本村の対策であります。広く行動制限を県は求めないというところで、村がそれを反して行動制限を求めるというのなかなか理解が得られないというところでもありますので、村としては村で管理運営している保育園や小中学校、こちらにつきましては、園児や児童それぞれ実施できる感染対策によって場合分けを行いまして、クラス閉鎖や兄弟関係に登園等を控えるよう依頼をするなどをしてしております。

11月29日にそういった知事の発表があったわけですが、11月翌日30日に県の県民文化子ども若者局の子ども家庭課長から、保育所等における濃厚接触の考え方という文書がありまして、実情として県のほうに、クラス閉鎖により度々仕事を休まざるを得ず、経済的困難等厳しい状況に追い込まれている、濃厚接触者を広く捉え過ぎではないかという声が複数寄せられておりまして、言うなれば、陽性者が出てクラス閉鎖をすることに対してもっと慎重にするべきではないかという文書をいただいたところでもあります。

ただ、実際に保育園の現場を見ますと、陽性者となった子供と近距離で食事やおやつを食べた、そういったところは濃厚接触に当たるところでありますので、なかなか保育園という現場で濃厚接触者を特定して、そうであればクラス閉鎖しないというのはなかなか難しい判断でありまして、村といたしましては、今基本的には一人陽性者が出た段階でそのクラスを閉鎖するというところは徹底しているところでもあります。ただ、仕事を休むと経済的困難になるのはよく分かりますので、どうしても休めない方につきましては、状況によって保育園のほうで隔離をしてお預かりをしているという状況であります。

また、村からのメッセージであります。県の感染警戒レベルや医療アラートの変更が発出される際には、村でもメールやLINE・ウェブサイトなどでメッセージを発信をして、お知らせをしているところでもあります。

これは参考データになります。なぜ長野県が感染がこれだけ広がっているかというところでもあります。一つはやはり寒い地域でありますので、換気がおろそかになってしまうケースが多いというところ、あとはこれ本当に参考データなんです。先日厚生労働省が日本赤十字社による協力の下実施いたしました、献血時の検査用検体の残余血液を用いたコロナウイルスの抗体保有率、この調査結果が発表されておりまして、長野県についてはけた違いに全国的に比べてこれが低くて、9%というところでもあります。沖縄なんかは40%を超えている中で、県民の中の抗体を持っている方が非常に少ないというところが分かったところでもあります。長野県民の真面目な、今まで本当に感染対策を守ってきた結果でもありますが、それが抗体保有率の低下というところになりますので、なかなかそういうものなのかなと思うと

ころであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 全く今村長が言われたとおりでありまして、長野県は集団免疫がないという報道もありました。

うちの孫たちも、近くに2人おるわけですけども、小学校2年の子は3回やりました。学童が2回、クラスが1回ということで3回あって、そのつい最近には保育園の未満児ですけども1回ありまして、親はそのたびに休まなければなりません。保育園はお兄ちゃんが休むと一緒に休むという状況で、たまたまうちの子供の場合、休んでも休みにならないような状況があって何とか対応をしているわけでありまして、先ほども本当に対策するために、やはり保育園の場合は一人でも出たら閉鎖ということになると、本当に困る人がいると思います。そういう中で、隔離して預かるという状況もあるということで、本当に困った人が出ないように、それぞれ本当に的確に対応していただいているということは分かりました。

やっぱり県の、一律のこの言い方っていうのはおかしいかなというふうに思っております。状況をしっかりと捉えて、対策する以外にやっぱりないというふうに思います。

2にいきます。

ワクチン接種の現状であります。

先日、全員協議会で示されたところであります。3回目までは70%以上、4回目で42.5%、これは全人口の接種率ということで、5回目オミクロンは9.49%と低い状況であります。また、60歳以上は83.74%と、やっぱりリスクが高い私たちの世代はかなりしっかりとワクチンを接種しているなということが分かります。また、5から11歳は1・2回が30%以上、3回は15.5%で、なかなか厳しい状況にあるかな、その分やっぱり状況もありますけれども、集団感染が繰り返されるという状況はあるのかなというふうに思います。

先日の誤接種の報告もあり、複雑になってくる接種の状況や5回目になっている接種に担当職員の皆さんも御苦労されていると思います。本当に御苦労さまだと思います。また、こういうことが続く中で、これからの状況もちょっとお聞きするわけでありまして、先日飯島町の議会での集団感染についてお聞きしました。伊南4町村の議員研修の後で町内飲食店で慰労会を行い、参加した副町長と議員全員が感染しました。発症は3日間になっていますが、最初に症状が出たのが数人で、その時点でPCR検査で確定はしました。残りの人は症状が出ていないので、県の方針では症状が出なければ検査もしません。行動制限もありません。そこで、次々と感染が確認されて3日間に及んだわけですけども、その間に他の人に感染を広げることに議会がなってしまったわけでありまして。

飲食店の状況やその後の対応など検証が必要だと言っておりましたが、私たちも教訓にしなければならぬと思います。ワクチン接種についてはまた今後有料になるという話もあり、引き続き接種を続けるかも一人一人の判断が変わってくると思われまして。また、オミクロンワクチンでの接種後、何人か副作用が強くなったという話を聞いています。

一人の方の例ですけど、接種後高熱が出ました。仕事は休んでいましたが、次の日下がったのでそれでいいかなと思っていたらまたその翌日発熱し、そのときまたま日曜だったので、また休んで翌日出勤すればいいかなと思ってたそうですけども、たまたま以前県の

無料配布した抗原キットがあることを思い出し、検査したら陽性が出ました。そのまま日曜日だったので当番医に行ったところ、PCR検査をすぐしていただいて感染が確認され、最新の治療薬も処方され、この人は本当に事なきを得た状況です。無料の抗原キットが生きた良い例かなと思いますけれども、またある人は、毎回接種後リンパが腫れる等ありましたが、5回目のオミクロン接種ではリンパが腫れるだけでなく、コロナの症状、発熱・のどの痛みがひどく、医療機関の発熱外来に行きましたが、長時間車で待たされ帰宅してしまいました。その後、10日間ぐらい不調で市販薬で済ませてしまったと言われました。

今の国・県は、医療機関の逼迫を抑えるということで検査を積極的に行っていません。無症状で感染を拡大している場合が相当数いると言われていています。やはり感染拡大の基本は、PCR検査と適切な医療を含めた支援だというふうに思います。

飯島町の例でたまたま濃厚接触の疑いが出て、PCR検査キットをまとめ買いした人から一つ分けてもらって、キットで素早く検査し事なきを得たと聞きました。この村では、無料で検査を受ける体制は今あるのかどうか。一定数のPCR検査のキット、先ほど飯島の例がありましたけれども、この方はまとめて10個自分で買っていたそうなんですよね、PCR検査のキットを。それで、その村での保有が可能かどうか、一定数そんなに高いものではないので、村で検査キットを用意することも大事なかなと思います。

それと、あと無料の抗原キットも前、県で配布したことがありましたけれども、やっぱり一定数村で持っていて、そういう心配な場合にはすぐに対応できるような体制が大事なかなと思いますけれども、検査についての対応・村の方針をお聞きしたいと思います。

ちなみにですけどもちょっと情報が入りまして、千葉県松戸市の例ですけども、市民は無料で月2回PCR検査が受けられますという、インターネットで検索すると出てくるわけでありましてけれども、それについての発信は医療機関・検査機関から、うちでできます、うちでできますっていうのがだだだっとなって出てくるわけですよ。そういうことですからごく安心かなという例があります。

その点についてお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 検査についてというところで御質問をいただいております。

現在流行しておりますオミクロン株BA.5系統は、感染力が強いものの、重症化しにくい特徴がより顕著となっております。発熱などの症状がある場合、65歳以上の方や基礎疾患のある方等はおかかりつけ等の医療機関へ相談をしていただき、逆に重症化率が低く軽症の方は、医療機関の混雑緩和のためにできるだけ検査キットによる自己検査を行っていただくことをお願いをしております。

まず、基本的に検査キットは現在薬局等で購入できる状況であります。もし、自己検査で陽性になった場合には、小学生から64歳の軽症の方は医療機関を受診せずに自宅療養していただき、県の軽症者登録センターにオンライン登録していただきますと、県の健康観察センターのほうで相談対応や物資の支援を受けることができっております。なお、自宅療養している方の体調に変化が生じた際は、受診を妨げるものではありませんので、その旨は申し加えておきます。

無料の検査の部分であります。現在12月31日までの期限を切っておりまして、感染拡大傾向時の一般検査事業といたしまして、薬局を中心に村でも無料検査を実施してい



るところであります。今該当している薬局は、ほたる薬局さん、春日街道のほたる薬局さんと、国道沿いの毛利薬局であります。対象となりますのは、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染の不安を感じる住民のうち無症状の方になりますので、こちらも御利用いただければと思います。

村で検査キットをとという御要望ありました。現在のところは、この県の仕組みで12月31日までは村の2か所で検査を受けられますので、その後についてどうするかについては、県の動向も見ながら検討してまいりたいと思います。

また、最後にお願ひがあります。これから年末年始を迎えるに当たって、発熱等の体調不良等に備えまして、あらかじめ薬局や薬店で新型コロナウイルスの検査キットや解熱剤、こういったものを購入していただいて、自己検査やセルフケアにも御協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 12月31日までは県の無料配布があるということで、来年度については検討をとということでもあります。やはりどちらかという、やっぱりPCR検査のほうが一番確定して確実ということがあります。

今もいうように、県のほうでは濃厚接触者という規定がなく、その間は何の対応もしてくれない中でありますので、やはり特に小中学校・保育園、それから高齢者施設、医療機関についてはもちろん中で対応はしていると思いますけれども、やはりそこでの集団感染が多いということの中で、ある程度のはやはり村でしっかりと検査できる体制を取りつつ、やはり本当に安全でこれ以上の感染が広がらないという確実な方法は今ないわけでありまして、どこで抑えるかというポイントになるところはしっかりとしていく必要があるのかなというふうに思います。

それではすみません、先ほど言いましたように4のほうを先にやらさせていただきます。

冬期間の感染防止対策についてです。換気が重要だと言われてはいますが、ちょっとこの点について通告と少し変わるところがあるわけですが、一つとして公共施設にCO<sub>2</sub>測定器が置かれております。その役割は、どんなふうな役割を果たしているのかちょっとお聞きしたいと思います。換気ができない場所での対策をどう考えているのかお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 今二つ御質問をいただきまして、ちょっと2項目めが最後聞き取れなかったので申し訳ありません、項目を答えた後にちょっともう一度お聞かせ願えればと思います。

まずは、CO<sub>2</sub>測定器の役割であります。現在、庁内各職場や保育園・学校等に24台ほど配置をしております。このCO<sub>2</sub>測定機につきましては、CO<sub>2</sub>が高まると色が変わりまして、黄色・赤とかになってまいります。私も村長室の中でお客様の対応をしているときに、一度その黄色になりまして、音でCO<sub>2</sub>が高まったというお知らせをいただきました。すぐに換気をしてたんですけど、もうさらに換気をするように改めたところあります。以上がCO<sub>2</sub>の測定器であります。

あとすみません、申し訳ありません、2項目め聞き取れなかったのもう一度お願いいたします。

9 番（三澤 澄子） 換気できない場所での対策をどう考えているかということですね。村として。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 換気ができないところの対策であります。まずは、なるべく換気を徹底するというところではありますが、できないところにおきましては議員の通告にもありますが空気清浄機、こちらを置いて対応するというところになっております。村では、保育園の各教室には既に換気が難しいというところで設置済みでありますし、小中学校におきましては保健室、保健室は具合の悪い人たちが休むので寒くなってはまずいというところで、暑くなくてもまずい、両方そうですね、こちらのほうには空気清浄機を置いて対応しているところがあります。

健康福祉課長、ほかに換気ができないところの対応で、空気清浄機以外で思い当たる節はありますか。

今のところ空気清浄機というところで対応させていただいているところがあります。

以上です。

議 長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 適切に空気清浄機を置いているというお話をいただきました。

先ほどの千葉県松戸市の例であります。千葉県松戸市では、役場の公共施設のエアコンに空気清浄機能のあるフィルターの設置をしたという情報がありました。また、コロナワクチンは特にオミクロンは感染力が強いと言われております。コロナ分子はCO<sub>2</sub>の100万倍の重さがあり、下に滞留する性質があるということでもあります。なので、このCO<sub>2</sub>の測定っていうのも標準化したものが出るわけだそうでもありますけれども、それでも測れないっていうか、一応下に滞留するっていう換気の注意はできますけれども、それで可能かという話がありまして、窓を開けての換気っていうのをよくやるわけでもありますけれども、それは空気清浄効果が薄いというのが言われております。

空気清浄機は有効でありますけれども、なぜかという横からの空気移動なので、一部屋に何台も置かなければ効果がないということで、そういうことでいうと、上から空気を回す風の流れて空気清浄ができるということで、エアコンへの設置で上から下へ回すというのが最も有効ではないかというふうに言われております。

国でも給食の黙食緩和など、何の科学的根拠もない対策ではなくて、コロナワクチンの性質を理解し科学的根拠をもった有効な対策を、ぜひいろんな情報があるわけでもありますけれども、検討したらどうかというのが私の提案です。空気清浄も置いて、置かないよりも置いてもらったほうがいいと思いますし、本当に換気が大事だというふうに言われておりますけれども、実際にはどうやったら換気できるのかっていう科学的根拠はいろいろと今言われておりますので、ぜひその点も検討しながら、南箕輪村では繰り返しの集団感染が止まったと言われるような対策ができればなというふうに思っております。

その点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3に移らさせていただきます。

3年目となるコロナ禍の中で、様々な行事・イベントが再開されました。大芝高原まつりは実行委員会で開催するかしないかの議論の後、それぞれの段階での可能な開催を決めて準備を進めましたが、最終的には花火大会も中止となりました。日本全国では、何万人ものお

祭りや花火大会が報道される中ではありましたが、レベル4での全面中止を決めており、行動制限は出されていなかったが中止となったわけです。今後、再開するには相当なエネルギーが必要となります。今から検討することが大事じゃないかというふうに思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

社協まつりです。社協まつりは、障がいのある皆さんの地域との交流、活動発表の大切な場であります。対策を取っての講演会と、村の青年のダンス発表も感動する内容でありました。作品の販売等はできず、他の方法で日常的に販売できる場所の確保等、課題かなというふうに思います。

文化祭についてであります。文化団体連絡協議会に加入している人のみの参加で、講演会・ステージ発表・上映会・作品展示で3年ぶりに開催されたとなっております。昨年と一昨年はホワイエで希望者の展示であったので、私の同好会もできる協力をしようということで参加をしてきましたが、今年は開催ということで喜んでいたら最初から受け付けないということで、村文化祭という名を名乗ったものでありますけれども、一体何なのかなというふうに疑問に思いました。ちなみに、北殿公民館では北殿区の文化祭が立派にできたということに合わせて報告しておきます。

また、たまたま11月5日の日報でありますけれども、箕輪の文化祭も報道されていて、村は4団体72点の展示、箕輪では50団体個人の1,200点、高校生の展示が目を引き、芸能の広場、音楽の広場も観衆の前でパフォーマンスを披露という報道がありまして、違いが歴然かなというふうに思っております。

昨日も文化団体連絡協議会の話が出ましたが、村民の文化活動をどう広げ支えるか、課題だと思ひます。来年度に向けて様々なイベント事業に向けて、コロナ禍はまだ続くというふうに思ひます。どう取り組むかお聞きします。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 今後の来年度に向けての様々なイベントの在り方はという御質問であります。

議員の御質問にありました大芝高原まつり、こちらは実行委員会の組織、社協まつりは社会福祉協議会、文化祭につきましては教育委員会、それぞれの組織で対応を決定しているところであります。行動制限が行われていない中でのイベントの中止・内容の制限等は、賛成の方もいれば反対の方もいる、先ほど箕輪の文化祭は非常に盛大に行われたという話もありましたが、飯島町のようにそこでもし感染が広がった場合は批判が集まるというところで、非常に難しい決定をそれぞれの団体・委員会で下しているというところであります。

村の事業、今後であります、恐らく新型コロナウイルスはこれから2類から5類に変更ということが本格検討されております。そういったことも踏まえまして、県や国の対策の状況にもよりますが、私といたしましては、この新型コロナウイルスが今だんだん弱毒化している中で、急に強毒化をして死者が急激に増加して国が非常事態宣言、そういったことを発出しない限り、適切な対策を講じながら実行委員会などと相談して、基本的には実施する方向で進めていくべきであるというスタンスであります。

また、大芝高原まつりにつきましては、もう3年連続中止となっている中で、早い段階で進めていかななくてはいけないというところ、議員から御提案がありました。私もそのとおりで思っております。来年度の大芝高原まつりはこれまでどおりの開催ができればと思ひま

すし、合わせていろいろな要望が大芝高原まつり寄せられておりますので、これからの大芝高原まつりをどうしていくかという話し合いも二本立てで動かしていければ、そういったところを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 文化祭について、ちょっと教育長さんのほうにお聞きしているわけでありませけれども、その点お願いします。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 文化祭の関係でございます。今、議員お話しされたように、苦慮した中での作品展示と非常に限った形、文化団体に登録されている団体のみということで、これは文化団体とも相談をしてということでもあります。それから、ステージ発表もその場ということではなくて、いわゆる録画を配信というような形を、映像あるいはY o u T u b e配信というそんな形を取らせていただきました。感染拡大についてどういうふうに対応していくかっていうことで、さんざん悩んだ中での在り方でございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、次年度につきましては、今打ち合わせをしながら今年の反省も含めてですが、どこまでどうって現時点では言えないですが、しっかり対策をしながらで御理解をいただきながらやっていく方向をどう描くか、そこかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） それでは、1については以上とさせていただきます。

それで2、学校給食についてお聞きします。

2020年12月議会で学校給食について質問しました。議会だより128号を見ていただければ分かります。学校給食法は、食を通して生命・自然の尊重・環境等を学ぶ教育の一環として学校給食を位置づけています。そのときに課題であった南部小学校は校内給食施設改修で児童数増に対応、給食センターは先日起工式が行われ、来年8月末には新センターで給食開始になります。

そこで、再度学校給食の充実について取り上げました。

1として、子供たちを取り巻く地球規模での自然環境変化により、アレルギー対応の給食もまた多様になっています。アレルギー対応の児童生徒数の変化はありますか。お聞きします。

議 長（山崎 文直） 清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 三澤議員、学校給食についてで、アレルギー対応の児童生徒数についてということでお答えいたします。

令和4年11月末現在でございますけれども、南箕輪小学校が32名、南部小学校が17名、中学校が21名です。除去及び代替食等の食品品目は多岐に及んで、一人のお子さんがいろいろなアレルギーをとという場合もございますので、対応をしっかりとしているところでございます。対応の下に学校給食における食物アレルギー対応マニュアル、これを令和2年4月に策定しまして、マニュアルに基づきながらということで対応をしているところでございます。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

そんなに多くは増えていないかなとは……。前回の質問で言えば、南部小学校で10名、南箕輪小学校37名、南中10名でありますので、若干増加傾向にはあるかなというふうに思います。的確な対応を新しい給食センターもできるわけで、しっかりとやっぱりやっていっていただきたいと思います。

2として、食育推進計画での地産地消は。学校給食での位置づけは大きいと思います。2020年の時点からどのように進んでいるか、また食材費に係る補助金はどのように増えているかというか、実際増えているというふうに思いますけれども、その点についてお聞きします。お願いします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 時間の関係がございますので、少し端的に、端的は基本ですが、ぎゅっしたいと思います。お願いします。

食育推進計画についてですが、令和3年度学校給食における地産地消の利用率の関係をお伝えします。南部小学校が村内産が3.75%、上伊那産が17.04%、県内産が39.17%、県外産が60.83%です。給食センターですが、村内産が3.81%、上伊那産が28.76%、県内産が37.81%、ほか62.19%が県外産となっております。数字は村内産は上伊那産の内数、それから上伊那産は県内産の内数、そういうことになっております。

結論から言いますと、給食に関しての地産地消の導入というのはあまり進んでいない、そういう状況でございます。村の第3次食育推進計画と比べても、大分まだまだというところかなというふうに思っています。地産地消を上げるための取組として、令和2年の11月から、学校給食で使用するお米は風の村米だよりを提供しております。そのほか味工房のみそ、おばちゃんみそというみそでございますがの使用、野菜などは直売所や生産者の方との調整で、村内生産品目が少しでも納品されるよう努力を重ねているところでございます。

補助については、教育次長のほうからお伝えします。お願いします。

議長（山崎 文直） 清水教育次長。

教育次長（清水 勝宏） それでは、学校給食の補助についてでございます。

学校給食食材の補助についてでございますが、現在風の村米だよりと味工房のおばちゃんみそ、合わせて2品目の補助を行っております。令和3年度の実績についてでございますが、風の村米だよりについては、県給食会で定めている単価、この差額分として77万5,251円、それから味工房のおばちゃんみそにつきましては、36万6,894円村で補助してございます。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 有機減農薬の風の村米だよりであります。これは、全量を給食にしているという金芽米ですよ、昨日出ましたように。とても栄養価も高いという金芽米を学校給食に使っているというところは、日本全国を見ても多分ないというふうに思いますので、これは優れた制度だというふうに思いますし、なかなか地産地消の現実的にはそろえて使うということがなかなか難しい状況ではあるわけでありまして、こういうことからしっかりと取り組んでいくことは大事かなと思います。

年間で3,000円の補助とか、今回は食材の高騰分の補助と違って定期的にやっているもの、

また臨時的にやっているものもあるわけでありませけれども、しっかりと食育・地産地消を進めていただくということが大事ななというふうに思います。

すみません、ちょっと順序があれになっちゃったんですけど、次に3として、夏休み等長期休業明けには体重が減っている子供が一定数いるという話を聞いています。また、コロナ禍で全体として生活困窮が進んでいる現状がある中、給食費も含めた就学援助制度の活用で支援が必要だというふうに思います。先ほど直接の援助もあるわけでありませけれども、その点について、前回も困難家庭は就学援助に適切につながっていると答えていただいておりますが、その動向についてお聞きします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 質問のコロナ禍においてということで、就学援助をという状況でございます。

就学援助費というのは、経済的に苦しい御家庭にということで行っているわけでありませけれども、コロナ禍の関係でいいますと、令和2年度に約8%増、件数的にいいますと10名の御家庭ということで、前よりもその件数が増えたという、そのまま現時点では大体推移しているかなというところでございます。

議員お話のように、給食費は全額就学援助費で支給ということでございますので、引き続き御家庭の経済状況等を必要に応じて伝えていただきながら、対応をしっかりしてまいりたいとそう思っています。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9番（三澤 澄子） 就学援助の制度は入学時に一応全員に説明するということはお聞きしておりますので、こういう今の状況の中でしっかりとまた周知しながら、適切に対応していただければというふうに思います。

4として、憲法26条では、教育を受ける権利・教育の義務・義務教育の無償を決めております。全ての国民が法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する、2、全て国民は法律の定めるところによりその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う、義務教育はこれを無償とする。少子化が進む中で、子育て支援が様々議論されています。参議院選挙・知事選挙では学校給食の無償化が大きな争点になりました。

現在、全国では小中学校とも無償256自治体、小学校のみ6自治体、中学校のみ11自治体となっています。長野県でも完全無償化が今19自治体になりました。小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・長和町・青木村・上松町・王滝村・大桑村・売木村・天龍村・大鹿村・生坂村・山形村・立科町です。来年から実施をする市もあります。

全国では、20万・30万・40万というような大きな規模の市でもやっているところはあります。一部補助ではかなりの数になってきました。半額とか第三子は無料とか、いろんな方法で取り組んでいるところも今出ております。全県としても、今県へ向けての無償化の署名も私たち取っているところでありませけれども、本村では臨時交付金で1、2月分は無償となっています。箕輪町では、当初3か月を今年度分まで延長して無償になっております。子育て支援施策として前回も聞きましたが、今回もお聞きします。

本村でも無償化を進める考えはあるかどうかをお聞きします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。給食の無償化についてでございます。

憲法第26条ということが非常に関わると思うんですが、義務教育の無償という言葉が大事な言葉で並んでいるんですけども、判決事例によりますと、授業料の無料を指す、議員よく御存じだと思うんですけど授業料を徴収しない、これは教育基本法、それから学校教育法とも重なるところでございます。それから、学校給食法では、給食費については保護者がそれを負担するとそういうふうに現時点ではなっておるところでございます。

その中で、今議員お話の各自治体等が給食費を補助といいましようか、無償という言葉がいいかどうか、そここのところを重ねているところでございますけれども、人口減少対策としての側面も大きいかなという、そんなことも思っているところでございます。就学援助の関係、それから先ほど毎年3,000円という一人に補助というお話もありましたけども、そこを大事にしながらも、村の状況それから社会情勢を踏まえながら、今後検討してまいりたいなとは思っております。

以上でございます。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 一番有効な支援帯だと思います。現在の社会情勢の中では。しっかり検討していただきたいと思います。

それでは、3について質問させていただきます。

村障がい者福祉計画に基づく施策推進についてであります。障害者自立支援法は障害者福祉計画を策定し、必要な福祉サービスや相談支援を計画的に提供することが定められているところです。第6期計画の中で計画されている1として、就労支援についてお聞きします。

就労継続支援A型について、庁内就労や一般企業での就労実情と支援はどうなっていますか。また、就労支援も支援B型の事業所数・利用人数はどうなっていますか。コロナ禍で仕事の減少が続く中であります。減収に加え、電力・燃油の高騰が運営を圧迫しています。福祉施設・障害者施設への引き続く支援継続は可能かどうか、お聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 就労支援について御質問いただいております。

村では就労支援について、障がい者総合支援センターきらりあやまいさぼ上伊那と連携しながら実施をしておるところであります。現在の実情・状況であります。就労継続支援A型の利用人数は3名、また村の障がい者雇用人数は庁内で3名、保育園関係で2名であります。

一般企業への就労支援については、就労に必要な知識や能力を向上させるための就労移行支援サービスを利用しながら、就労へ向けて訓練をされておられます。実際に一般就労へつながったケースもあり、個々の就労希望に応じて必要な福祉サービスの支給決定や関係機関の御案内もしているところです。就職後も就業支援員が本人支援に加え企業への支援も行いまして、就労をトータルでサポートしているような状況であります。

次に、就労継続支援B型の事業所の利用人数についてであります。B型の事業所は村内に4事業所あります。また、村外への通所も含めると、22事業所で利用人数は合計で123名であります。

最後に福祉施設への支援継続であります。まず、県のほうでは10月1日を基準といたしまして、社会福祉施設等価格高騰対策支援金を支給しております。1施設1事業所当たり場合

分けされておりますが、施設区分に応じまして2万円から18万円が支給される仕組みであります。受付は来年2月までとなっております。

電気代・燃油の高騰に加え、減収というところも御指摘のとおりであります。村からの支援につきましては、今後県の支援金もありますので現在のところ具体的に動いておりませんが、状況を見て考えてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 状況を見てしっかりとまた取り組んでいただきたいと思っております。

2として共同生活援助事業、グループホームでありますについてお聞きします。計画では、21人の利用というふうになっているわけでありましてけれども、村内のグループホームの状況と利用者数はどのようになっているかお聞きします。

また、村内の建設計画はあるかどうかをお聞きします。民間での設置・運営に村支援が可能かどうかを合わせてお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） グループホームの状況は、村内建設計画は、民間での設置に村支援はというところでありまして。

現在グループホームを利用されている方は、計画値どおりの21名となっております。現在、村内にはグループホームが2か所あります。また、村外のグループホームも空きがあれば利用できる状況です。状況といたしましては、上伊那管内のグループホーム、時々空きが出ることがあるんですが、利用希望の方の状態や施設の場所などマッチしないことも多く、トータルで見て十分に足りているかと言われますと、足りていない状況と捉えております。

そういった中、村では2018年に障がい者グループホーム等施設整備事業補助金交付要綱を制定いたしました。施設整備に要する工事費、または工事請負費、工事事務費等を補助対象経費としておりまして、村内でグループホームを新設していただいた場合には最大200万円、増改築の場合は100万円を補助するというものであります。

また、村だけでなく県でも社会福祉施設等事業補助金がありまして、こちらは市町村や社会福祉法人、NPO法人等が施設する場合に、本体工事やスプリンクラー等の設備、そういった工事に対して補助を行っております。こちらは補助率が4分の3と非常に使いやすい制度となっております。そういったところを踏まえまして、村の村内の建設計画、村の状況であります。2019年に、ある民間事業者から村内の物件を改修してグループホームを造りたいという相談がありましたが、実際その物件と業者の要望が合わずに別の物件を探したいということで、それ以降進展はないというのが現状であります。

2020年度にグループホームを運営する法人にアンケート調査を行ったところ、グループホームを申請する場合に重視する項目といたしまして、工事費や空所分のサービス報酬費、そういったところが上がっております。このほか地域の理解を得ることや、入居者や世話人の確保が難しいといった声もいただいております。これらを参考に、今後補助内容についてまたどうしていくか、土地の確保等についても村で検討していく必要があるのかないかとか、そういったところを進めてまいりたいと思っております。

今後、次期障がい者福祉計画策定に向けたアンケートを実施しますので、対象者の方にグループホーム利用の意向をお聞きしてデータとしても整えてまいりたいと思っておりますし、私も



障がいのあるお子さんの保護者の多くの方からグループホームの設置について要望をいただいているところで、村としても非常に前向きなところであります。ですので、もしグループホームの建設・運営等に関心のある事業者さんを御存じでありましたら、ぜひ村のほうにつないでいただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 三澤議員。

9 番（三澤 澄子） 私もちよつと法人に関わっておりまして、本当に高い要望であります。今しっかりと取り組むというお話をいただきましたので、早速報告しながらしっかりと応えていければなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山崎 文直） これで、9番、三澤澄子議員の質問を終わります。

ただいまから、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 10時10分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番、都志今朝一議員。

6 番（都志今朝一） 議席番号6番、都志今朝一です。私は、先に通告いたしました5項目について、村長・教育長並びに農業委員会委員長にお伺いいたします。的確なる答弁をお願いいたします。

新型コロナウイルスが県内で感染第7波のピークだった8月19日の3,649人を3か月ぶりに最新し、過去最大の4,328人に上った。感染者の増加で医療への負担が増しているとし、医療非常事態宣言が出されたばかり。第8波に入った感染再拡大に歯止めがかかっていない。1日も早く収束することを願うところであります。

それでは、質問に入ります。また、質問の一部は信濃毎日より引用しております。

質問の1項目めの令和5年度予算編成についての1件目、令和5年度の予算規模についてをお伺いいたします。

令和5年度に向けての予算編成の時期となりました。内閣府が11月15日に発表した2022年7月から9月期国内総生産GDP季節調整値速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.3%減、このペースが1年続くと仮定した年率換算は1.2%減であった。事前の市場予測に反し、2021年7月より9月期以来、四半期1年ぶりのマイナス成長となった。物価高の影響などで個人消費が停滞したほか、輸入の伸びが輸出の伸びを大きく上回り、GDP全体を押し下げた。資源高に伴う海外への所得流出は、年換算で約19兆7,000億円と過去最大に膨らんだ。

新型コロナウイルス感染再拡大や世界的なインフレやそれに伴う海外経済の落ち込みが今後の懸念材料で、厳しい経済情勢が続く見通しである。一時、1ドル150円台まで進んだ歴史的な円安が輸入に頼る食品やエネルギー関連の物価高に拍車をかけ、家計に重しとなっている。今年の夏は新型コロナウイルスの行動制限がなかったにもかかわらず、個人消費が前期比0.3%と伸び悩んでいる。

11月に入って円安進行は一旦落ち着きつつあるが、新型コロナの流行第8波が今後の個人消費の下押し要因となるおそれがある。政府の物価高対策や全国旅行支援が呼び水となり、個人消費が賃上げを伴って力強く動き出すかが景気の行方を左右しそうである。村の

大型事業で、今年着工した学校給食センター建設、学童・生徒の通学などの安全対策と村民が安全・安心に暮らせる村づくりに向けて、公約の激動する社会の中で、誰もがいつまでも幸せに暮らせる村にを目指す予算編成になると思うところであります。

藤城村政2回目の予算編成であります。令和4年度当初予算66億に比べ、どのようなかをお伺いし、1件目の予算規模の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号6番、都志議員の質問にお答えをいたします。

令和5年度予算編成についての大項目の中で、まずは令和5年度の予算規模はという御質問であります。

過日、令和5年度の予算編成方針につきまして説明会を開催し、現在各課で予算の見積りを行っていただいているところであります。予算査定は実際年明け1月からとなりますので、現段階での数字というところで御理解いただければと思っております。

初めに歳入からであります。一般財源ベースにおける令和4年度の決算見込みにつきましては、村税が22億6,000万円程度と2021年度決算よりも増えております。また、普通交付税は19億円程度と、こちらについては令和3年度決算と比較して微減しておりますことから、令和5年度の予算規模は、令和3年度と同程度の歳入であります60億円程度と見込んでおるところであります。

これら決算の見通しから、令和5年度当初予算の歳入は、一般財源ベースにおいては令和4年度と同程度と見込んでいます。少しちょっとややこしいです。失礼しました。

また特定財源については、国・県補助金の動向によるところであります。学校給食センターの建設工事について学校施設整備基金を充てる予定であります。また、村3か年事業に計画している普通建設事業などの財源といたしまして、令和2年度以降に積み上げました財政調整基金、こちらを充てる予定でありまして、仮に国県補助金等と同程度であるとすれば、基金の繰入れ分が令和4年度当初予算より増額となる見込みであります。

一方、歳出については原油価格・物価高騰の影響を受けた電気代をはじめとした物件費、給与改定による人件費、また新型コロナウイルス感染症により伸びが抑えられていた扶助費など、経常経費を中心に大幅な増となる見込みでありまして、今後の令和5年度の予算編成の中で縮減を図っていくこととなりますが、当初予算の歳出予算規模につきましては、令和4年度の当初予算の66億円を超えるものになると見込んでおります。

こうした歳入歳出の状況を総合的に勘案いたしますと、令和5年度の予算規模につきましては歳入のほうで大幅な伸びが見込めないことから、歳出での縮減を図りながら総額で66億円から70億円、その範囲内の予算規模で編成をしたいと現在のところ考えているところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6番（都志今朝一） 村の人口が増加が続いています。地区計画などの要望箇所も多くあり、まだ多額の予算を必要とする事業も多くあると思います。村民の皆さんの生活に対してぬくもりが感じられ、優しい予算編成となることをお願いし、2件目の予算編成に対しての重点項目についてを質問といたします。

村では、現在南箕輪村第5次総合計画後期基本計画、令和3年度から令和7年度までの後

期基本計画を推進中であります。後期基本計画には7項目の基本目標が掲げられており、基本目標1では健やかに生きいき暮らせる村、2では次代の担い手を育み、一人ひとりが輝く村、3には安全・安心に暮らせる村、4番目には産業と観光の振興で活気を生む村、5には住みやすい環境づくりを進める村、6番目の目標は自然と共生する魅力あふれる村、7番目の基本目標は、協働と満足度の高い行政運営を進める村が掲げられております。

村民の皆さんが安全安心に生活するには、どの項目も大切な目標です。平成28年に安全・安心を健やかに、手と手を取り合いきよらかな自然環境のむらづくり、すてきなむらづくりを基本理念と定め、いつまでもあふれる緑、笑い声を目指し、村民と行政が共に目指す将来像とした。第5次総合計画の後期基本計画の進行中であります。

令和5年度の予算編成に当たり、重点項目は何であるかをお伺いし、2件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 予算編成の重点項目は何かという御質問であります。

重点項目であります。まずは令和4年度の継続費で進める学校給食センターの整備、そして令和4年度から3か年の計画で行われております公共施設のLED化の工事、また公共施設等総合管理計画に沿いまして、学校等をはじめといたしました公共施設の長寿命化、計画更新に向けた改修事業、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策、コロナ禍からの地域経済の回復などに引き続き優先的に取り組む予定であります。

また、働き方改革や子育て・教育における人への投資、ゼロカーボン、自治体DX・SDGsなど、地方公共団体においても積極的な取組が求められている分野、こうした取組のほか、これまで南箕輪村としては大変力を入れてきた子育て支援、これは継続いたしますが、子育ての次は教育であると考えておりますので、教育の分野にこれからはさらに力を入れてまいりたいと思います。

また、人口という意味では生産年齢人口、これを今後も維持していくということを念頭に置いた施策に取り組んでまいりたいと思います。

また、地元にお金が回る例えば地区計画事業、今いろいろな物が高騰化しておりまして、こちらの部分も予算をしっかりと引き上げて、これまでのいただいた要望を、しっかりとこれまでのペースで対応していけるように取り組んでまいりたいというところであります。

また、村3か年実施計画の基礎となる財政フレームにおきましては、近い将来投資的な経費が確保できなくなることが懸念をされているような状況であります。そういったことから、令和5年度から歳入歳出両面からの見直しも行いまして、財政基盤の強化、これも合わせて必要であると考えております。

また、先日令和5年度の予算編成方針、説明会の場で私が申し上げましたのは、非常に行政がやる仕事が増えていると。増えてはいいが、なかなか減っていく、削減することは進んでおりません。そういったところが削減をしていかないと新たな事業も生まれてまいりませんので、私のほうからお願いといたしまして、各係で来年の事業計画をしっかりと立てていただいた上で予算をつけて、その中で過去を振り返ってこういった事業はもういらぬよねとか、縮小したほうがいいよねとか、そういったことをしっかり係の中で話し合っていて、それを具体にして課長に提言してほしいと、そういったとこ

ろをお願いしたところであります。課長の皆様には、部下の提言をしっかりと聞くようお願いするとともに、リーダーシップの発揮を求めたところであります。

また、議会や監査委員からの御指摘事項、行政評価、そういったものを踏まえまして、必要性・有効性・公平性を十分に精査いたしまして、村民に対して確かな説明ができるものを計上するよう指示したところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 第5次総合計画後期基本計画実現に向けての予算編成をお願いし、これからも続くと思われるハード・ソフト事業をより一層経費節減に努力し、今後も健全財政の維持を期待し、3件目の村税の税収見込みについてをお伺いいたします。

総務省が11月18日に発表した10月の全国消費者物価指数は、前年同月比3.6%上昇の103.4であった。昭和57年2月以来、40年8か月ぶりの伸び率となった。ロシアのウクライナ侵攻を背景にした物資高に加え、円安進行が輸入物価の上昇に拍車をかけ、食料品や電気代、ガス代を中心とした値上げの秋の影響が直撃した。物価変動を反映した実質賃金は、前年同月と比べて6か月連続でマイナスに沈んでいる。物価上昇に賃金が対応できておらず、家計防衛の意識が高まれば腰折れにつながる。

このように消費落ち込みに加え、コロナ感染症の第8波の影響、欧米利上げなどによる景気先行き警戒感が強い。このような状況下の中、令和5年度の村税の税収見込みはどのぐらいを見込むかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 令和5年度の村税の見込みはどのぐらいかという御質問であります。

現在の社会情勢を鑑みますと、今後の村税収入は、横ばいもしくは減少もあり得ると見込んでいるところであります。見込予測の数字であります。令和5年度の村民税につきましては、令和4年度決算見込額9億8,000万円、こちらから1%増の9億9,000万円、固定資産税については令和4年度決算見込額10億6,000万円から0.5%増の10億7,000万円、その他諸税も合わせまして、現時点での令和5年度の全体の村税見込額につきましては、令和4年度決算見込額22億7,000万円から0.6%増の22億8,000万円を令和5年度の村税収入として見込んでいるところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6 番（都志今朝一） これからも厳しい財政状況が続くものと思われまます。限られた財源での予算編成であり、国・県の補助金、交付税措置のある地方債などの活用を期待し、費用対効果の出る村民のための予算編成をお願いし、2項目めの農業支援、高騰する化学肥料などに対して個人農家への援助についての考えをお伺いいたします。

今定例会の陳情15号の肥料高騰対策実施に関する陳情も提出されているとおりに、ロシアのウクライナ侵攻により肥料の原材料の流通が困難になり、化学肥料の高騰化が進んでいます。上伊那農協の令和5年春肥料予約注文書の金額を昨年の品物と対比すると、多くの肥料が値上がりしており、概算予約価格でも20キロ当たりの金額比較で単肥、水稻・その他穀類肥料32種類中値下がり1点、あとは大豆一発肥料の値上がりが最も大きく20キロ当たり

2,000円の値上げで、水稻で一般に使用する上伊那米オンリーワンS iについては20キロ当たり1,595円の値上がりをしていて、陳情書にもあるように、このままでは離農農家も多くなる可能性もあり、水田休耕農地が多くなることも考えられます。

また、ロシアとウクライナとの紛争も収束しそうにありません。肥料価格が下がる兆しがなく、個人農家の経営を圧迫しています。高騰する肥料に対しての村で何らかの援助の考えがあるかをお伺いいたします。

上伊那農業組合も値上がり資材・肥料・飼料などへの支援があるようです。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 農業支援という中で、高騰する肥料などに対する個人農家への援助の考えはという御質問であります。

現在、議員御説明のとおり、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇、ロシアによるウクライナ侵攻、そういった影響によりまして化学肥料原料の国際的価格が大幅に上昇しておりまして、肥料価格が急騰しているような状況であります。これは、国・日本国全体の問題であるというところでありまして、国・県ではこのような状況を踏まえまして、肥料価格高騰対策事業を実施しております。

事業の具体的な内容であります。肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様への肥料に掛かるお金を支援することとしておりまして、支援の対象となるのは、令和4年6月から令和5年の5月までに購入した肥料となっております。

具体的な支援の内容であります。化学肥料の低減の取り組みこういったことが前提となりますが、前年度から増加した分の肥料費についてその7割を国が支援しまして、残りの1から3割を県がさらに支援するという内容となっております。

また、それとは別にJA上伊那のほうにおきましては、こちら組合員を対象に肥料・飼料等の対象商品購入金額に対し、5%の支援を実施するとお聞きをしておるところであります。まずはこれらの事業について利用をしない方が出ないよう、村としても積極的な広報をしてまいりたいと考えております。

また、村独自の支援といたしまして、現在村が推進している風の村米だよりの生産の推進、これを行うことが今回の支援要件であります。化学肥料の削減に直結しますので、こちらの部分も合わせて取り組みたいと考えておりますし、この風の村米だよりで使用している昨日もお答えいたしました。鶏ふん、こちらのほうが値上がりするようであれば、そちらの部分は村のほうで積極的に支援してまいらねばならないと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6番（都志今朝一） 水稻農家は米価が低迷しており、耕作意欲が湧いてこないのが現状です。耕作意欲の湧く村の施策をお願いして、3項目めのコミュニティ対策の新規移住者の区・組への加入への対策はどうであるかをお伺いいたします。

今年には議会で各区に出かけて、村民の皆さんから多くの声を聞く会を行っています。私も、この質問書作成時時点で2区に参加しました。区・組の新加入には、区役員が大変苦勞をして加入に当たっているとのお話でした。村では南箕輪村のコミュニティ・区のパンフレット

を作成し、移住者に窓口での配付を行っているようです。南箕輪村第5次総合計画後期基本計画計画中に、施策7の2地域コミュニティ、現状と課題の中には現在の状況が捉えられ、生活様式の変化により組織に未加入世帯が増え、ごみ問題など地域環境への取組やコミュニティ活動にも不公平感が出ている。地域コミュニティの育成には三項目が掲げられ、1には協働による村づくり、2には地域の活性化支援、3には地域間交流の推進がうたわれています。内容のどれを見ても必要不可欠の事柄であり、基本目標7、協働と満足度の高い行政運営を進める村の方向性も出されております。

村として、新規移住者への区・組への加入に対しての対策はどのようなものであるかをお聞きし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） コミュニティ対策という中で、新規移住者の区・組への加入の対策はというところであります。

短期的な部分と中長期的な部分を分けてお答えをいたします。

まず、短期的な部分であります。現在村が取組を進めております区への加入促進対策といたしまして、職員による地区相談員のほか区・組への加入を促進し、自治機能の向上・住民自治の地域づくりを推進するため、今年度から総務課に新たに1名の集落支援員を配置いたしました。支援員の業務の内容といたしましては、区・組への加入促進のための調査、専用パンフレット等の作成、地区公民館へ出向いてのおでかけ村長室の開催、役場窓口での区・組への加入促進、区長会との連携、区の業務支援などを行っていただいております。

現在、この集落支援員が新たに転入された方などの住民異動の手続の際に、昨年度作成しましたパンフレットを使用しながら説明をしておるところであります。さらに、現在このパンフレットに加えまして、各区ごとの特徴を紹介する地区紹介のパンフレットを、各区の役員と相談しながら作成を進めております。今年度は塩ノ井・南原・大泉、この3地区で作成が完了する見込みでありまして、残りの9地区につきましては、来年度中に完成目標を設定して取り組んでいるところであります。

内容につきましては、区の地図のほか夏祭りやスポーツ大会などの行事関係、区の情報として区費の使い方や区内の名所、区に住んでいる方々の生の声も掲載していただきたいと考えておりますし、区の公民館、やはり都会から移住してくると公民館というのは公の施設という認識がありますが、こちらは各区の持ち物として運用されています。そういったところの公民館の在り方等も説明する必要があるのではないかと考えております。また、説明に当たりましては文字だけの堅苦しいものでなく、写真やイラストなどを使って読み物として興味を持てる内容にしておるところであります。

昨年度の総務省統計の住民基本台帳人口移動報告によりますと、村に転入した方は全体で747人でありました。これ年代別に見ますと、20歳代の方が一番多くて289人、38.7%です。続いて多いのが30歳代、142人19%、その次が10歳未満、61人となっております。これら20代・30代、そして10歳未満の世代を合計いたしますと492人となりまして、全体の65.8%を占めておるような状況であります。そういったところ、新規移住者へというところの議員の御提案でありますので、こういった子育て世代の方が見やすいパンフレット、そういったところをターゲットにして作成を進めているところであります。

また、中長期的な取組といたしましては、昨日山崎議員への質問にもお答えをいたしまし

たが、やはり現在若い世代では共働きや就業時間の多様化、役が回ってきても務められない、そういった現状があります。過去3世代同居、そういった少し世帯の中にゆとりがある方がいらっしやっただけそういった仕組みのまま、現在の区・組の仕組み、行政との関わりは何も変わらず続いてきてしまっておりまして、そういったところを、現在の核家族化の進行と高齢者のみの世帯が増えた現代の時代に合った区・組・行政との関わり、そういったところを検討する検討会を来年度立ち上げまして、約2年間ほどの時間を使って抜本的な自治組織の改編なども取り組んでいくことで、それが新規移住者の区・組への加入にも中長期的にはつながっていくと考えておるところであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6番（都志今朝一） 若者の移住者が多く核家族化も進み、昔ながらの近所付き合いに変化が出てきているものと思われまいます。一世帯でも多くの世帯が地域コミュニティに参加する対策をお願いし、4項目めの営農太陽光発電施設の検証で、大芝営農型太陽光発電施設の下で栽培している農産物の検証はどうであるかをお伺いいたします。

太陽光発電を農業生産と発電にシェアするソーラーシェアリングは、環境にも作物にも優しい再生可能エネルギーの増加を抑制させ、地球温暖化の一端を担っています。大芝の太陽光発電施設は農業振興地域の中にあり、当時の農業委員会では、申請を受けてからも時間をかけての回答だったと思います。また、議会でも委員会で先進地などに視察などにも行った。農林水産省の営農型太陽光発電システムには、パネル下で栽培している作物の状況を3年に一度農業委員会が確認することが義務づけられていると思います。

大芝の太陽光発電施設は、2016年より発電が始まっていると思います。当時にパネル下に定着した農作物も6年をたっていると思います。6年たった作物の状況はどのような状況であるかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 高木農業委員長。

農業委員長（高木 繁雄） 議席番号6番、都志議員の質問にお答えをいたします。

大芝の営農型太陽光発電、現状はどうかという質問かと思ひます。今、都志議員のほうで経過等一通り御説明をいただきましたので、私のほうからはそれは省かせていただきます。

この大芝の営農型太陽光発電施設でございますが、3年間の一時転用期間と、一時転用となっておりますので、3年ごとに許可・申請が必要で、それが今まで3回の許可を得て更新され、今日に至っているところでございます。当初より薬用ニンジンが栽培されておりまして、これは毎年農産物の状況を報告することとなっております。ですから、毎年これをしなきゃならないということでございます。したがって、農業委員会では農業者に作業日誌それから会計簿、それから知見を有する者の所見ということを提出いただいて、それらを基に現地捜査や評価を行っております。

栽培されている作物の状況はということでございますけれども、薬用ニンジンは栽培量が非常に少ないということから、知見を有する者ということ、大芝の皆さんは岡谷にあります農業生産法人株式会社光変換光合成促進農法という会社、これはインターネットでひげば出てきますが、そこの指導によりまして試行錯誤されながら懸命に取り組んでいるという状況であります。

私どもも、特にどこかの圃場、違う生産者の圃場と比較したということではございませんが、大芝の朝鮮ニンジン、年々本当非常によくできてきていると感じております。そんな中で、このニンジンに含まれる薬用成分、ちょっと難しい名前であれなんですが、これは根よりも茎・葉っぱ、それから種のほうが非常に多くて、薬用成分。で、根は残して茎や葉や実を収穫することで、要はアスパラガスのような感じですね、これで毎年収穫が可能になるということで、一度朝鮮ニンジンは一応6年とか7年が一作ということになってはいますが、そこで掘っちゃうんじゃないかと、毎年毎年上へ出てくるやつを収穫してそれを出荷するというので、これ6年目になります昨年、この方法で7月から10月頃にかけて収穫・出荷がされております。

今年令和4年度、昨年に増してたくさんの収穫があったという報告を受けております。そういうわけで、農業委員会では引き続き支援をしていく所存であります。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6番（都志今朝一） 私ちょっと勘違いをしていて、毎年検査を行っているそうなので、またよろしくをお願いします。

以前、委員会で大芝の太陽光施設を視察した折、パネル下で作られている作物が順調に育って、南箕輪の特産物になるとよいというような話をしたことを思い出します。成長すれば高価なものです。より一層の栽培をお願いし、5項目めの学校教育についての1件目、村3校の不登校の様子はどうであるかをお伺いいたします。

報道によると、小中の不登校大幅増、新型コロナ禍、生活変化の影響か、県教育委員会は11月27日2021年度中に30日以上欠席した不登校の児童生徒について、小学校が20年度比16.9%増の1,596人、中学生が同27.7%の3,111人で、それぞれ過去最多を最新した。いじめの認知度件数や暴力行為の件数も前年度から大幅に増えた。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学級閉鎖などで、生活リズムが乱れたことも影響したと県教育委員会は見ている。学校行事の縮小や給食時の黙食があり、交友関係を築くことが難しく登校する意欲が湧きにくい状況が生まれたという。

不登校の理由としては、本人の無気力、不安や家庭環境、学校での人間関係や教職員との関係をめぐる問題などが挙げられている。不登校支援に取り組む関係者からは、子供一人一人に向き合うことや多様な学び場を設けることを求める声が上がっている。以上のことから、南箕輪の3校の様子はどのような様子かをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 6番、都志議員、学校教育の中で村の3校の不登校の子供たちの様子でございます。

心身の不調等により、年間の欠席日数が議員お話の30日以上の子供生徒が不登校の対象となってきます。本村の過去2年間の状況をお伝えします。まず令和2年度ですが、南箕輪小学校は全校825名に対して4名、それから南部小学校は全校247名に対して2名、中学校ですが530名に対して34名、中学校は学年約10名前後ぐらいということで、30を超えています。

次に令和3年度ですが、南箕輪小学校が全校812名に対して9名、南部小学校が266名に対して4名、中学校が533名に対して36名というふうになっております。パーセントで表して



県とあるいは国と比べたりということもできますが、今は人数だけをお伝えさせていただきました。

本村の特徴としてなんですけれども、小学校の状況ですと人数的には少ないですが、中学校に行くと先ほど申し上げた10人前後ぐらいとなっていく、そんなことが見られます。要因としてという、この要因をどう見るかというのは非常に難しさがあるんですが、私コロナ禍だからうんと人数が増えた、そういう見解はもっていないところでもあります。思春期ということで中学校の場合ですと自分に自信が持てなかったり、あるいは周囲との周りとの関係性の中で距離感を感じて悩んだりとか、それによって不登校傾向になる生徒が出てきている状況があるかなというふうに思っています。

それと、支援の在り方について少しお時間をいただいてもいいですか。

オンライン授業あるいは中間教室の利用等々、でき得る施策は全部という言い方がいいか、できるだけしっかりやってくるつもりなんですけれども、村中間の場合には、昨年度4人の生徒さん、子供たちが活用、今年は3人です。主に中学生が村中間、こども館の中にありますが活用しています。

中学校においてなんですけど、今年から不適應という言葉をお子たちに使っていいかどうか非常に悩ましいところなんですけれども、不適應ではなくて、なかなか自分らしさを発揮できない状況があるお子さんということで、学校の中だけでは完結ではないと思っているので、学校から一歩外に出ようよということで、例えば社会福祉協議会でフードバンクの箱詰めのお手伝いをいただいたりとか、図書館で本の整理あるいはシール張り等々のような作業に参加していること、そういうことで動いてきています。

子供たちは自分の行動に少しずつ自信を持つというような感想もあったりということで、なかなか自分というものをどう見ていくかということでの育ちをどうサポートできるかっていうことが大事ななと思っております。子供たち、学びの場を広げていく、それから学びをつなぐ方向っていうのを大事にしていきたいなと思ってますので、はい。

それから小中の接続の関係も丁寧な接続を描いていきたいなと、これを今まで取り組んではいるんですが、もっともっと具体的についでいう、そんなことを描いているところでございます。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 毎朝、児童生徒の様子を見ながらボランティア活動の交通指導を行っています。以前は不登校であった生徒児童が、お母さんの送る車で通学していきます。お母さんの様子にも変化が出てきています。不登校の児童生徒が一人でも少なくなる対策をお願いします、2件目のタブレット端末の活用頻度はどのようなかをお伺いいたします。

文部科学省が4月に実施し7月に発表した2022年度全国学力学習調査学力テストの結果から、長野県内の小学校では、授業でのタブレット端末利活用が全国に比べて進んでいないことが分かった。県教育委員会によると、活用に必要な通信環境が整っていないなどの理由が考えられる。端末は勉強の役に立つと思うとする児童は9割を超えており、有効活用が課題になりそう。

小学校での活用状況が全国平均と比べて進んでいないのは何が原因なのか、県教委学びの改革支援課は、周囲の自然環境などを生かした学習が充実していることが背景にあるとした。

学校の周囲に素材があり、リアルな体験ができる。こうした学習環境が逆に端末活用につながらない要因にもなっている。

南箕輪村は自然環境に恵まれており、屋外での学習も体験できると思います。通信環境も整っている村のタブレット端末の活用頻度はどのようなかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。タブレット端末の活用頻度についてでございます。

御存じのように、GIGAスクール構想によって、令和3年3月に児童一人一人の端末ということで動いてきております。端末の活用は2年目なんですけど、デジタル教科書の導入それからドリル教材アプリ、教育クラウドの利用、電子黒板等を利用して授業中の活用、平日や長期休業・臨時休業、家に持ち帰っての活用がなされてきております。

学級においては、クラウドを使った仲間とともに共同編集、それから情報共有、調べ学習、学習のまとめ、発表での使用、あるいはドリル学習等で活用しておるんですけども、議員お話のもう少しっていうそういうところでございますが、県の考察と重なるんですけども、環境は整っていると思っておりますが、授業の中で先生方、先生方云々ってここで申していいかどうか、もっと活用してほしい、今までの授業実践の経験値のところにICTをどう重ねるか、そこのところがひとつ課題かなというふうに思っております。

言い換えれば、既存の知識と新しい知識の融合、ここを大事にしていきたい。先生方もうんと摸索中であると思います。また、ICT支援員さんのお力をいただきながら授業づくりもということで、ハード面だけではなくてソフト面の相談もしながらということで、今後職員研修のほうをしっかりとやっていく、そんなことを思っています。

ただ、大事なのはタブレットを使えばいいとか、ICTを使えばいいじゃなくて、やはりツールですのでそれを使いながら授業をどういうふうに、子供にしっかり生きる力をつけるか、そこが勝負といたしますか、大事なところというふうに肝に銘じながら学校と一緒に歩みたいと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6番（都志今朝一） 時間がないので、タブレット端末の活用がよりよい学習教材になることをお願いし、最後の質問に入ります。

全国学力テスト、村での事前対策はどのようなであったかをお伺いいたします。

県教育教職員組合の調査で明らかになっております。南箕輪の様子はどのようなであったかをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。全国学力状況調査、学調と言いますけれども、報道等にもあったわけですけども、一部の小中学校で事前対策ということが新聞には記載されていまして。村内の小中学校3校に確認あるいは問い合わせをしましたが、特に事前に焦点化や事前対策を特別に行ったということはありませんでした。県教委のほうでは、学調の問題というのはふだんあまり解いたことのない形式の問題が出されているということで、問題を解くのに戸惑う生徒もいるというような見解を示していて、学調を受ける留意点、活

用する留意点として4つの点が示されています。

一つは、結果を授業改善、個別指導に生かすということ。当然のことでございます。

それから2番目として、調査の正答率を実力以上に、子供たちが持っている力以上に高くすることを目的に調査直前の授業時間に過去問をやったりとか、そういうことを行うということは必要ない、なじまないというふうに思っております。

それから3番目として、子供たちが戸惑うことなく今の実力を発揮できるように、なかなか問題に慣れていないというそんな状況もあるということの中で、時間いっぱいしっかり取り組む、それから授業、今までの授業の流れの中で過去の問題等を提示したり、あるいはドリルの的にやったりという、そういうようなことも大事ではないかということ。

それから調査は全国の同学年の子供たちが受けるので、そういった意味で自分をしっかり見返していくことにもなると、そういう意義を説明することをしております。村としても、今までそういうことを大事にしてきていますけども、この趣旨を大事に受け止めて、しっかりと子供たちの力を伸ばしていく、なので学調先にありきではなくて、どう結果を生かしながらという、そこを大事にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（山崎 文直） 都志議員。

6 番（都志今朝一） 時間が過ぎましたので、将来南箕輪より、よりよい人材が多く育つ教育をお願いいたします。

藤城村長におかれましては、南箕輪村の大きな大地に6つの公約の種をまきました。まいた種から芽が出始めています。芽が出て花が咲き、大地に根を張り幹を広げ葉が生い茂り大木となる村政運営をお願いし、今定例会の私の質問を終わります。

議長（山崎 文直） 6番、都志今朝一議員の質問を終わります。

ただいまから、11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時09分

議長（山崎 文直） 休憩前に引き続き会議を開きます。高木農業委員会長は退席をしておられます。

一般質問を続けます。

3番、原源次議員。

3 番（原 源次） 3番、原源次です。通告に基づいて、3項目について質問いたします。的確な御答弁をお願いします。また、一等最後の質問で、同僚議員と重複するところが多々あるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、発達障がいの状況について質問します。

新聞によると、県内の公立小中学校で本年度発達障がいと判断された児童生徒は9,786人で、最多を更新したことが、17日県教育委員会の調査で分かったとありました。県教委は発達障がいへの社会的な認知が広まっていることが背景にあるとして、調査を始めた2007年度以降増え続けているとしています。

調査は公立小中学校の全児童15万1,372人を対象に実施、8月末現在で医師の診断や児童相談所などの判定を受けた児童生徒数の数をまとめたものです。前年度より354人増え、全体に占める割合は6.46%で、前年度を0.34ポイント上回ったとあります。症状別では、対人関係やコミュニケーションがうまくいかない、興味や活動が偏るといった自閉症スペクトラ

ム障害、ASDが4,765人と多数を占めました。このほか、集中力が続かないなどの注意欠陥多動性障害ADHDは1,508人、学習障害LDが359人とあります。

そこで、村内の小中学校及び園児の発達障がい判定状況と現状についてはどうかお聞きします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号3番、原源次議員、発達障がいの状況について、その中で小中学生それから園児の発達障がいの判定と現状についてということでお答えいたします。

保育園の状況についてお伝えしていきたいと思うんですが、議員お話のように、新聞のほうでは判断という言葉があったりしましたけれども、議員のお話を確認しますが、発達障がいの診断というのは医療でなされるということ、それから判定という言葉がありますが、これは臨床心理士あるいは児童相談所等の専門機関でなされているというふうに認識しております。

子供の育ちに応じながら健診、1歳6か月健診あるいは3歳児健診が行われ、発達の状態等が気になる子供さんに、お医者さんそれから保健師から保護者に子育てのアドバイスがなされてきております。子供さんのニーズに応じながら、ステップ教室への参加が促されてきております。また、今年度より遊びの会という事業をたけのこ園で立ち上げ、ステップ教室に通うまでの月齢のお子さんの相談にも応じてきています。その後保育園、たけのこ園での保育・療育が営まれております。

保育園では、保育を進めていく上で困り感を持つ子供さんについて、保護者の了解の下、あるいは保護者からの御希望で臨床心理士、それから作業療法士、言語聴覚士、教育相談員による巡回相談が行われ、支援・配慮の在り方を保護者、そして保育士と共有しています。巡回相談で先ほどのスタッフによる判定がなされるということは、非常に少ないというふうに聞いています。また、通院を通して、医療より医療サイドで発達障がいの診断を受ける園児というのは若干名いるかなという、巡回相談から医療につながったり、そこで医療サイドからそういう診断がなされるという現状でございます。

小中学生についてなんですが、学習障害LD、それから注意欠陥多動性障害ADHD、自閉症スペクトラム障害ASD、その他反抗挑戦性障害ODDと言いますが、それら単一の場合もありますし、あるいはそれらが複数重なっている場合の診断・判定が出ている児童生徒の状況についてお伝えいたします。

本年度診断・判定を受けている児童生徒数ですが、通常学級に在籍している児童生徒数は小学校が20名、中学校が9名でございます。特別支援学級に在籍している児童生徒では、小学校26名、中学校が18名です。また、通常学級に在籍している児童生徒のうち、発達障がいの診断・判定は出てないんですけども、特別な支援・配慮が必要と思われる児童生徒は、小学校が72名、中学校が58名となっております。

このように、特別な支援・配慮が必要と思われる児童生徒が一定数在籍しています。自分の認識では10年前ぐらいに6.3%というような数字があったりして、そのときにはまだそこまで当然いかなかったんですけど、だんだんと先ほど報道にもあったように、6.46%ということで割合的には、人数的には増えてきているかなというふうに思っています。

新聞では社会的な認知が広まっているという言葉があったんですが、子供さんの状況を見

ていて認知だけではないところもあるのかなというのは、うんと個人的な感想ですけども思うことと、それからエコチル調査を大分前からやってきています。その結果がまだ出されていないので、そこをまた結果が出れば参考にしながらというふうに思っているところでございます。

通常級それから特別支援学級、LD等通級指導教室において、子供たちはそれぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援が行われています。

以上でございます。

議長（山崎 文直） 原議員。

3 番（原 源次） 今、数字をお聞きしました。やっぱり県内と同様に増えているような状況だと感じました。

次に、対象者の把握と指導について、どこでどのようにしているのか質問いたします。

生活環境などによっても症状が違い、発達障がいが多様であると思われれます。早期発見・早期治療とも言われ、早めに医師の診断を受けて対処すると予後が良いと言われていています。ADHDは、服薬などで症状が治まるとも言われています。中には小学校高学年くらいで障害が分かり、もう少し早く気づいてあげればよかったというケースなども見られるようです。

対象者の把握と指導について、どこでどのようにしているのかお聞きします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願いします。対象者の把握と指導についてということでお答えいたします。

保育園についてでございますが、先ほど申し上げましたが、困り感を持つ園児への支援・指導が保育園、たけのこ園で行われ、必要により支援保育士が支援を丁寧に行っております。保育園から小学校への就学・小学校から中学校への進学に当たって、適切な学びの場を検討する教育支援委員会、教育委員会の諮問機関でございますが、教育委員会を年に専門委員会が4回、全体会が4回ということで実施してきております。

その会では、特別支援学校や特別支援学級、それから言語通級指導教室ですがことばの教室、それからLD等通級指導教室、まなびの教室という呼称ですが、それから通常級のどこで学ぶのか、学ぶのがそのお子さんにとって一番適切な学びの場になるか、それを検討しております。

発達障がいの診断・判定がある児童生徒は、特別支援学級に即入級ということではないということは言うまでもないことです。それから、各校では都度都度といたしまししょうか、学年・年度の中でそのお子さんにとって学びの場がどうだろうと、その見返しをしっかりと行って、また教育支援委員会等に伝えていただくとか、そういう営みをしっかりとやってきております。

年1回なんですけど、県教委の発達障がいの児童生徒調査で3校の状況が見られます。教育委員会を通しながら県に上げていくので自分たちも把握しているんですけど、先ほどの人数はその調査による人数となっております。

対象者への支援についてですが、一人一人の状況に応じて、例えば集団の中にいることで、ストレスを多く感じたり自分らしさを全く発揮できなかつたりする場合は、自閉症・情緒障害特別支援学級で学ぶことで、お子さんのよさあるいは可能性が発揮できる、そういう支援を重ねていく、また支援級入級の場合には原学級、何年何組というクラスを原学級と言いま

すが、そこの関係、交流及び共同学習という言い方をしますけれども、そこを大事にしていくという、お子さんによってそこをどういうふうに描くか、教科等々も含めてということで動いてきています。

また、集団の中で過ごすことで仲間意識、同調性という言葉もありますけれども、仲間意識が高まったり、仲間とのコミュニケーションが深まったりすることが可能な場合には、通常学級での学びを大事に考えて支援しています。

一方通常級、通常学級の中に特別な配慮・支援が必要な児童生徒が、先ほど申し上げたようにいます。本村では、令和3年度より南箕輪小学校に先ほども申し上げてきておりますが、LD等通級指導教室まなびの教室が開設され、通常学級に在籍している児童の中で学習障がい、読み書き等々、それから注意欠陥多動性障害等のある児童を対象に、自立活動という療育を軸にして一人一人に合わせた指導を行い、自尊感情それから自己肯定感を育むことを大事にしています。

自立活動、例えばコミュニケーション力とか、あるいは自分がどういう行動をとったらいいかとか、SSTソーシャルスキルトレーニングを行ったりとか、そういうことを軸にしながら子供たちを支援していく療育でございますけれども、子供たちは週に1回程度通級し、担当の先生から読む・書く・聞く・話す能力を高める指導、読み書き等々について自分がうんと思っているのは、子供たちが自分のことを知って、こうやればできるんだ、読めるんだ、例えば定規を当ててとか線を入れて、あるいは逐次読みみたいにこうやっていくのを、自分はこういうふうにやれば読めるとか、タブレットを使えば読めるとかそういうような力を子供たちがつける、そういう基にしながら学習能力を高めていくそういう指導、それからコミュニケーション能力、先ほど申し上げたSST等々、子供たちの教育的ニーズに応じた指導を受けています。

本年度は十数名の児童がまなびの教室に通っています。通常級では、学級の一人一人の児童生徒の違いを互いが認め合い、その違いを包み込むということをやんと大事に温かい学級づくりを目指し、本年度かなり具体的に動いてきております。職員研修も行ったりとか、子供さんの姿を出しながらということ動いてきています。9年間の中でそのところをしっかりとということで、学校は動いてきています。よろしくお願ひします。

議長（山崎 文直） 原議員。

3 番（原 源次） やはり、個人個人違うと思います。学びの提供をできるように、支援をよろしくお願ひいたします。

3 番目、親・学校・園での理解度と対応についてを質問いたします。

発達障がいに対する社会的な認知が広がって、今言われるように大分人数が増えているようですが、特別支援教育に期待が高まっているように思われますが、親や学校、また保育園での理解度と対応についてをお聞ひいたします。

議長（山崎 文直） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お願ひします。親や学校・保育園での理解度と対応についてということでお答えします。

保育園・学校でですが、自分たちは子供に学ぶというのを基本にしながら、支援・指導をしています。発達障がいについては研修等によって理解を深めている、そういう状況がございます。

保護者理解についてなんですが、診断というのは障がいという言葉が当然重なってくる、発達障がいという。その障がいという言葉が先歩きしてしまう場合が正直言っている。レッテルとかいう言葉もよくあつたりしますけども、自分たちの考えとして診断が持つ意味合いというのがあつると。お医者さんの立場でいうと、診断というのを持っていて御家庭の状況によっては伝えない場合もあるというふうに認識しています。なので、医療サイドにかかれば診断が全てのお子さんにつくかどうか、保護者にどう伝えるかということ、そこがお医者さんのうんと大きな役割かなというふうに思っているところですけど、ですので診断の持つ意味合い、そこを丁寧に見ていく必要があるかなと思っております。ですので、診断・判定ということは先ほど申し上げましたが、発達障がいという言葉が先にありきではなくて、子供理解を深める医療サイドの一つのアプローチ、切り口かなというふうに思っています。

先ほど投薬、薬の話もありましたけれども、薬についてもいろいろ、これはお医者さんが考えることで子どもがいろいろ言うことではないんですけど、いろんなお考えがあるかなというふうに思っています。

保護者とは子供の行為あるいは行動をしっかり受け止める、その中に思いも入っているんですけど、それで子供たちが困っているそれを根底に置きながら、そういう認識の中で支援・配慮の在り方を共有することを大事にしております。先ほど申し上げました教育支援委員会で、例えばAさんは特別支援学級で、席を置いて学んでいくことが自分を発揮できるよなつてそういう方向性が出されたときに、親御さんと合意形成ということで就学について学びの場をどうしたらいいか、そういう相談をさせて合意をさせていただいています。

親御さんの中では、いや、うちの子はこうだからという親御さんもいますが、多くのお子さんは、みんなでお子さんの困り感を共有しながら学びの場を方向性の中でつていう、そんなことできています。親御さんが例えばうちの子はつて言った場合にうんと思うのは、親御さんもつてお子さんを見ている、それで関係の職員も当然見ている、その中でその重ね合わせをどうしていくか、その場でなくてもそこを丁寧に見ていく、そういう必要性があるかなというふうに思っております。本当、親御さんと家庭と支援の在り方をつて共有していく、それが一番大事かなと思っております。

子供たちに適切な支援・配慮により、その子のよさが発揮できている事実、これをつて先ほど申し上げましたが、親御さんと共有していくことが大事かなと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 原議員。

3 番（原 源次） 状況によっていろいろ違うかと思いますが、ぜひ生徒個々が自立できますよう、御支援のほうをよろしくお願ひしたいとそう思います。

それでは、次の質問に移ります。マイナンバーカードの普及について質問します。

総務省は11月27日現在、マイナンバーカードの申請件数が7,568万件となり、人口に対する割合が60.1%になったと発表されました。政府は、来年3月までにほぼ全国民にカードを行き渡らせることを目指しており、さらに申請をお願ひしたい考えのようです。

2016年から交付が始まったマイナンバーカードは、6割普及するのにおよそ6年の歳月がかつた形です。先にも述べましたが、今年度中にほぼ全ての国民にカードを普及させたい考えで、カードの取得などで最大2万円分のポイントを還元されるマイナポイント第2弾を実施しています。

また、現在の紙などの健康保険証を2024年秋にも原則廃止し、マイナンバーカードとの一体化を発表するなど、普及を急いでいます。また、マイナンバーカード普及のために、政府は来年度新たに設けるデジタル田園都市国家構想交付金の配分に、自治体ごとのカードの普及状況を反映させる方針を固めたようです。また、来年度の地方交付税の算定にもカードの交付率を反映させる方針で、普及に取り組む自治体を後押ししたい考えのようです。自治体からは、カードの普及と交付金を結びつけるのは乱暴だなどという声も上がっていて、今後反発が予想されるとあります。

当村では、昨日の同僚議員の答弁で、ここ8か月で2,000名増えたとありました。

そこでお聞きします。本村のマイナンバーカードの交付件数はどうか、質問いたします。よろしくをお願いします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議席番号3番、原議員の質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードの普及についてという中で、まずは村のマイナンバーカードの交付件数という御質問であります。

昨日加藤議員には、村の加入状況といたしまして7,305件、45.6%と回答いたしましたが、今回交付枚数を質問いただいております、この交付となりますと純粋に村で交付した件数となりますので、交付後に例えばお亡くなりになった方、転出した方、そういった方も含まれますので、昨日の加藤議員の答弁とは数値が異なりますこと、あらかじめ御認識願えればと思います。

村のマイナンバーカードの交付件数であります、11月30日現在7,442件で、交付率は47%となっております。交付率の算定に当たっては、令和4年1月1日の人口1万5,833人を基準として算出したものであります。

以上です。

議長（山崎 文直） 原議員。

3番（原 源次） 今お聞きした数字、昨日の数字もそうですが、全国平均を下回っているということが分かりました。

次に、マイナンバーカードの必要性を十分に住民に周知されているかと、周知方法を御質問します。

メリットとしてよく聞かれるのが身分証明書になるから、マイナポイントがもらえるからなどの理由からです。デメリットは、デジタル庁の資料によれば、カードの未取得者の理由で多いのは情報の流出が35%、申請方法が面倒だからが31%、メリットを感じないが同じく31%などの理由からです。ただ、政府が言うには、実際にマイナンバーカードの所有による個人情報の直接的な流出はつながらないとあります。実際には分かりませんが、そうデジタル庁の報告であります。

そのことが皆に伝わっていないことが、普及の障壁となっていると思われています。今村では、土日職員の皆さんが休日返上で各地区公民館に出向いてカードの申請を受け付けています。大変御苦労さまです。

そこで、マイナンバーカードの必要性を十分に住民に周知されているか、また周知方法をお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。



村 長（藤城 栄文） マイナンバーカードの必要性を住民に周知されているか、また周知方法はという御質問です。

現状におきますマイナンバーカードの必要性また利便性については、制度が始まった当初から村の広報誌やウェブサイト、伊那ケーブルテレビの広報番組でも広報をしていただいております。また、今年の村報8月号・9月号にも記事を掲載いたしまして、カードの取得を促したところ。また、国の事業であります。国が行う新聞一面広告やテレビCM等もよく見かけるところであります。

マイナンバーカードは顔写真つきの本人確認書類、コンビニでの住民票などの各種証明書の取得、スマートフォンでのワクチン接種証明書の取得、オンラインでの確定申告、健康保険証としての使用、民間におけるオンラインサービスなど、これから利用の幅が広がってまいります。どうしても現状でありますと使う機会というのがかなり限られておまして、ポイント目当てという人も少なくありません。私もマイナンバーカード取得をしておりますが、まだ一度も使う機会がないというのが現状であります。

また、今議員からもありました、今土日に各地区公民館を巡回をして、カードの交付申請を職員の皆様に御苦労いただいて受け付けているところ。役場におきましても月曜日の夜や休日にも今申請できる日を設けて、マイナンバーカードの取得について促しているところ。であります。

やはり、土日というのは役場が閉まっていますので、土日に住民票が必要になったときにコンビニ等で取得できるってところ、今のところそれが一番私の中では利便性としてはあるのかなと、ただなかなか必要になるってのが限られておますので、そういった機会がもう少し増えると、住民の皆様もこのマイナンバーカードの必要性というのが高まってくるのかなと思います。

また、今後様々なデジタルのサービスがこのマイナンバーカードを用いて利用できるようになりますので、そうやって初めて特に若い世代を中心に、この必要性・利便性というのが周知が広がっていくのかなと感じているところ。であります。

以上です。

議 長（山崎 文直） 原議員。

3 番（原 源次） 私もまだなんですが、あまりやっぱり必要性を感じないから、作ろうとするちょっと意欲がありません。ただ、これが交付金に響いてはいけませんので、早速12月いっぱいうちに申請しようかなと私は思っております。

次に提案です。

頑張って交付率を上げようと思っております。先日、担当者にお聞きしましたら、ここに来て駆け込みで申請している人が多いとお聞きしました。私も今やると言っていましたのでその一人になるかと思いますが、既に47%の方が交付を受けている中ですが、不公平感はあると思いますが、交付率を上げるために申請者に国のポイントのほかに、村内で利用できる商品券などの発行は考えられないかお聞きします。

議 長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 交付件数を促すために、商品券等の発行を新規でできないかという御提案であります。

現在、マイナンバーカード交付事務費補助金、こういったものを財源に自治体独自のポイ

ント付与や商品券の配付を行っている自治体は確かにございます。まず一つ問題となるのは、既に先に申請した方がこの商品券をもらえず、後から申請した人が利益を得ることになりますので、その部分の平等といえますか、そのところがなかなか理解を得ることが難しいのではないかと私は思っております。

また、既に1万5,000ポイント、チャージをすれば2万ポイント、2万円ですねもらえる環境にありますので、さらに商品券で1,000円、2,000円程度上乗せしても、お金目当てというところではなかなか効果は限定的になってしまうのではないかとこのところは危惧される場所です。また、国のポイント付与されるための仕組みもかなり複雑でして、結構村役場職員でもどうやったらこのチャージしたときのポイントがもらえるかだとか、その辺の説明は大変苦労している場所です。

そういった中、このお金、どちらにしても財源は税金であります。今回商品券を配るというところは、現状では私の中では適正な利用方法とは考えておりませんので、発行はしていないという場所です。

国のマイナポイント付与、2万ポイントであります、これは12月中に申請することが必須となっておりますので、この機会に合わせて申請のお願いをしてみたいという場所です。

以上です。

議長（山崎 文直） 原議員。

3番（原 源次） 先ほども言いましたが、私まだなんです、先日やっぱり2回目の申請書類が届きました。1回目をしなきゃいけないかなと思って取っておいたんですが、2回目も来たということは、国も村も頑張っているかなと思ってますので、よろしく願います。

それから2万ポイントが、いきなり2万円というのはなかなか理解ができないかなと。2万円いただけりゃすぐにでもやりたいなと思ってますが、そういうことをまた簡単にポイント付与もできますようにお考えをお願いしたいと思います。

それでは次、最後の問題いきます。

次に、村の財政について質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症は緩和されつつありますが、2021年度に始まったウッドショックに続き、2022年にはウクライナ情勢も加わったこと、また円安などの影響で原油や原材料などの価格は変動を伴い、高い水準で推移しています。建築資材やエネルギーの高騰など、土木工事における物価高は収まる状況にありません。

今後大きな給食センター工事などもあります。建築・土木資材の高騰、また村としても各種備品・自動車燃料等ですが、などの購入等、影響は多大と思われます。当然、財政的にも負担が多くなってくる状況から、現状の物価高に対して今後も物価高は続くかと思いますが、村財政に及ぼす影響はどの程度になるかお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 村の財政の中で、現状の物価高に対して村に及ぼす影響はどの程度になるかという御質問であります。

内閣府の10月の月例経済報告におきましては、経済の基調判断について景気は緩やかに持ち直しているとし、先行きについてはウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、

景気が持ち直していくことが期待されるとしております。

しかしながら、世界的な金融引き締めが続く中、海外の景気の下振れによるリスクもありまして、物価上昇・供給面での制約・金融資本市場の変動などの影響に、今後も十分に注意をする必要があると感じておるところであります。

このような背景を踏まえまして、当面は現状の物価高が続きまして、景気動向によってはさらに物価高が進むと考えられます。この物価高がまた下がるということは恐らく想定せず、この価格でこれからどこかで上げとどまって、そこで推移していくと私は考えておりますが、そうなりますと具体的な影響といたしましては、今回の議会でお認めいただいた補正予算にもありますが、電気料金をはじめとしたエネルギー価格の上昇などの物件費、また新型コロナウイルスによりまして出控えがありました。それによって扶助費が抑えられておりましたがそれが戻ってきておりますので、扶助費の部分も大幅増が見込まれるところでもあります。

また、普通建設事業費につきましても、資材・労務費等が大幅に上がっておりまして、こちらにも既に補正予算でお認めをいただいておりますが、工事費等も上がってまいります。建築資材は今後も高値で推移するとみられまして、今後発注予定の工事費、それらは必ず上がってくるのかなというところでもあります。

令和4年度の決算の見通しは、当初予算にも増となっております。令和5年度当初予算の編成におきましても、これら影響を反映させると先ほども申しましたが、令和4年度当初予算に比べて増額となることを見込まれるところでもあります。具体的な数字までちょっと算出することは難しいですが、相当な影響があるというところは御理解いただければと思います。

以上です。

議長（山崎 文直） 原議員。

3 番（原 源次） 大変難しいことだと思いますが、よろしくかじ取りをお願いいたします。

次にいきます。

私たちが健康で豊かな生活送るために、様々な公共サービスを提供していただいています。コロナ禍において生産・消費・雇用が大幅に減少し、私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼしています。先行き不透明感が増すばかりです。現状における法人税の増加見込みや個人所得税の推移をはかってみると、決して安全な状況とは言えませんが、国の施策における補助や交付金に頼っているのが実態で、不安全なようにも思えます。

そこで、コロナ感染症・不景気などにおける税収等を見込んでの新年度の予算規模はどのぐらいになるのかお聞きいたします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 新年度の予算規模に対する御質問であります。

一つ前の都志議員にこの部分はお答えをいたしましたので、簡略化してお答えをいたしますと、令和5年度の税収見込みにつきましては、令和4年度当初予算の66億から70億円の範囲内で編成をしてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山崎 文直） 原議員。

3 番（原 源次） ありがとうございます。

次にほいじゃあいきます。

本村の財政は、現時点では良好な数値を維持していますが、3年前からコロナ感染症や円安などによる不景気が続き、また高齢化などの社会保障関連経費や公共施設のLED化など、安全・安心な暮らしの実現に向けた事業に係る歳出の増加も想定されます。前項目でも質問しておりますが、行政の基本は財政の確立だと思えます。

これから新年度の予算編成が行われますが、予算の基本的な考え方と新年度において健全財政は維持できるかお聞きします。

議長（山崎 文直） 藤城村長。

村長（藤城 栄文） 健全財政を今後も維持できるのか、新年度はどうかという御質問であります。

歳入の伸びがなかなか見込めない状況であります。こうした傾向が今後も続くことで、令和5年度以降、一般財源ベースにおける歳入歳出の収支の差が縮まってまいりまして、そうなりますと投資的経費、こういったものが捻出できなくなることが大変懸念しているところでもあります。

令和5年度につきましては、村3か年実施計画に基づいた事業計画の財源といたしまして、令和2年度以降に積み増しをした財政調整基金、また学校施設整備基金を活用して、計画している事業につきましては必要な歳入は確保できる見込みであります。令和6年度、7年度もそれなりの見通しがついているところではありますが、それ以降になりますと今かなり不透明な状況となっております。

今後は、新規の建設事業を抑制したとしても、公共施設の長寿命化計画更新に充てるこちらの投資的経費は必ず必要になってまいりますので、あらかじめ歳入歳出両面からの見直しを今から行いまして、一定程度の投資的経費を5、6、7、8、9、そのぐらいを見越して確保できるように、財政基盤を築いていく必要があると感じております。

公共施設の長寿命化計画更新といった従来の課題、新型コロナウイルス感染対策や原油価格・物価高騰対策、コロナ禍からの地域経済の回復など、優先的な課題に取り組む必要もありますが、同時に将来に向けた投資的経費、これは必ず必要になってまいりますので、この確保も見据えて、持続可能な健全財政の構築にも合わせて取り組んでいかねばならないというところでもあります。

かなり支出が増えていきます。それに比べて入ってくるお金は増えていきませんので、その部分はこれまでの村政運営と比較しますと、かなり厳しくなっていくというところは覚悟して取り組んでまいりたいとそういうところでもあります。

以上です。

議長（山崎 文直） 原議員。

3番（原 源次） 今申されたように、やっぱり健全財政を維持していくのは難しいかなと思っています。今後、公共施設等、修理等かさむかと思いますが、ぜひ健全財政で推移できますようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（山崎 文直） これで、3番原源次議員の質問は終わります。

以上で、一般質問を終わります。

9日の会議は、議事の都合により特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕  
議長（山崎 文直） お疲れさまでした。

散会 午前11時51分

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 1 2 月 9 日 (金曜日) 午後 3 時 0 0 分 開議

- |     |                                     |       |
|-----|-------------------------------------|-------|
| 第 1 | 議案第11号～第14号                         | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告)               | 質疑～採決 |
| 第 3 | 発議第 1 号～第 2 号                       | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～第 4 号、第 6 号～第 9 号、第11号～第14号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 継続審査事項                              |       |
| 第 6 | 継続調査事項                              |       |
| 第 7 | 議員派遣                                |       |

○出席議員（9名）

|    |    |    |    |    |     |
|----|----|----|----|----|-----|
| 1番 | 丸山 | 豊  | 6番 | 都志 | 今朝一 |
| 2番 | 山崎 | 文直 | 7番 | 加藤 | 泰久  |
| 3番 | 原  | 源次 | 8番 | 唐澤 | 由江  |
| 4番 | 登内 | 瑞貴 | 9番 | 三澤 | 澄子  |
| 5番 | 笹沼 | 美保 |    |    |     |

○欠席議員

10番 百瀬輝和

○説明のため出席した者

|           |      |             |       |
|-----------|------|-------------|-------|
| 村長        | 藤城栄文 | 健康福祉課長      | 伊藤千登世 |
| 副村長       | 田中俊彦 | 地域包括支援センター長 | 山崎一   |
| 教育長       | 清水閣成 | 子育て支援課長     | 武井香織  |
| 総務課長      | 伊藤弘美 | 産業課長        | 有賀仁志  |
| 地域づくり推進課長 | 高橋里江 | 建設水道課長      | 武井厚   |
| 特命担当室長    | 原和子  | 教育次長        | 清水勝宏  |
| 会計管理者     | 城取晴美 | 代表監査委員      | 原浩    |
| 財務課長      | 藤澤隆  |             |       |
| 住民環境課長    | 清水恵子 |             |       |

○職務のため出席した者

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 松澤さゆり |
| 議会事務局次長 | 宮澤文敏  |

## 会議のてんまつ

令和4年12月9日

午後3時00分 開議

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」〕 御着席ください。〔一同着席〕

議長（山崎 文直） お疲れさまです。

会議に入る前に御報告いたします。

10番、百瀬輝和議員から欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日、追加議案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。

笹沼議会運営委員長。

議会運営委員長（笹沼 美保） 皆さんこんにちは。議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案等が提出されたことに伴い、先ほど議会運営委員会を開催し次のとおり決定したので報告します。

村側から追加議案4件、議員から意見書案2件が提出されていますので、本日の会議日程とします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（山崎 文直） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案4件、意見書案2件を本日の会議日程とします。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第11号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（山崎 文直） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第11号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、所要の改正を行うため提案するものがあります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 細部説明を求めます。

伊藤総務課長。

総務課長（伊藤 弘美） それでは、議案第11号の細部説明を申し上げます。

本案は、国家公務員に対して行われました人事院勧告を踏まえ、職員給与の引上げを行う



ための条例の改正をお願いするものでございます。

本村の職員給与に関しましては、これまでも国の人事院勧告を参考に給与改定を行ってまいりました。本年も8月に勧告が行われ、11月末に国の給与法の改正が成立いたしましたので、これを受けまして村の一般職の職員、議会議員並びに特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、初任給を大卒で3,000円程度、高卒で4,000円程度引き上げるとともに、若年層の月例給を平均で0.3%引き上げます。期末勤勉手当につきましては、一般職で年間0.1か月分、再任用職員と議員、理事者等特別職につきましては、0.05か月分の引上げを行います。

また、人事院勧告とは別になりますが、職員の通勤手当につきまして通勤距離が長距離である職員がおりますので、距離区分を追加する改正を合わせて行います。なお、条例の改正につきましては、関係する3条例を本年度分と来年度分の2回に分けて改正いたしますので、第1条から第6条まで別条例の改正とさせていただきます。

それでは、各条項につきまして新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案の9ページを御覧ください。

初めに第1条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第18条は通勤手当の規定でございます。現在、最長通勤距離を15キロ以上としておりますが、通勤距離が20キロを超える職員が実際におりますので、距離区分を追加する改正を行うものでございます。金額につきましては、国の基準に倣っております。

第30条は勤勉手当の額を規定しておりますが、10ページを御覧いただきまして、第1項は12月に支給する手当の支給率を0.1か月引上げ、100分の105とするものです。特定幹部職員も同様に0.1か月引き上げます。

第2項は、再任用職員に対する支給率を0.05か月引上げ100分の50に、特定幹部職員につきましても同様に引き上げるものでございます。

別表第1、行政職給料表につきましては、月例給の改正を行うものでございます。15ページを御覧ください。

同じ条例名の第2条関係でございます。こちらは令和5年度の支給率の規定となります。第1条関係は勤勉手当の引上げに関しまして、本年度分を12月の支給分で調整いたしますが、来年度以降は6月と12月の2回の支給に分けて調整するため、それぞれの支給率を100分の100とするものです。特定幹部職員と16ページになりますが、第2項の再任用職員につきましても、同様の改正を行うものでございます。

続きまして第3条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

第5条第2項におきまして、議員に支給する本年度12月分の期末手当の支給率を0.05か月分引上げ、100分の167.5とするものでございます。

続きまして、同じ条例名の第4条関係でございます。

同様に第5条第2項におきまして、議員の期末手当の改正を行うものです。一般職と同様に、来年度以降は6月と12月の2回の支給に分けて調整するため、それぞれの支給率を100分の165とするものでございます。

続いて17ページを御覧ください。

第5条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項におきまして、特別職に支給する本年度12月分の期末手当の支給率を0.05か月分引き上げ、100分の167.5とするものでございます。

続きまして、同じ条例名の第6条関係でございます。第5条第2項におきまして、来年度以降の期末手当の支給率を6月と12月それぞれ100分の165とするものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、下段の附則でございます。

第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、一般職の給与条例における職員の通勤手当並びに来年度分の手当の支給に関するものは、令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、一般職員の給料表につきまして、令和4年4月1日から適用するというものでございます。

8ページを御覧いただきまして、附則第3項は本年度分の一般職の勤勉手当並びに議員及び特別職の期末手当について、令和4年12月1日から適用するというものでございます。

附則第4項は一般職の給与について、第5項は議員並びに特別職の期末手当につきまして、遡及適用における内払の規定でございます。

附則第6条は、規則への委任事項でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（山崎 文直） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

議案第12号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（山崎 文直） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第12号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告による給料表等の改訂に伴う職員等の給料、職員手当等の補正、また緊急を要するフォレスト大芝の衛生設備改修工事費の追加などが主なものであります。

なお、予備費による調整のため、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 細部説明を求めます。

藤澤財務課長。

財務課長（藤澤 隆） それでは、議案第12号の細部説明を申し上げます。

初めに17ページをお開きいただきまして、給与費明細書を御覧ください。

1、特別職は御覧いただき、次の18ページの2、一般職につきましてはおめくりいただきまして19ページ、増減額の明細がございます。明細のとおり、それぞれ給料・職員手当につ

きましては、ただいま申し上げました人事院勧告に伴う増額が主な内容でございますので、こちらにつきましてはお目通しをいただきまして、これから説明いたします、歳出のうちの各事業の2節給料から4節共済費までの説明は省略させていただきますので、御理解をお願いいたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明いたしますので、議案書6ページにお戻りください。

2款総務費、1項5目0221財産管理事務35万円につきましては、10節需用費、公用車修繕料でございますが、原材料価格高騰の中で修繕も多くなってきておりまして、今後不足が見込まれます費用をお願いするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

3款民生費、2項2目0340保育園運営事業413万円でございます。主に人件費でございますが、17節備品購入費の36万3,000円につきましては、過日南部保育園の冷蔵庫が故障してしまいまして、急遽業務用冷蔵庫1台の購入費用をお願いするものでございます。

さらに2枚おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

8款土木費でございます。4項2目0850大芝公園管理総務事務650万円でございます。提案理由で申し上げましたが、14節工事請負費590万円につきましては、フォレスト大芝衛生設備改修工事でございますが、これはボイラー及び給水設備の改修工事となります。

現在フォレスト大芝の給水につきましては大芝荘の水道メーターを経由しておりまして、フォレスト大芝設置のボイラーにつきましては、味工房への給湯設備としても使用しております。以前から修理をしながら使用をしておりますが、ボイラー本体からも漏水をしております。古いものですから修理部品もない状態です。いつ故障してもおかしくない状態でございますので、今回凍結時期を迎え、急遽ボイラーの取替工事とともに大芝荘のメーター経由の水道管から切り離しまして、直接フォレスト大芝の給水施設とするための工事を合わせて行うものでございます。

18節負担金につきましては、水道加入金水道口径40ミリでございますが、60万円をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして16ページでございます。

14款予備費で1,839万3,000円減額しまして、歳入歳出額を調整するものでございます。

以上、議案第12号の細部説明とさせていただきます。

議長（山崎 文直） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

議案第13号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（山崎 文直） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第13号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4

号) 」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の水道事業費用を31万1,000円増額し、支出総額を2億7,253万円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします

議長（山崎 文直） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第13号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。

1款1項5目、総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員給料等人事院勧告に伴いまして、31万1,000円を増額補正するものでございます。5ページから7ページにつきましては給与費明細書を記載しておりますのでお目通しいただきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を26万8,000円増額して、2,881万7,000円とするものでございます。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（山崎 文直） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

議案第14号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（山崎 文直） 本件について提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第14号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出の予定額につきまして、支出の下水道事業費用を17万円増額し、支出総額を5億9,341万4,000円とするものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（山崎 文直） 細部説明を求めます。

武井建設水道課長。

建設水道課長（武井 厚） 議案第14号の細部説明を申し上げます。

補正予算実施計画明細書により説明いたしますので、議案書4ページを御覧ください。

収益的支出を説明いたします。1款1項5目、総係費の1節給料から30節負担金につきましては、職員給料等人事院勧告に伴い17万円増額補正するものでございます。5ページから

7ページは給与費明細書を記載しておりますのでお目通しいたきまして、ここでの説明は省略をさせていただきます。

2ページにお戻りいただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費の補正予定額を15万1,000円増額して、1,883万8,000円とするものでございます。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議長（山崎 文直） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

日程第2、請願・陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

唐澤総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（唐澤 由江） 総務経済常任委員会に付託されました陳情について、村議会会議規則第91条第1項に基づき、委員長報告をいたします。

陳情第11号、選択的夫婦別姓制度の導入について、国会審議の推進を求める意見書を国に提出することを要望する陳情。

11月30日午後1時半から第1委員会室で審議しました。提出者の金田恭子さん、平澤さんから説明を受けました。夫婦同姓を強制する国は世界で日本だけ。選択的夫婦別姓未導入の日本は、ジェンダーギャップ指数世界116位と取り残されております。SDGs 5、ジェンダー平等を実現があります。ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図る。選択的夫婦別姓とは従来の夫婦同姓に加え、夫婦別姓も選べる制度。働く未婚女性75.1%が選択制賛成、65%が旧姓で働きたい。未婚男女の3割が夫婦別姓で働きたいという。

各委員の意見。法制審議会でも検討しているがなかなか進まない、このことは男女共同参画の面でも必要だが進まない、多様性が必要、この意見前々から賛成、話は分かるが迷っている、日本古来から続いている、世論の声が上がりつつある、選択で選べるから特に不都合はない、賛成。

採択の結果、賛成2、反対2。委員長判断で採択といたします。

陳情第13号、安倍元首相の国葬の中止を求める意見書・否決議希望陳情書。

委員の意見。言っている意味が分からない、趣旨が分からない、一旦村議会が反対意見を挙げているので尊重したい。

審査の結果、賛成1、不採択3で不採択です。

陳情第14号、村名変更に関する陳情書。

漢字表記の南箕輪を南みのわ村に変更する。

出された意見。3年前もあった、変えるとなると慎重にしたい、いきなりオーケーは無理、漢字好きで今までどおりがいい、転入者が多い、人口増、親しみやすさはよいが漢字は奥深さもある、変えるにはかなりのお金がかかる。

4対ゼロで不採択すべきものと決しました。

陳情15号、肥料高騰対策実施に関する陳情。

上伊那農民組合竹上様からお話を伺いました。政府の肥料高騰対策に上乘せ補助を村が創設することというもの。

農業は守るべき、水田は守りたい、しかし小さな農家は苦しい、全くこのとおり、小規模農家を守りたい、継続でよい、農業者といっても畜産・米、またJAも5%の支援、箕輪町は3,000円などプラス春肥に向けて継続。

継続審査の意見があったため、採決すると賛成2対継続2の同数だったため、委員長判断で継続審査に決しました。

これで委員長報告を終わります。

議長（山崎 文直） 委員長報告に対する陳情第11号「選択的夫婦別姓制度の導入について、国会審議の推進を求める意見書を国に提出することを要望する陳情」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

陳情第11号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 起立多数です。

したがって、陳情第11号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第13号「安倍元首相の国葬の中止を求める意見書・否決議希望陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

陳情第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

1番、丸山豊議員。

1番（丸山 豊） 1番、丸山です。陳情13号について、反対の立場で討論をいたします。

私は、前回のときの安倍前首相の国葬が実施されたことについては、賛成という立場で自分の意思表明をしましたですが、今回前回の国葬反対を否決してほしいというこの陳情は、そういう意味では理解できる部分もあります。しかし、自分の考えを再度説明したいということで、反対の討論をさせていただきます。

内容が法的根拠の問題と国論を二分しているということについてこの陳情者は出しておられて、この件について私は意見を異にしているところでございます。法的根拠につきまし

ては前回も申し上げましたが、法律学者の中で議論が分かれておりまして、陳情者の意見は陳情書のとおりであります。党本部というか、私も自民党の党本部のほうからこの件に関する内閣設置法、これの逐条解説までいただきまして、陳情者の説明にもちょっと書いてあるんですけども、詳しくは書いてないために、多分言いたいことは多分そういうことだなということでもありますけれども、それに対しまして、東京弁護士会の会長さんの声明が一番的を射ているかなということでの説明をしたいと思うんですけども、政府は内閣府設置法第4条3項33号で、内閣府の所掌事務とされている国の儀式として閣議決定すれば実施可能との見解を示しているということで、これは陳情者も同じことを言ってるんだろーと思います。

しかし、そもそも内閣府設置法は内閣府の行う所掌事務を定めたものにすぎず、その国の儀式国葬が含まれるという法的根拠もないとしており、こういうわけで法律学者の中でも意見が分かれているというふうに私は解釈いたしまして、こちらのほうを重きを置いてそういうような立場で話をさせていただいております。

このことはいろんな政治家もそうなんですけども、閣議決定で国の儀式と位置づける際の基準と手続の定めがないというところやはり曖昧なところが残っているというのが、学者とかいろんな人の意見になっております。法的根拠についてはないということが私の見解でございます。

国論を二分しているということについて、陳情者は世論の見解というかそういうところを指摘しておりましたけれども、私も実は新聞報道なんかを整理いたしますと、国葬の反対は朝日・毎日・東京新聞などが社説なんかにはそのように書かれておりました。賛成は読売・産経・日経新聞でありまして、これはそれぞれ社説を見れば、おのずとこういうふうに二分しているかなってというのは考えられますし、新聞によってはそれぞれの新聞を検証しているというそういう記事もあるものですから、二分はされているんだなというふうな解釈を私はいたしました。

以上のことからこの陳情には反対ではありますが、私は安倍前首相の国葬は、功績だとか弔問外交の必要性などから賛成であったということを前は示したわけでございます。

申し添えますが、この陳情書に違和感を覚えた方は私のほかにも結構いたのではないかと、いうふうには思っております。個人名の入ったものであり、不穏当な表現のある陳情書であり、手続の上でも陳情取扱基準に則って、私たち議会の10人の中で議論して、するなりもう少し慎重に扱わなければいけなかったのではと私は感じております。

以上です。

議長（山崎 文直） ほかに討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） これで討論を終わります。

陳情第13号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 起立なし。

したがって、陳情第13号は不採択とすることに決定しました。

委員長報告に対する陳情第14号「村名変更に関する陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

陳情第14号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

陳情第14号を採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 起立なし。

したがって、陳情第14号は不採択とすることに決定しました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願・陳情の審査に関し、常任委員長長の報告を求めます。

三澤福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（三澤 澄子） 福祉教育常任委員会に付託された陳情2件について、会議規則第77条の規定により報告します。

継続となっていた陳情第10号「不登校児童生徒に対して、多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める陳情について。

11月11日午前9時から第1委員会室にて審査しました。

不登校児童生徒の増加を受けて、子供の成長を助ける様々な居場所づくりが進んでいます。陳情10号は、民間のフリースクールに国の支援を求めるものです。委員からは、この間の各議会での受け止めや県の不登校児のサポート体制、民間のフリースクールの定義など、資料を基に審査しました。

諮ったところ、採択4で意見書を提出することに決しました。

なお、実施での問題点としてフリースクールの定義は様々であることから、支援に当たっての整備の課題や現在の大教室や中間教室で行っている学びにも支援強化をする必要もあるということで、3項を追加し、より充実した意見書とすることにしました。後ほど提出いたしますので御賛同をお願いいたします。

次に、委員会付託された陳情第12号について、11月28日午後1時半より第1委員会室にて審査しました。

委員5人と説明者に長野県医療労働組合連合会の伊壺氏が同席し、審査をいたしました。伊壺さんより医労連で出されたアンケートや現場の声が紹介され、長時間労働の実態や配置基準の見直しなど説明を受けました。長引くコロナ禍の中での医療崩壊・介護崩壊も、現実のものとして人手不足に追い打ちをかけていることから、公立・公的病院の充実や保健所など公衆衛生の体制強化も求められました。

委員からは、看護・介護の充実の具体的数値基準があるか、財源はどうか等質問がありました。

諮ったところ、大筋で賛同できるということで趣旨採択が3、一部採択が1で趣旨採択と決しました。

以上、委員長報告とします。

議長（山崎 文直） 委員長報告に対する陳情第10号、「不登校児童生徒に対して多様



な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

陳情第10号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、陳情第10号は採択することに決定しました。

委員長報告に対する陳情第12号「安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

陳情第12号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

陳情第12号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情を趣旨採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、陳情第12号は趣旨採択することに決定しました。

日程第3、意見書案が提出されております。

発議第1号「選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（山崎 文直） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、登内瑞貴議員。

4番（登内 瑞貴） 発議第1号「選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

最高裁判所は、2015年及び2021年、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について合理性がないと断ずるものではないと言及し、制度の在り方について国会で論じられ、判断されるべきと国会に委ねました。

選択的夫婦別姓制度は、男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながり少子化対策の一助となること、また法的根拠のない旧姓併記がこれ以上広がることによる社会の混乱、事実婚増加による婚姻制度の形骸化、また戸籍制度の形骸化を防ぐことができる、さらに法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、女性活躍の推進にも寄与する、よって政府及び国会に対し男女が共に活躍できる社会の実現のため、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求めます。

以上、趣旨説明といたします。御賛同よろしくお願いいいたします。

議長（山崎 文直） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

松澤事務局長。

事務局長（松澤 さゆり） 朗読

議長（山崎 文直） 本案について趣旨説明を求めます。

5番、笹沼美保議員。

5番（笹沼 美保） 発議第2号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の趣旨説明をいたします。

近年、不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、多様な学習機会の確保は必要不可欠であり、喫緊の課題です。不登校は問題行動ではないという認識の下に、全ての子供たちが自分らしく学び、自分らしく生きることができるよう支援していかなければなりません。そのために、いわゆるフリースクール等の民間施設を利用する児童生徒の経済的負担を軽減するための支援と、フリースクール等の設立・運営に対する補助金等の支援を求めるものです。

しかし、フリースクール等は自由な学びの場を提供することが主な目的であり、フリースクール等の定義を国が定めて支援の対象とすることには難しさがあることもまた事実です。そのため、フリースクール等民間施設に関する支援のみではなく、利用料などの経済的負担

のない中間教室、長野県では中間教室といいますが、一般的には教育支援センターまたは適応指導教室といえます。中間教室の充実を図ることも必要であり、また国からの経済的支援制度確立までには時間がかかる懸念もあることから、記書きの3として中間教室の充実及びフリースクール等設立・運営や、そこに通う児童生徒に対する補助を各市町村の教育委員会が自主的に行えるよう、速やかに必要な施策を講じることを求めるものです。

以上、趣旨説明といたします。御賛同をよろしくお願いします。

議長（山崎 文直） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（山崎 文直） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案に対する討論・採決を行います。

議案第1号「南箕輪村防災会議条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

9番、三澤澄子議員。

9番（三澤 澄子） 9番、三澤です。

議案提案のときに、この防災会議に自衛隊を加えることについて質問させていただきました。私は、今の時期にこの自衛隊を防災会議に入れる必要があるのかどうかという点で、今必要ではないんじゃないかということで、反対の討論をさせていただきます。

このところ、地球規模の大規模な自然災害が毎年続いております。その都度、自衛隊の皆さんの災害救助の活動には敬意を表します。本当に感謝しているものであります。しかしながら、今この防災会議においては自衛隊の参加が今必要かどうかということで、私は疑問に思っております。

先日ですけれども、政府与党が自衛目的で他国領域のミサイル基地などを破壊する反撃能力・敵基地攻撃能力を保有すると合意しました。保有を明記した国家安全保障戦略など、安保関連3文書を今月中旬に閣議決定で決めると言っております。保有決定は、戦後の安保政策の根本的転換となります。反撃能力保有により自衛隊は守りに徹し、米軍に打撃力を依存するとした日米の役割分担は変化することになります。集団的自衛権行使容認に続き、憲法9条の精神に基づき堅持してきた専守防衛の変質が進むほどの指摘がされているとあります。

併せて軍事を5年間で総額43兆円、米国・中国に次いで世界3位だそうでありまして、とする財源確保の増税などが報道されております。戦前軍事偏重し侵略戦争によって多くの犠牲を強いた経験を持つ日本がなぜまた軍事大国に進むのか、まともな議論もされないまま

進んでいます。私はおじ2人を戦争で失っている世代であります、今また自衛隊の皆さんを戦死させることは絶対に許されません。

国の在り方が問われている中で、自衛隊を身近なものにして利用してはいけないという思いがあります。本質の議論をさせないことは、とても許せるものではありません。そういう意味では、自衛隊を本当に専守防衛としてきちんと守るという意味でも、私はこの防災会議の中に日常的なものとして入れていくことには反対をいたします。

議長（山崎 文直） 反対の方いらっしゃいますか。

ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村議会議員及び南箕輪村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「令和4年度南箕輪村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「令和4年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第3号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「令和4年度南箕輪村一般会計補正予算（第9号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号「令和4年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第4号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

第13号を採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号「令和4年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第5号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山崎 文直） 討論なしと認めます。

第14号を採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山崎 文直） 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第72条の規定により、お手元の配付のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山崎 文直） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山崎 文直） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件について、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山崎 文直） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

議長（山崎 文直） ここで、来る1月31日をもちまして、任期満了により御勇退なされる原 浩代表監査委員から御挨拶をいただきたいと思います。

原代表監査委員におかれましては、平成27年2月1日に監査委員へ就任以来、8年間村の財政に関し厳正な監査を実施いただくとともに、村政運営に関して適切な御意見をいただきてまいりました。深く感謝申し上げます。

それでは、原代表監査委員。壇上で御挨拶をお願いいたします。

代表監査委員（原 浩） 一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

平成27年2月に、何も分からぬままお引き受けいたしました。皆様のお力添えで2期8年間務めさせていただきました。本当にありがとうございました。

県それから上伊那広域連合ともう少し任期がありますので、引き続きお世話になります。皆様方の御健勝・御多幸、村議会の村議会、それから村のますますの御発展をお祈りしまして挨拶といたします。本当にありがとうございました。

議長（山崎 文直） ありがとうございます。これからも村政に対して変わらぬ御支援をいただけますようお願いいたします。大変お疲れさまでした。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、大変お疲れさまでありました。また、全議案可決決定をいただきましてありがとうございます。議案審議や一般質問でいただきました様々な意見・御提言は、今後の行政執行や村づくり・地域づくりにしっかりと生かしてまいります。

御挨拶をいただきました原代表監査委員におかれましては、2期8年にわたり村政をしっかりとチェックをしていただき、村の発展に多大な貢献をいただきました。今後も地域の担い手として、時には厳しい目線で村へ御助言いただきますようお願い申し上げます。2期8年、大変お疲れさまでした。

さて、令和4年も残すところわずかとなりました。年が明けますと、令和4年度も残り3か月となります。計画いたしました事務事業につきましては順調ではありますが、様々な物が値上がりをしている中進めているというのが現状であります。

そのような中、新年度の予算編成の作業を行っております。新年度は学校給食センターの建設費が引き続き最も高額な事業であります。また、南箕輪小学校の大規模改修を北校舎・南校舎、そして中校舎と令和6年度から複数年かけて予定をしておるところでありますので、来年度はその設計などの対応が始まってまいります。

環境関連では、公共施設のLED化に加え、大芝高原のアカマツの主伐につきましても大きくかじを切ってまいります。厳しい数字の中で予算編成を進めていく必要があります。村の150周年記念も、令和7年2月といよいよ間近に迫ってまいります。

これから本格的な冬となってまいります。豪雪にならないことを願いながら、事業者やまっくん除雪隊の皆様から御協力をいただき、雪対策には万全を尽くしてまいりたいと思っております。

2023年が村にとりまして、また村民の皆様方にとりまして希望が持てるような年に、そして多くの皆様が村づくりに参加する契機となる年になることを願い、また村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（山崎 文直） これをもちまして、令和4年第4回南箕輪村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（松澤 さゆり） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午後4時09分



会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員